

国土交通省告示第 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条第二号イ及び第三号イの規定に基づき、建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を定めるこの告示を制定する。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条第二号イ及び第三号イの規定に基づき、建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を次のように定める。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号。以下「令」という。）第三章第八節に規定する基準に従った構造計算は、次のイからハまでに定めるところによるものとする。

イ 令第八十二条各号、令第八十二条の二、令第八十二条の四、令第八十二条の五（第二号、第三号、第五号及び第八号を除く。）及び第八十二条の六の規定による構造計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行う場合にあつて

は、固定モーメント法、たわみ角法その他の解析法のうち荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分その他の部分に生ずる力及び変形を当該建築物の性状に応じて適切に計算できる方法を用いること。

ロ 令第八十二条の三並びに令第八十二条の五第二号及び第八号の規定による構造計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算を行う場合にあっては、増分解析若しくは極限解析による方法又は節点振分け法その他の解析法のうち荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力及び各階の保有水平耐力その他の耐力を当該建築物の性状に応じて適切に計算できる方法を用いること。

ハ 令第八十二条の五第三号及び第五号の規定による構造計算を行う場合にあっては、増分解析による方法を用いるものとし、これと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算を行う場合にあっては、増分解析法その他の解析法のうち荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力及び変形並びに各階の保有水平耐力その他の耐力を当該建築物の性状に応じて適切に計算できる方法を用いること。

二 前号に定める構造計算を行うに当たって、実験その他の特別な調査又は研究の結果に基づく部材又は架構その他の建築物の部分の耐力算定式又は構造計算上必要となる数値を用いる場合にあっては、当該耐力算定式又は数値が建築物の性状に応じて適切であることを確かめるものとする。

附 則

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

○国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第三十六条の二第五号の規定に基づき、昭和五十五年建設省告示第七百九十号の全部を改正するこの告示を制定する。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物とする。

- 一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ又はハ）に該当するもの以外のもの

イ 次の(1)から(4)までに該当するもの

- (1) 架構を構成する柱の相互の間隔が六メートル以下であるもの
- (2) 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの
- (3) 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を 0.3 以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの。この場合において、構造耐力上主要な部分のうち冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ六ミリメートル以上のものに限る。）の柱にあつては、令第八十八条第一項に規定する地震力によつて当該柱に生ずる力の大きさの値にその鋼材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に依つて次の表に掲げる数値以上の係数を乗じて得た数値を当該柱に生ずる力の大きさの値としなければならぬ。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

鋼材の種別	
(い)	柱及びはりの接合部の構造方法
(ろ)	

(4) 水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断

(三)	(二)	(一)	
(一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、プレス成形その他断面の一部を冷間成形により加工したもの	(一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、ロール成形その他断面のすべてを冷間成形により加工したもの	日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）―二〇〇六に適合する角形鋼管	
一・一	一・二	一・三	内ダイアフラム形式（ダイアフラムを落とし込む形式としたものを除く。）
一・二	一・三	一・四	(い) 欄に掲げる形式以外の形式

しないことが確かめられたもの

ロ 次の(1)から(6)までに該当するもの

- (1) 地階を除く階数が二以下であるもの
- (2) 架構を構成する柱の相互の間隔が十二メートル以下であるもの
- (3) 延べ面積が五百平方メートル以内（平家建ての建築物にあつては、三千平方メートル以内）であるもの

(4) イ(3)及び(4)の規定に適合するもの

(5) 令第八十二条の六第二号ロの規定に適合するもの

(6) 構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によつて、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部と基礎との接合部がアンカーボルトの破断、基礎の破壊等によつて、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられたもの

ハ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三第

一項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分(延べ面積が三千平方メートル以内であるものに限る。)

二 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造(壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。)若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの

イ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 地上部分の各階の耐力壁(平成十九年国土交通省告示第〇〇号第一第三号イ(1)に規定する開口周比が〇・四以下であるものに限る。以下この号において同じ。)並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。)の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。

$$\sum 2.5\alpha A_w + \sum 0.7\alpha A_c \geq ZWA_i$$

この式において、 α 、 A_w 、 A_c 、 Z 、 W 及び A_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α コンクリートの設計基準強度による割り増し係数として、設計基準強度が一平方ミリメートルにつき十八ニュートン未満の場合にあつては一・〇、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあつては使用するコンクリートの設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を十八で除した数値の平方根の数値（当該数値が二の平方根の数値を超えるときは、二の平方根の数値）

A_w 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

A_c 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

Z 令第八十八条第一項に規定するZの数値

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固

定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）

A_i 令第八十八条第一項に規定する当該階に係るA_iの数値

- (2) 地震力によって構造耐力上主要な部分に生ずるせん断力として次の式によって計算した設計用せん断力を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたものであること。

$$Q_D = \min\{Q_L + nQ_E, Q_0 + Q_y\}$$

この式において、Q_D、Q_L、n、Q_E、Q₀及びQ_yは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_D 設計用せん断力（単位 ニュートン）

Q_L 固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下この号において「常時荷重」という。）によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。（

単位 ニュートン）

n 一・五（耐力壁にあつては二・〇）以上の数値

Q_E 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該地震力によつて生ずるせん断力（単位 ニュートン）

Q_0 柱又ははりにおいて、部材の支持条件を単純支持とした場合に常時荷重によつて生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。（単位 ニュートン）

Q_v 柱又ははりにおいて、部材の両端に曲げ降伏が生じた時のせん断力。ただし、柱の場合には柱頭に接続するはりの曲げ降伏を考慮した数値とすることができる。（単位 ニュートン）

ロ 施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分（延べ面積が三千平方メートル以内であるものに限る。）

三 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイからホまでに該当するもの以外のもの（次号に規定するものを除く。）

イ 地階を除く階数が三以下であるもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(1)、(3)及び(4)に適合するもの

ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号イに適合するもの

四 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイからトまでに該当するもの以外のもの

イ 地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階以上の部分を木造としたもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

ニ 地上部分について、令第八十二条の二に適合することが確かめられたもの

ホ 地上部分について、二階以上の各階の剛性率が令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめ

られ、かつ、各階の偏心率が同号口に適合することが確かめられたもの

へ 一階部分について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三第一号に定める構造計算を行うもの

ト 二階以上の部分について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第一に定める構造計算を行うもの

五 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が次のイからへまでのいずれかに該当するもの以外のもの

イ 木造の建築物で高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

ロ 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの

ハ 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の

建築物であつて、第一号イ又はロ（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ）に該当するもの

- ニ 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物であつて、第二号イに該当するもの
- ホ 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、第三号イからホまでに該当するもの
- ヘ 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、前号イからトまでに該当するもの
- 六 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であつて、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が前号イ若しくはハ又はホ（木造又は鉄骨造の建築物に係る部分に限る。）に該当するもの以外のもの
- 七 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であつて、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が第五号イからホまでのいずれかに該当するもの以外のもの

八 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ及びロに該当するもの以外のもの

イ 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第一第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当するもの

ロ 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの

附 則

1 この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

2 昭和五十五年建設省告示第七百九十号は、廃止する。

国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第八十二条第一号、第八十二条の二、第八十二条の三第一号及び第八十二条の六第二号口の規定に基づき、保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める告示を制定する。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第八十二条第一号、第八十二条の二、第八十二条の三第一号及び第八十二条の六第二号口の規定に基づき、保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を次のように定める。

第一 構造計算に用いる数値の設定方法

- 一 建築物の架構の寸法、耐力、剛性、剛域その他の構造計算に用いる数値については、当該建築物の実況に応じて適切に設定しなければならない。

二 前号の数値の設定を行う場合においては、接合部の構造方法その他当該建築物の実況に応じて適切な設定の組み合わせが複数存在するときは、それらすべての仮定に基づき構造計算をして当該建築物の安全性を確かめなければならない。

三 壁に開口部を設ける場合にあつては、開口部を設けない場合と同等以上の剛性及び耐力を有するよ
うに当該開口部の周囲が補強されている場合を除き、次のイ又はロの区分に応じ、それぞれ当該各号
に定める方法により当該壁の剛性及び耐力を低減した上で耐力壁として構造計算を行うか、当該壁を
非構造部材（構造耐力上主要な部分以外の部分をいう。以下同じ。）として取り扱った上で第二第二
号の規定によることとする。この場合において、開口部の上端を当該階のはりに、かつ、開口部の下
端を当該階の床版にそれぞれ接するものとした場合にあつては、当該壁を一の壁として取り扱っては
ならないものとする。

イ 鉄筋コンクリート造とした耐力壁（周囲の構造耐力上主要な部分である柱及びはりに緊結されたも
のとした場合に限る。）に開口部を設ける場合であつて、当該開口部が(1)に適合することを確かめ
た場合 当該開口部を有する耐力壁のせん断剛性の数値に(2)によって計算した低減率を乗じると

もに、当該開口部を有する耐力壁のせん断耐力の数値に(3)によって計算した低減率を乗じて構造計算を行うこと。

- (1) 次の式によって計算した開口周比が0・四以下であること。

$$r_o = \sqrt{(h_o \cdot l_o) / (h \cdot l)}$$

この式において、 r_o 、 h_o 、 l_o 、 h 及び l は、それぞれ次の数値を表すものとする。

r_o	開口周比
h_o	開口部の高さ(単位メートル)
l_o	開口部の長さ(単位メートル)
h	開口部を有する耐力壁の上下のはりの中心間距離(単位メートル)
l	開口部を有する耐力壁の両端の柱の中心間距離(単位メートル)

- (2) 当該開口部を有する耐力壁のせん断剛性の低減率を次の式によって計算すること。

$$r_1 = 1 - 1.25r_o$$

この式において、 r_1 はせん断剛性の低減率を表すものとし、 r_o は(1)に規定する r_o の数値を

表すものとする。

- (3) 当該開口部を有する耐力壁のせん断耐力の低減率を次の式によって計算すること。

$$r_2 = 1 - \max\{r_0, l_0 / l, h_0 / h\}$$

この式において、 r_2 はせん断耐力の低減率を表すものとし、 r_0 、 l_0 、 l 、 h_0 及び h は、それぞれ(1)に規定する r_0 、 l_0 、 l 、 h_0 及び h を表すものとする。

□ 開口部を有する耐力壁の剛性及び耐力の低減について特別な調査又は研究が行われている場合 当該開口部を有する耐力壁の剛性及び耐力を当該特別な調査又は研究の結果に基づき低減して構造計算を行うこと。

四 壁以外の部材に開口部を設ける場合にあつては、開口部を設けない場合と同等以上の剛性及び耐力を有するように当該開口部の周囲が補強されている場合を除き、当該部材の剛性及び耐力の低減について特別な調査又は研究の結果に基づき算出した上で構造耐力上主要な部分として構造計算を行うか、当該部材を非構造部材として取り扱った上で第二第二号の規定によることとする。

第二 荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算方法

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号の規定に従って構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算するに当たっては、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとしなければならない。

イ 構造耐力上主要な部分に生ずる力は、当該構造耐力上主要な部分が弾性状態にあるものとして計算すること。

ロ 基礎又は基礎ぐいの変形を考慮する場合にあつては、平成十三年国土交通省告示第千百十三号第一に規定する地盤調査の結果に基づき、当該基礎又は基礎ぐいの接する地盤が弾性状態にあることを確かめること。

二 前号の計算に当たっては、非構造部材から伝達される力の影響を考慮して構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算しなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき非構造部材から伝達される力の影響がないものとしても構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

三 前二号の規定によって構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算するほか、次のイからニまでに掲げ

る場合に依じてそれぞれ当該イからニまでに定める方法によって計算を行わなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、イからニまでに定める方法による計算と同等以上に建築物又は建築物の部分が構造耐力上安全であることを確かめることができる計算をそれぞれ行う場合にあっては、この限りでない。

イ 剛節架構の一部に鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である耐力壁を配置する架構とし、かつ、地震時に当該架構を設けた階における耐力壁（その端部の柱を含む。）が負担するせん断力の和が当該階に作用する地震力の二分の一を超える場合 当該架構の柱（耐力壁の端部となる柱を除く。）について、当該柱が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下「常時荷重」という。）に令第八十八条第一項に規定する地震層せん断力係数を乗じた数値の 0.25 倍以上となるせん断力が作用するものとし、これと常時荷重によって生ずる力を組み合わせて計算した当該柱の断面に生ずる応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

□ 地階を除く階数が四以上である建築物又は高さが二十メートルを超える建築物のいずれかの階において、当該階が支える部分の常時荷重の二十パーセント以上の荷重を支持する柱を架構の端部に設ける場合 建築物の張り間方向及びけた行方向以外の方向に水平力が作用するものとして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行い安全であることを確かめること。

八 昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上から突出する部分（当該突出する部分の高さが二メートルを超えるものに限る。）又は地階を除く階数が四以上である建築物若しくは高さが二十メートルを超える建築物であつて屋外階段その他これに類する建築物の外壁から突出する部分を設ける場合 作用する荷重及び外力（地震力にあつては、当該部分が突出する方向と直交する方向の水平震度（令第八十八条第一項に規定するこの数値に一・〇以上の数値を乗じて得た数値又は特別な調査若しくは研究に基づき当該部分の高さに応じて地震動の増幅を考慮して定めた数値を乗じて得た数値とする。）に基づき計算した数値とする。）に対して、当該部分及び当該部分が接続される構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行い安全であることを確かめること。

二 片持ちのバルコニーその他これに類する建築物の外壁から突出する部分（建築物の外壁から突出する部分の長さが二メートル以下のものを除く。）を設ける場合 作用する荷重及び外力（地震力にあつては、当該部分の鉛直震度（令第八十八条第一項に規定するZの数値に $1 \cdot 0$ 以上の数値を乗じて得た数値とする。）に基づき計算した数値とする。）に対して、当該部分及び当該部分が接続される構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行い安全であることを確かめること。

第三 地震力によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の計算方法

一 令第八十二条の二に規定する層間変位は、地震力が作用する場合における各階の上下の床版と壁又は柱とが接する部分の水平方向の変位の差の計算しようとする方向の成分として計算するものとする。この場合において、同条に規定する層間変形角（当該層間変位の当該各階の高さに対する割合をいう。）については、上下の床版に接する壁及び柱のすべてについて確かめなければならない。

二 前号の規定にかかわらず、令第八十二条の六第二号イの規定に従つて剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位は、各階において当該階が計算しようとする方向のせん断力に

対して一様に変形するものとして計算した水平剛性の数値に基づき計算するものとする。ただし、特別な調査又は研究によつて建築物の層間変位を計算した場合にあつては、この限りでない。

第四 保有水平耐力の計算方法

一 令第八十二条の三第一号に規定する保有水平耐力は、建築物の地上部分の各階ごとに、架構が次に定める崩壊形に達する時における当該各階の構造耐力上主要な部分に生じる水平力の和のうち最も小さい数値以下の数値として計算するものとする。

イ 全体崩壊形（建築物のすべてのはり（最上階のはり及び一階の床版に接するはりを除く。）の端部並びに最上階の柱頭及び一階の柱脚に塑性ヒンジが生じること、一階の耐力壁の脚部に塑性ヒンジが生じることその他の要因によつて建築物の全体が水平力に対して耐えられなくなる状態をいう。以下同じ。）

ロ 部分崩壊形（全体崩壊形以外の状態であつて、建築物の特定の階においてすべての柱頭及び柱脚に塑性ヒンジが生じること、耐力壁がせん断破壊することその他の要因によつて建築物の特定の階が水平力に対して耐えられなくなる状態をいう。以下同じ。）

八 局部崩壊形（建築物の構造耐力上主要な部分のいずれかが破壊し、架構が水平力に対しては引き続き耐えられる状態であつても、常時荷重に対して架構の一部が耐えられなくなる状態をいう。以下同じ。）

二 各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合にあつては、建築物の地上部分の各階について標準せん断力係数（令第八十八条に規定する地震力の計算時に用いる係数をいう。）の数值を漸増させ、これに応じた地震層せん断力係数に当該各階が支える部分の常時荷重を乗じた数值を水平力として作用させるものとする。この場合において、当該地震層せん断力係数を計算する場合に用いる A_i は、令第八十八条第一項に規定する A_i （以下単に「 A_i 」という。）を用いなければならない。ただし、次のイから八までのいずれかに該当する場合にあつては、 A_i に同項に規定する D_s （以下単に「 D_s 」という。）及び F_{es} （以下単に「 F_{es} 」という。）を乗じた数值を A_i に替えて用いることができる。

イ A_i を用いて増分解析を行い、架構の崩壊状態が全体崩壊形となることが確かめられた場合

ロ A_i を用いて増分解析を行い、架構の崩壊状態が部分崩壊形又は局部崩壊形となることが確かめられ、かつ、崩壊する階（部分崩壊形にあつては水平力に対して不安定になる階を、局部崩壊形にあつ

ては局部的な崩壊が生じる階をいう。) 以外の階である建築物の部分(崩壊する階が架構の中間である場合にあつては、当該階の上方及び下方のそれぞれの建築物の部分) について、すべてのはり(当該建築物の部分の最上階のはり及び最下階の床版に接するはりを除く。) の端部並びに最上階の柱頭及び最下階の柱脚に塑性ヒンジが生じることその他の要因によつて当該建築物の部分の全体が水平力に対して耐えられなくなる状態となることが確かめられた場合

八 建築物の振動特性に関する特別な調査又は研究によつて地震力に耐えている建築物の各階の層せん断力の高さ方向の分布について D_s 及び F_{es} を考慮して計算した数値とすることが確かめられた場合

三 構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、第一号における架構の崩壊状態の確認に当たつては、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことを、次のイからニまでに掲げる方法その他特別な調査又は研究の結果に基づき適切であることが確かめられた方法によるものとする。

イ 木造の架構にあつては、構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部がその部

分の存在応力を伝えることができるものであること。

□ 鉄骨造の架構において冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ六ミリメートル以上のものに限る。

以下□において単に「角形鋼管」という。）を構造耐力上主要な部分である柱に用いる場合にあつては、次に定める構造計算を行うこと。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

(1) 構造耐力上主要な部分である角形鋼管を用いた柱が日本工業規格（以下「JIS」という。）

G三四六六（一般構造用角形鋼管） 二〇〇六に適合する場合にあつては、構造耐力上主要な部分である柱及びはりの接合部（最上階の柱の柱頭部及び一階の柱の脚部である接合部を除く。）について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第二第三号イに適合することを確かめるほか、当該柱が一階の柱である場合にあつては、地震時に柱の脚部に生ずる力に一・四（柱及びはりの接合部の構造方法を内ダイアフラム形式（ダイアフラムを落とし込む形式としたものを除く。）とした場合は一・三）以上の数値を乗じて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をして

当該建築物が安全であることを確かめること。

(2) 構造耐力上主要な部分である角形鋼管を用いた柱が J I S G 三四六六（一般構造用角形鋼管）

二〇〇六に適合する角形鋼管以外の角形鋼管である場合にあつては、当該柱の存する階ごとに、柱及びはりの接合部（最上階の柱頭部及び一階の柱脚部を除く。）について次の式に適合することを確認すること。ただし、次の式に適合しない階に設けた角形鋼管の柱の材端（はりその他の横架材に接着する部分をいう。以下(2)において同じ。）、最上階の角形鋼管の柱頭部及び一階の角形鋼管の柱脚部の耐力を、鋼材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に応じて次の表に掲げる係数を乗じて低減し、かつ、当該耐力を低減した柱に接着するはりの材端（柱に接着する部分をいう。以下(2)において同じ。）において塑性ヒンジを生じないものとして令第八十二条の三に規定する構造計算を行い安全であることを確かめた場合にあつては、この限りでない。

$$\sum M_{pc} \quad \sum \min\{1.5M_{pb}, 1.3M_{pp}\}$$

この式において、 M_{pc} 、 M_{pb} 及び M_{pp} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M_{pc} 各階の柱及びはりの接合部において柱の材端に生じうるものとした最大の曲げモーメント（

単位 ニュートンメートル)

Mpb 各階の柱及びはりの接合部においてははりの材端に生じうるものとした最大の曲げモーメント

(単位 ニュートンメートル)

Mpp 各階の柱及びはりの接合部に生じうるものとした最大の曲げモーメント (単位 ニュートンメートル)

鋼材の種類別		柱及びはりの接合部の構造方法	
ロール成形その他断面のすべてを冷間成形により加工したもの	○・八〇	(い) 内ダイアフラム形式(ダイアフラムを落とし込む形式としたものを除く。)	(3) (い) 欄に掲げる形式以外の形式
プレス成形その他断面の一	○・八五		
	○・七五		

部を冷間成形により加工したものの		
------------------	--	--

八 鉄筋コンクリート造の架構にあつては、使用する部分及び第一号の計算を行う場合における部材（せん断破壊を生じないものとした部材に限る。）の状態に応じ、次の表の式によつて構造耐力上主要な部分にせん断破壊を生じないことを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、構造耐力上主要な部分にせん断破壊を生じないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

使用する部分	第一号の計算を行う場合における部材の状態	
	(い)	(3)
はり	部材の両端にヒンジが生ずる状態 $Q_b \quad Q_0 + 1.1Q_M$	(い) 欄に掲げる状態以外の状態 $Q_b \quad Q_0 + 1.2Q_M$
柱	$Q_c \quad 1.1Q_M$	$Q_c \quad 1.25Q_M$
耐力壁		$Q_w \quad 1.25Q_M$
この表において、 Q_b 、 Q_c 、 Q_w 、 Q_0 及び Q_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。		

Q_b 次の式によって計算したはりのせん断耐力（単位 ニュートン）

$$Q_b = \left\{ \frac{0.068 p_t^{0.23} \cdot (F_c + 18)}{M/(Q \cdot d) + 0.12} + 0.85 \sqrt{p_w \cdot \sigma_{wy}} \right\} \cdot b \cdot j$$

この式において、 p_t 、 F_c 、 M/Q 、 d 、 p_w 、 w_y 、 b 及び j は、それぞれ次の数値を表すものとする。

p_t 引張鉄筋比（単位 パーセント）

F_c コンクリートの設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

M/Q はりのシアスパン（はりの有効長さ内における当該はりに作用する最大の曲げモーメント M と最大のせん断力 Q の比とし、 M/Q の数値が d 未満となる場合にあつては d とし、

d に三を乗じて得た数値を超える場合にあつては d に三を乗じて得た数値とする。）（単位 ミリメートル）

d はりの有効せい（単位 ミリメートル）

p_w せん断補強筋比（小数とする。）

w_y せん断補強筋の材料強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

b はりの幅（単位 ミリメートル）

j 応力中心距離（はりの有効せい）に γ を乗じて計算した数値とする。（単位 ミリメートル）

Q_c 次の式によって計算した柱のせん断耐力（単位 ニュートン）

$$Q_c = Q_b + 0.1\sigma_0 \cdot b \cdot j$$

この式において、 Q_b 、 σ_0 、 b 及び j は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_b 当該柱をはりとみなして計算した場合における部材のせん断耐力（単位 ニュートン）

σ_0 平均軸応力度（ F_c に 0.4 を乗じた数値を超える場合は、 F_c に 0.4 を乗じた数値とする。）（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン） F_c コンクリートの設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

b 柱の幅（単位 ミリメートル）

j 応力中心距離（柱の有効せい）に γ を乗じて計算した数値とする。（単位 ミリメートル）

Q_w 次の式によって計算した耐力壁のせん断耐力（単位 ニュートン）

$$Q_w = \left\{ \frac{0.068 p_{te}^{0.23} \cdot (F_c + 18)}{\sqrt{M/(Q \cdot D) + 0.12}} + 0.85 \sqrt{p_{wh} \cdot \sigma_{wh} + 0.1 \sigma_0} \right\} \cdot t_e \cdot j$$

この式において、 p_{te} 、 a_t 、 t_e 、 F_c 、 M/Q 、 D 、 p_{wh} 、 σ_{wh} 、 σ_0 及び j は、それぞれ次の数値を表すものとする。

p_{te} 等価引張鉄筋比 ($100a_t / (t_e \cdot D)$) によって計算した数値とする。) (単位 パーセント)

a_t 周囲の柱及びはりとは緊結された耐力壁で水平方向の断面が I 形と見なせる場合 (以下「I 形断面の場合」という。) は引張側柱内の主筋断面積、耐力壁の水平方向の断面が長方形の場合は端部の曲げ補強筋の断面積 (単位 平方ミリメートル)

t_e 耐力壁の厚さ (I 形断面の場合にあつては、端部の柱を含む水平方向の断面の形状に關して長さとは断面積とがそれぞれ等しくなるように長方形の断面に置き換えたときの幅の数値とし、耐力壁の厚さの一・五倍を超える場合にあつては、耐力壁の厚さの一・五倍の数値とする。) (単位 ミリメートル)

F_c コンクリートの設計基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

M/Q 耐力壁のシアスパン (当該耐力壁の高さの内における最大の曲げモーメント M と最大のせん断力 Q の比とし、 M/Q の数値が D 未満となる場合にあつては D とし、 D に三を乗じ

て得た数値を超える場合にあつてはDに三を乗じて得た数値とする。(単位 ミリメートル)

D 耐力壁の全長（I形断面の場合にあつては端部の柱のせいを加えた数値とする。(単位 ミリメートル)

p_{wh} t_e を厚さと考えた場合の耐力壁のせん断補強筋比（小数とする。）

wh せん断補強筋の材料強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

o 耐力壁の全断面積に対する平均軸方向応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

j 応力中心距離（耐力壁の有効長さ l に $\pi/8$ を乗じて計算した数値とする。(単位 ミリメートル)

Q_0 第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち長期に生ずるせん断力（単位 ニュートン）

Q_M 第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地震力によって生ずるせん断力（単位 ニュートン）

二 平成十九年国土交通省告示第 号第二号イ(2)の規定によること。この場合において、式中「 n

一・五（耐力壁にあつては二・〇）以上の数値」とあるのは、「n 一・五（耐力壁にあつては一・〇）以上の数値」と読み替えるものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき鉄筋コンクリート造である構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを別に確かめることができる場合にあっては、この限りでない。

四 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の構造部分であつて、令第七十三条、第七十七条第二号から第六号までのいずれか、第七十八条又は第七十八条の二第一項第三号の規定に適合しないものについては、当該構造部分に生ずる力を次の表に掲げる式によつて計算し、当該構造部分に生ずる力が、それぞれ令第三章第八節第四款の規定による材料強度によつて計算した当該構造部分の耐力を超えないことを確かめるものとする。ただし、当該構造部分の実況に応じた加力実験によつて耐力、靱性及び付着に関する性能が当該構造部分に関する規定に適合する部材と同等以上であることが確認された場合にあっては、この限りでない。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行	備考
------------------	-------	------------------------	----

		政庁が指定する多雪区域 における場合	
積雪時	G+P+1.4S	G+P+1.4S	
暴風時	G+P+1.6W	G+P+1.6W	建築物の転倒、柱の 引抜き等を検討する 場合においては、P については、建築物 の実況に応じて積載 荷重を減らした数値 によるものとする。
		G+P+0.35S+1.6W	
地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K	
<p>この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。</p> <p>G 令第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力</p> <p>P 令第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力</p>			

S 令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力

W 令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力

K 令第八十八条に規定する地震力によって生ずる力（標準せん断力係数を1.0以上とする

。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該部材を含む階の靱性^{じん}を適切に評価して

計算をすることができるときは、標準せん断力係数を当該計算により得られた数値

（当該数値が0.3未満のときは0.3とする）ことができる。）

五 建築物の地上部分の塔状比（計算しようとする方向における架構の幅に対する高さの比をいう。）

が四を超える場合にあつては、次のイ又はロに掲げる層せん断力のいずれかが作用するものとした場合に建築物の地盤、基礎ぐい及び地盤アンカーに生ずる力を計算し、当該力が地盤にあつては平成十三年国土交通省告示第千百十三号第一に規定する方法による地盤調査（以下この号において単に「地盤調査」という。）によって求めた極限応力度に基づき計算した極限支持力の数値を、基礎ぐい及び地盤アンカーにあつては令第三章第八節第四款の規定による材料強度に基づき計算した当該基礎ぐい及び地盤アンカーの耐力並びに地盤調査によって求めた圧縮方向及び引抜き方向の極限支持力の数値

をそれぞれ超えないことを確かめるものとする。ただし、特別な調査又は研究によって地震力が作用する建築物の全体の転倒が生じないことを確かめた場合にあつては、この限りでない。

イ 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を〇・三以上として計算した層せん断力

ロ 第一号の規定によって計算した保有水平耐力に相当する層せん断力が生ずる場合に各階に作用するものとした層せん断力

第五 各階の剛心周りのねじり剛性の計算方法

令第八十二条の六第二号ロの各階の剛心周りのねじり剛性は、当該階が計算しようとする方向のせん断力に対して一様に変形するものとして計算した水平剛性の数値に基づき、次の式によって計算した数値とする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき各階の剛心周りのねじり剛性を計算した場合にあつては、この限りでない。

$$K_R = \sum (k_x \cdot \bar{Y}^2) + \sum (k_y \cdot \bar{X}^2)$$

この式において、 K_R 、 k_x 、 \bar{Y} 、 k_y 及び \bar{X} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- K_R 剛心周りのねじり剛性（単位 ニュートンメートル）
- k_x 令第八十二条の二に規定する構造計算を行う場合における各部材の張り間方向の剛性（単位 一メートルにつきニュートン）
- \bar{Y} 剛心と各部材をそれぞれ同一水平面上に投影させて結ぶ線をけた行方向の平面に投影させた線の長さ（単位 メートル）
- k_y 令第八十二条の二に規定する構造計算を行う場合における各部材のけた行方向の剛性（単位 一メートルにつきニュートン）
- \bar{X} 剛心と各部材をそれぞれ同一水平面上に投影させて結ぶ線を張り間方向の平面に投影させた線の長さ（単位 メートル）

附 則

1 この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

2 平成十三年国土交通省告示第千三百七十一号及び平成十五年国土交通省告示第九百九十五号は、廃止する。

改正案	現行告示
<p>建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の六第三号の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>第一 木造の建築物等に関する基準</p> <p>木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 建築物の地上部分の塔状比(計算しようとする方向における架構の幅に対する高さの比をいう。)が四を超えないことを確かめること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が、割裂き、せん断破壊等によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめること。</p> <p>第二 鉄骨造の建築物等に関する基準</p> <p>鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 冷間成形により加工した角形鋼管(厚さ六ミリメートル以上のものに限る</p>	<p>特定建築物の地震に対する安全上必要な構造計算の基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の三第三号の規定に基づき、構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>第一 木造の建築物等に関する基準</p> <p>木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、必要がある場合においては、構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が、割裂き、せん断破壊等によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめること。</p> <p>第一 鉄骨造の建築物等に関する基準</p> <p>鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。</p> <p>一・二 (略)</p>

以下この号において単に「角形鋼管」という。）を構造耐力上主要な部分である柱に用いる場合にあつては、次に定める構造計算を行うこと。ただし、柱及びはりの接合部について、特別な調査又は研究の結果に基づき、冷間成形による加工を受けた鋼材の部分が脆性的な破壊を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

イ 構造耐力上主要な部分である柱及びはりの接合部（最上階の柱の柱頭部及び一階の柱の脚部である接合部を除く。）について、次の式に適合する γ を確かめること。

$$\frac{M_{pc}}{M_{pb}} \leq 1.5 \frac{M_{pb}}{M_{pb}}$$

この式において、 M_{pc} 及び M_{pb} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M_{pc} 当該接合部における柱の材端（はりその他の横架材に接着する部分をいう。）に生じうるものとして計算した最大の曲げモーメント（単位 ニュートンメートル）

M_{pb} 当該接合部におけるはりの材端（柱に接着する部分をいう。）に生じうるものとして計算した最大の曲げモーメント（単位 ニュートンメートル）

ロ 構造耐力上主要な部分である角形鋼管を用いた柱が一階の柱であり、かつ、日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）二〇〇六に適合する場合にあつては、イに掲げるほか、地震時に当該柱の脚部に生ずる力に
一・四（柱及びはりの接合部の構造方法を内ダイヤフラム形式（ダイヤフラムを落とし込む形式としたものを除く。）とした場合は一・三）以上の数値を乗じて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全であることを確かめること。

四 柱及びはりに炭素鋼（平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規

定する基準強度が一平方ミリメートルにつき二百五ニユートン以上三百七十五ニユートン以下であるものに限る。()を用いる場合にあつては、次の表の(い)欄に掲げる柱及びびりの区分に応じ、幅厚比(円形鋼管にあつては、径厚比とする。以下同じ。)が同表の(ろ)欄に掲げる数値以下の数値となることを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

柱及びびりの区分		(い)	(ろ)
部材	断面形状	部位	数値
柱	H形鋼	フランジ	$9.5\sqrt{235/F}$
		ウェブ	$43\sqrt{235/F}$
	角形鋼管	—	$33\sqrt{235/F}$
	円形鋼管	—	$50(235/F)$
はり	H形鋼	フランジ	$9\sqrt{235/F}$
		ウェブ	$60\sqrt{235/F}$

この表において、Fは平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニユートン)を表すものとする。

五 柱及びびりにステンレス鋼を用いる場合にあつては、次の表の(い)欄に掲げる柱及びびりの区分に応じ、H形鋼にあつては同表の(ろ)欄に掲げる式によつて計算した数値が一以下になることを、角形鋼管の幅厚比及び円形鋼管の径厚比にあつてはそれぞれ同欄に掲げる数値以下の数値となることを、そ

れぞれ確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

柱及びはりの区分			数値	
(1)			(3)	
部材	断面形状	鋼種		
柱	H形鋼	二百三十五ニュートン級鋼	$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{43}\right)^2$	
		三百二十五ニュートン級鋼	$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{31}\right)^2$	
	角形鋼管	二百三十五ニュートン級鋼	二五	
		三百二十五ニュートン級鋼	二五	
	円形鋼管	二百三十五ニュートン級鋼	七二	
		三百二十五ニュートン級鋼	四四	
	はり	H形鋼	二百三十五ニュートン級鋼	$\left(\frac{b/t_f}{9}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{67}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/65$
			三百二十五ニュートン級鋼	$\left(\frac{b/t_f}{9}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{47}\right)^2$
		角形鋼管	二百三十五ニュートン級鋼	三三
			三百二十五ニュートン級鋼	三三
円形鋼管		二百三十五ニュートン級鋼	七二	
		三百二十五ニュートン級鋼	四四	

この表において、b、d、t_f及びt_wは、それぞれ次の数値を表すもの

とする。

b フランジの半幅（フランジの半分の幅をいう。）（単位 ミリメートル）

d ウェブのせい（単位 ミリメートル）

tf フランジの厚さ（単位 ミリメートル）

tw ウェブの厚さ（単位 ミリメートル）

六 第一第四号の規定によること。

七 前各号に掲げるもののほか、構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によつて、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部の基礎との接合部がアンカーボルトの破断、基礎の破壊等によつて、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめること。

第三 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準
鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。

三 前二号に掲げるもののほか、必要がある場合においては、構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によつて、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部の基礎との接合部がアンカーボルトの破断、基礎の破壊等によつて、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめること。

第三 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準
鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。

一 各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁、構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合すること
を確かめること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中
「0.7」を「1.0」とする。

$$\sqrt{2.5A_w + \sum 0.7A_c} - 0.75ZW A_s P$$

この式において、 A_w 、 A_c 、 Z 、 W 、 A 及び P は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_w 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

A_c 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

Z 令第八十八条第一項に規定するZの数値

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）

A 令第八十八条第一項に規定する当該階に係るAの数値

コンクリートの設計基準強度による低減係数として、設計基準強度が一平方ミリメートルにつき十八ニュートン未満の場合にあつては一・〇、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあつては十八を使用するコンクリートの設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）で除した数値の平方根の数値（当該数値が二分の一の平方根の数値未満のときは、二分の一の平方根の数値）（

二 各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁及び構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積が次の式に適合することを確かめること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱及びこれに緊結された耐力壁に

あつては「1.8」を附せ、 $\sum 1.8A_w + \sum 1.8A_c + ZWA_{\beta}$

の式に於いて、 A_w 、 A_c 、 Z 、 W 、 A 及び

β は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_w 、 Z 、 W 、 A 及び 前号に定める A_w 、 Z 、 W 、 A 及び の数値

A_c 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積（単位 平方ミリメートル）

三 構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のはり（最上階のはり又は一階の床版に接着するはりを除く。）の材端（柱又は壁に接着する部分をいう。）に生ずる曲げモーメントが、当該部分に生じ得るものとして計算した最大の曲げモーメントと等しくなる場合において、構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の柱及び壁の材端（はりその他の横架材又は垂れ壁若しくは腰壁に接着する部分をいい、最上階のはりその他の横架材若しくは垂れ壁に接着する部分又は一階の床版に接着するはりその他の横架材若しくは腰壁に接着する部分を除く。）に生ずる曲げモーメントが当該部分に生じ得るものとして計算した最大の曲げモーメントを超えず、かつ、当該はり、柱及び壁にせん断破壊が生じないことを確かめること。

一 次のイからハまでに掲げる基準に適合することを確かめること。

イ 各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁（平成

十九年国土交通省告示第 号第一第三号イ（一）に規定する開口周比が

〇・四以下であるものに限る。以下同じ。）
、構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合すること。ただし、鉄骨

鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。

$$\sqrt{2.5\alpha A_w + \sum 0.7\alpha A_c} - 0.75ZWA_f$$

この式において、 A_w 、 A_c 、 Z 、 W 及び A_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。

— コンクリートの設計基準強度による割り増し係数として、設計基準強度が一平方ミリメートルにつき十八ニュートン未満の場合にあつては「1.0」、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあつては使用するコンクリートの設計基準強度（単位：一平方ミリメートルにつきニュートン）を十八で除した数値の平方根の数値（当該数値が二の平方根の数値を超えるときは、二の平方根の数値）

A_↓ 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位：平方ミリメートル）

A_⊥ 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位：平方ミリメートル）

Z 令第八十八条第一項に規定するZの数値

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位：ニュートン）

A 令第八十八条第一項に規定する当該階に係るAの数値

□ 地震力によつて構造耐力上主要な部分に生ずるせん断力として次の式によつて計算した設計用せん断力を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全であること。

$$Q_D = \min\{Q_L + nQ_E, Q_o + Q_r\}$$

この式において、 Q_o 、 Q_L 、 n 、 Q_E 、 Q_o 及び Q_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_D 設計用せん断力(単位 ニュートン)

Q_L 固定荷重と積載荷重との和(令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下この号及び第五号において「常時荷重」という。)によつて生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)

n 二・〇(構造耐力上主要な部分でない腰壁又は垂れ壁が取り付く柱にあつては、二・〇と階高を開口部の高さで除した数値のうちいずれか大きい数値)以上の数値

Q_E 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該地震力によつて生ずるせん断力(単位 ニュートン)

Q_o 単純支持とした時の常時荷重によつて生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)

Q_r 柱又ははりの両端が曲げ耐力に達した時のせん断力。ただし、柱において柱頭に接続するはりの曲げ耐力の和の二分の一(最上階の柱頭にあつては、曲げ耐力の和)の数値が当該柱頭部の曲げ耐力を超えない場合にあつては、当該数値を柱頭部の曲げ耐力の数値とすること

ができる。(単位 ニュートン)

ハ 第一第四号の規定によること。

二 次のイ及びロに掲げる基準に適合することを確かめること。

イ 各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁及び構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積が次の式に適合すること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱及びこれに緊結された耐力壁にあつては、 $\gamma = 1.8$ 、 γ_{RNS} は「2.0」とする。

$$\frac{\sum 1.8\alpha_w A_w + \sum 1.8\alpha_c A_c}{ZWA_j} \leq ZWA_j$$

この式において、 α_w 、 α_c 、 A_w 、 A_c 、 Z 、 W 及び A_j は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α_w 、 α_c 、 Z 、 W 及び A_j 前号イに定める α_w 、 α_c 、 Z 、 W 及び A_j の数値

A_c 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積(単位 平方

ミリメートル)

ロ 前号ロ及びハの規定によること。

三 次のイからハまでに掲げる基準に適合することを確かめること。

イ 構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のはり(最上階のはり又は一階の床版に接着するはりを除く。)の材端(柱又は壁に接着する部分をいつ。)に生ずる曲げモーメントが、当該部分に生じ得るものとして計算した最大の曲げモーメントと等しくなる場合において、構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の柱及び壁の材端(はりその他の横架材又は垂れ壁若しくは腰壁に接着する部分をいい、最上階のはりその他の横架材若しくは

垂れ壁に接着する部分又は一階の床版に接着するはりその他の横架材若しくは腰壁に接着する部分を除く。() に生ずる曲げモーメントが当該部分に生じ得るものとして計算した最大の曲げモーメントを超えず、かつ、当該はり、柱及び壁にせん断破壊が生じないこと。

ロ 前号に規定するもののほか、地震力によつて構造耐力上主要な部分に生ずるせん断力として、柱及びはりにあつては(1)の規定により計算した設計せん断力を、耐力壁にあつては(2)の規定により計算した設計せん断力及び設計用曲げモーメント(曲げ破壊を生ずるものとした部分にあつては、設計用せん断力に限る。)をそれぞれ用いて、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全であること。

(1) 柱及びはりの設計用せん断力は、次の式によつて計算すること。

$$Q_D = Q_0 + nQ_1$$

この式において、 Q_0 、 Q_1 、 n 及び Q_u は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_0 設計用せん断力(単位 ニュートン)

Q_1 単純支持とした時の常時荷重によつて生ずるせん断力。ただし、

柱の場合には零とすることが出来る。(単位 ニュートン)

n 1.1 (柱頭部が曲げ降伏する最上階の柱及び柱脚部が曲げ降伏する一階の柱にあつては、1.0)以上の数値

Q_u イの状態において柱及びはりに生じうるものとして計算したせん断力(はりにあつては両端が曲げ耐力に達した時のせん断力とし、柱にあつては柱頭部及び柱脚部に接続するはりの端部の曲げ耐力の和に相当する曲げモーメントがそれぞれ当該部分に生ずるものとし

て計算したせん断力とする。ただし、最上階の柱の場合にあつては柱頭部が、一階の柱の場合にあつては柱脚部が、それぞれ曲げ耐力に達するものとして計算したせん断力の数値とすることができる。
(単位 ニュートン)

(2) 耐力壁の設計用せん断力及び曲げモーメントは、次の式によつて計算する。
算する。
$$Q_D = n_1 Q_w \text{ 及び } M_D = n_2 M_w$$

Jの式において、 Q_D 、 n_1 、 Q_w 、 M_D 、 n_2 及び M_w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_D 設計用せん断力(単位 ニュートン)

n_1 一・五以上の数値

Q_w 当該耐力壁を含む建築物の架構が平成十九年国土交通省告示第 号第四第一号イに規定する全体崩壊形に達する場合に耐力壁に作用するせん断力(単位 ニュートン)

M_D 設計用曲げモーメント(単位 ニュートンミリメートル)

n_2 一・五以上の数値

M_w 当該耐力壁を含む建築物の架構が平成十九年国土交通省告示第 号第四第一号イに規定する全体崩壊形に達する場合に耐力壁に作用する曲げモーメント(単位 ニュートンミリメートル)

ハ 第一第四号の規定によるJ及び

改 正 案	現 行 告 示
<p>Ds 及び F_{es} を算出する方法を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十二条の三第二号の規定に基づき、Ds 及び F_{es} を算出する方法を次のように定める。</p> <p>第一 Ds を算出する方法</p> <p>建築物の各階のDsは、柱及びはりの大部分が木造である階にあつては第二に、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあつては第三に、柱及びはりの大部分が鉄筋コンクリート造である階にあつては第四に、柱及びはりの大部分が鉄骨鉄筋コンクリート造である階にあつては第五に、その他の階にあつては第六に、それぞれ定める方法によるものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合には、当該算出によることのできる。</p> <p>(削る。)</p> <p>第二(第六) (別紙)</p> <p>第七 F_{es} を算出する方法</p> <p>建築物の各階の F_{es} は、当該階について、令第八十二条の六第二号イの規定による剛性率に応じた次の表一に掲げる F_s の数値に同号ロの規定による偏心率に応じた次の表二に掲げる F_e の数値を乗じて算出するものとする。ただし、当該階の剛性率及び偏心率の形状特性との関係を適切に評価して算出するこ</p>	<p>Ds 及び F_{es} を算出する方法を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十二条の四第二号の規定に基づき、Ds 及び F_{es} を算出する方法を次のように定める。</p> <p>第一 Ds を算出する方法</p> <p>建築物の各階のDsは、柱及びはりの大部分が木造である階にあつては次の表一、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあつては次の表二、その他の階にあつては次の表三の数値以上の数値を用いるものとする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合には、当該算出によることのできる。</p> <p>表一～三 (略)</p> <p>第一 F_{es} を算出する方法</p> <p>建築物の各階の F_{es} は、当該階について、建築基準法施行令第八十二条の三第一号の規定による剛性率に応じた次の表一に掲げる F_s の数値に同条第二号の規定による偏心率に応じた次の表二に掲げる F_e の数値を乗じて算出するものとする。ただし、当該階の剛性率及び偏心率の形状特性との関係を適切に評</p>

(表略)
とができる場合には、当該算出によることとができる。

(表略)
価して算出することとができる場合には、当該算出によることとができる。

改正案	現行告示
<p>Zの数值、R_t及びA_iを算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十八条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、Zの数值、R_t及びA_iを算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準をそれぞれ次のように定める。</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 R_tを算出する方法</p> <p>R_tは、次の表の式によつて算出するものとする。ただし、特別の調査又は研究の結果に基づき、地震時における基礎及び基礎ぐいの変形が生じないものとして構造耐力上主要な部分の初期剛性を用いて算出した建築物の振動特性を表す数值が同表の式によつて算出した数值を下回ることが確かめられた場合においては、当該調査又は研究の結果に基づく数值(この数值が同表の式によつて算出した数值に四分の三を乗じた数值に満たないときは、当該数值)まで減じたものとすることができる。</p> <p>(表略)</p>	<p>Zの数值、R_t及びA_iを算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十八条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、Zの数值、R_t及びA_iを算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準をそれぞれ次のように定める。</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 R_tを算出する方法</p> <p>R_tは、次の表の式によつて算出するものとする。ただし、特別の調査又は研究の結果に基づき建築物の振動特性を表す数值が同表の式によつて算出した数值を下回ることが確かめられた場合においては、当該調査又は研究の結果に基づく数值(この数值が同表の式によつて算出した数值に四分の三を乗じた数值に満たないときは、当該数值)まで減じたものとする。</p> <p>(表略)</p>

第三 Aiを算出する方法

Aiは、次の式によつて算出するものとする。ただし、地震時における基礎及び基礎ぐいの変形が生じないものとして構造耐力上主要な部分の初期剛性を用いて算出した建築物の振動特性についての特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合には、当該算出によることができるものとする。

$$A_i = 1 + \left(\frac{1}{\sqrt{\alpha_i}} - \alpha_i \right) \frac{2T}{1 + 3T}$$

この式において、i及びTは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- i 建築物のAiを算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下同じ。)を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値

T (略)

第四 (略)

第三 Aiを算出する方法

Aiは、次の式によつて算出するものとする。ただし、建築物の振動特性についての特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合には、当該算出によることができるものとする。

$$A_i = 1 + \left(\frac{1}{\sqrt{\alpha_i}} - \alpha_i \right) \frac{2T}{1 + 3T}$$

この式において、i及びTは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- i 建築物のAiを算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下同じ。)を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値

T (略)

第四 (略)

改正案	現行告示
<p>損傷限界変位、T_d、Bd_i、層間変位、安全限界変位、T_s、Bs_i、Fh及びG_sを計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件</p>	<p>T_d、Bd_i、安全限界変位、T_s、Bs_i、Fh及びG_sを計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件</p>
<p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十二条の五第三号イからニまで、第五号、第七号並びに第八号の規定に基づき、損傷限界変位、T_d、Bd_i、層間変位、安全限界変位、T_s、Bs_i、Fh及びG_sを計算する方法並びに屋根ふき材等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p>	<p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十二条の六第三号ロ及びハ、第五号、第七号並びに第八号の規定に基づき、T_d、Bd_i、安全限界変位、T_s、Bs_i、Fh及びG_sを計算する方法並びに屋根ふき材等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p>
<p>第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条の五に規定する限界耐力計算(第三号及び第五号に係る部分に限る。)(は、増分解析に基づき行うものとし、かつ、各階が第六の規定によって計算した安全限界変位に達するまでに当該各階における耐力の低下がないことを確かめなければならない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>第二 令第八十二条の五第三号イに規定する建築物の各階の損傷限界変位は、平成十九年国土交通省告示第 号第一の規定に従って架構を定め、各階の架構がそれぞれ当該階の損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力(平成十九年国土交通省告示第 号第二第四号の規定を準用して計算する力を含む。)(に耐えている場合における当該力に対する架構の水平方向の変位として計算しなければならない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>第三 令第八十二条の五第三号ロに規定する建築物の損傷限界固有周期 T_d は、次の式によって計算するものとする。ただし、平成十三年国土交通省告示第千</p>	<p>第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)(第八十二条の六第三号ロに規定する建築物の損傷限界固有周期 T_d は、次の式によって計算するものとする。</p>

百十三号第一に規定する方法による地盤調査（以下「地盤調査」という。）により地盤の特性を求めた場合においては更に次項の規定によって計算した周期調整係数を乗じることができるとし、建築物の各部分の質量及び剛性に基^{づき}固有値解析その他の方法によって当該周期を計算できる場合においては、当該計算によることができるものとする。

（式 略）

2 （略）

3 令第八十二条の五第四号に規定する建築物の地下部分の計算に当たっては、当該建築物の損傷限界時に地下部分に生ずる力を用いて計算しなければなら^{ない。}

第四 令第八十二条の五第三号八の表に規定する建築物の各階に生ずる加速度の分布係数 b_{di} は、建築物の損傷限界時の各階の変形の分布に基づき、損傷限界固有周期に応じた刺激関数によって計算し、次の表に掲げる p 及び q を乗じて得た数値とする。ただし、建築物が地階を除く階数が五以下である場合においては、階の区分に応じて次の表の（一）項又は（二）項に掲げる式によって各階につき計算した b_{di} を用いて、次の表の（三）項に掲げる式により計算することができる。

（表 略）

第五 令第八十二条の五第三号二に規定する各階に生ずる水平方向の層間変位は、第三第一項に規定する建築物の損傷限界時における各階に生ずる水平方向の層間変位とする。

第六 令第八十二条の五第五号イに規定する各階の安全限界変位は、建築物の各階が保有水平耐力に相当する水平力その他これに作用する力に対して耐えているときに、当該階の一の部材が次の式によって計算した部材の限界変形角に達

ただし、昭和四十六年建設省告示百十一号第一に規定する地盤調査（以下「地盤調査」という。）により地盤の特性を求めた場合においては更に次項の規定によって計算した周期調整係数を乗じることができるとし、建築物の各部分の質量及び剛性に基^{づき}固有値解析等の手法によって当該周期を計算できる場合においては、当該計算によることができるものとする。

（式 略）

2 （略）

第二 令第八十二条の六第三号八の表に規定する建築物の各階に生ずる加速度の分布係数 b_{di} は、建築物の損傷限界時の各階の変形の分布に基づき、損傷限界固有周期に応じた刺激関数によって計算し、次の表に掲げる p 及び q を乗じて得た数値とする。ただし、建築物が整形かつ均質であるか、又は階数が五以下の階である場合においては、階の区分に応じて次の表の（一）項又は（二）項に掲げる式によって各階につき計算した b_{di} を用いて、次の表の（三）項に掲げる式により計算することができる。

（表 略）

第三 令第八十二条の六第五号イに規定する各階の安全限界変位は、建築物の各階が保有水平耐力に相当する水平力その他これに作用する力に対して耐えているときに、当該階の一の部材が次の式によって計算した部材の限界変形角に達

した場合の層間変位以下の変位とする。ただし、限界変形角に達した部材を取り除いたと仮定した架構がなお倒壊、崩壊等に至っていないことが確認された場合においては、当該架構に基づき各階の安全限界変位を求めることができるものとする。

(式 略)

2| 前項の規定により建築物の各階について定める安全限界変位の当該各階の高さに対する割合は、それぞれ七十五分の一(木造である階にあつては、三十分の一)を超えないものとしなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき安全限界変位に相当する変位が生ずる建築物の各階が当該建築物に作用する荷重及び外力に耐えることができることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

第七 令第八十二条の五第五号ロに規定する建築物の安全限界固有周期 T_s は、次の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を求めた場合においては、更に次項の規定によって計算した周期調整係数を乗じることができるものとし、建築物の各部分の質量及び剛性に基づき固有値解析等の手法によって当該周期を計算できる場合においては、当該計算によることのできるものとする。

$$T_s = 2\pi \sqrt{\frac{M_{us}}{Q_s} \frac{s}{s}}$$

この式において、 T_s 、 M_{us} 、 s 及び Q_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

T_s (略)

M_{us} (略)

した場合の層間変位以下の変位とする。ただし、限界変形角に達した部材を取り除いたと仮定した架構がなお倒壊、崩壊等に至っていないことが確認された場合においては、当該架構に基づき各階の安全限界変位を求めることができるものとする。

(式 略)

第四 令第八十二条の六第五号ロに規定する建築物の安全限界固有周期 T_s は、次の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を求めた場合においては、更に次項の規定によって計算した周期調整係数を乗じることができるものとし、建築物の各部分の質量及び剛性に基づき固有値解析等の手法によって当該周期を計算できる場合においては、当該計算によることのできるものとする。

$$T_s = 2\pi \sqrt{\frac{M_{us}}{Q_s} \frac{s}{s}}$$

この式において、 T_s 、 M_{us} 、 s 及び Q_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

T_s (略)

M_{us} (略)

(式略)

この式において、 m_i 及び s_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

m_i (略)

s_i (略)

(式略)

この式において、 B_{si} 及び Q_{si} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

B_{si} 第八の規定による第 i 階における加速度の分布係数

Q_{si} (略)

Q_s 次に定めるところにより計算した建築物の安全限界耐力(単位 キロニュートン)

各階について次の式によって計算した安全限界耐力の一階層せん断力係数換算値 q_{si} のうち最小の値に、建築物の全重量を乗じた値として計算する。

(式略)

この式において、 q_{si} 、 Q_{ui} 、 F_{ei} 、 B_{si} 及び m_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q_{si} (略)

Q_{ui} (略)

F_{ei} (略)

B_{si} 第八の規定による第 i 階に生ずる加速度の分布係数

m_i (略)

s (略)

2 周期調整係数 r は、第三第二項の式によって計算するものとする。この場合において、 T_d 及び M_{ud} は、それぞれ T_s 及び M_{us} と読み替えるものとする。

(式略)

この式において、 m_i 及び s_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

m_i (略)

s_i (略)

(式略)

この式において、 B_{si} 及び Q_{si} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

B_{si} 第五の規定による第 i 階における加速度の分布係数

Q_{si} (略)

Q_s 次に定めるところにより計算した建築物の安全限界耐力(単位 キロニュートン)

各階について次の式によって計算した安全限界耐力の一階層せん断力係数換算値 q_{si} のうち最小の値に、建築物の全重量を乗じた値として計算する。

(式略)

この式において、 q_{si} 、 Q_{ui} 、 F_{ei} 、 B_{si} 及び m_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q_{si} (略)

Q_{ui} (略)

F_{ei} (略)

B_{si} 第五の規定による第 i 階に生ずる加速度の分布係数

m_i (略)

s (略)

2 周期調整係数 r は、第一第二項の式によって計算するものとする。この場合において、 T_d 及び M_{ud} は、それぞれ T_s 及び M_{us} と読み替えるものとする。

3| 建築物の安全限界時において、構造部材である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部が、せん断破壊その他これに類する構造耐力上主要な部分の脆性的な破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことを次に定めるところによって確かめること。

一 建築物の安全限界時において塑性ヒンジを生ずる構造耐力上主要な部分（以下この項において「塑性ヒンジ部材」という。）にあつては、第一項に規定する。の数值を一・五倍した場合における各階の層間変位を計算し、当該層間変位における各塑性ヒンジ部材の変形角が、第六第一項の規定によつて計算した限界変形角を、それぞれ超えないことを確かめること。

二 塑性ヒンジ部材以外の構造耐力上主要な部分にあつては、平成十九年国土交通省告示第 号第四第三号に規定する構造計算を行うこと。

4| 建築物の地上部分の塔状比（計算しようとする方向における架構の幅に対する高さの比をいう。）が四を超える場合にあつては、次の各号に掲げる層せん断力のいずれかが作用するものとした場合に建築物の地盤、基礎ぐい又は地盤アンカーに生ずる力を計算し、当該力が地盤にあつては地盤調査によつて求めた極限心力度に基づき計算した極限支持力の数值を、基礎ぐい及び地盤アンカーにあつては令第三章第八節第四款に規定する材料強度によつて計算した当該基礎ぐい及び地盤アンカーの耐力並びに地盤調査によつて求めた圧縮方向及び引抜き方向の極限支持力の数值を、それぞれ超えないことを確かめるものとする。ただし、特別な調査又は研究によつて地震力が作用する建築物の全体の転倒が生じないことを確かめた場合にあつては、この限りでない。

一 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を〇・三以上として計算した層せん断力

二 建築物の安全限界時に各階に作用するものとした層せん断力

第八 令第八十二条の五第五号八に規定する建築物の各階に生ずる加速度の分布係数 B_{si} は、第四の規定によって計算するものとする。この場合において、第三号八の表、損傷限界、 T_d 、 M_{ud} 及び b_{di} は、それぞれ第五号八の表、安全限界、 T_s 、 M_{us} 及び B_{si} と読み替えるものとする。

第九 令第八十二条の五第五号八に規定する振動の減衰による加速度の低減率 F_h は、次の式によって計算するものとする。ただし、建築物の地震応答に対する部材又は建築物の減衰性の影響を考慮した計算手法によって F_h を算出できる場合においては、当該計算によることができる。

(式 略)

2 前項の式において、 h は、次の各号(鉄筋コンクリート造その他これに類する架構において弾性状態における剛性の低下が生ずるおそれのある構造方法とする場合)あつては、第二号を除く。() のいずれかにより求めた建築物の減衰を表す数値とする。ただし、部材又は建築物の減衰性を、これらを弾性とみなした場合の粘性減衰定数によって表すことができる場合においては、当該数値とすることができる。

一 (略)

二 前号イに規定する建築物の塑性の程度を表す数値 D_{fi} が一以上である部材について、イに規定する γ_1 がすべて等しい場合には、建築物の減衰性を表す数値 h は、次の式によって計算することができる。

$$h = \gamma_1 \left(1 - 1/\sqrt{D_f} \right) + 0.05$$

この式において、 γ_1 及び D_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。

1 (略)

D_f (略)

第五 令第八十二条の六第五号八に規定する建築物の各階に生ずる加速度の分布係数 B_{si} は、第二の規定によって計算するものとする。この場合において、損傷限界、 T_d 、 M_{ud} 及び b_{di} は、それぞれ安全限界、 T_s 、 M_{us} 及び B_{si} と読み替えるものとする。

第六 令第八十二条の六第五号八に規定する振動の減衰による加速度の低減率 F_h は、次の式によって計算するものとする。ただし、建築物の地震応答に対する部材又は建築物の減衰性の影響を考慮した計算手法によって F_h を算出できる場合においては、当該計算によることができる。

(式 略)

2 前項の式において、 h は、次の各号のいずれかにより求めた建築物の減衰を表す数値とする。ただし、部材又は建築物の減衰性を、これらを弾性と見なした場合の粘性減衰定数によって表すことができる場合においては、当該数値とすることができる。

一 (略)

二 前号イに規定する建築物の塑性の程度を表す数値 D_{fi} が一以上である部材について、イに規定する γ_1 がすべて等しい場合には、建築物の減衰性を表す数値 h は、次の式によって計算することができる。

$$h = \gamma_1 \left(1 - 1/\sqrt{D_f} \right) + 0.05$$

この式において、 γ_1 及び D_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。

1 (略)

D_f (略)

$$Df = \frac{sQd}{dQs}$$

この式において、 s 、 Qd 、 d 及び Qs は、それぞれ次の数値を表すものとする。

s 第七第一項に規定する建築物の安全限界時における代表変位（単位メートル）

Qd 第三第一項に規定する建築物の損傷限界耐力（単位 キロニュートン）

d 第三第二項に規定する建築物の損傷限界時における代表変位（単位メートル）

Qs 第七第一項に規定する建築物の安全限界耐力（単位 キロニュートン）

三 建築物の減衰を表す数値 h を建築物に生ずる水平力と当該水平力により建築物に生ずる変位の関係から求める場合は、次の式によって計算するものとする。

$$h = \gamma_1 \left(1 - 1 / \sqrt{Df} \right) + 0.05$$

この式において、 γ_1 及び Df は、それぞれ次の数値を表すものとする。

第一号に規定する部材の構造形式に応じた建築物の減衰特性を表す係数

Df 建築物の塑性の程度を表すものとして次の式によって計算した数値（ただし、「 γ_1 」を下回る場合には「 γ_1 」とする。）

$$Df = s / y + 0.05$$

この式において、 s 及び y は、それぞれ次の数値を表すものとする。

s 第七第一項に規定する建築物の安全限界時における代表変位（単位

$$Df = \frac{sQd}{dQs}$$

この式において、 s 、 Qd 、 d 及び Qs は、それぞれ次の数値を表すものとする。

s 第四第一項に規定する建築物の安全限界時における代表変位（単位メートル）

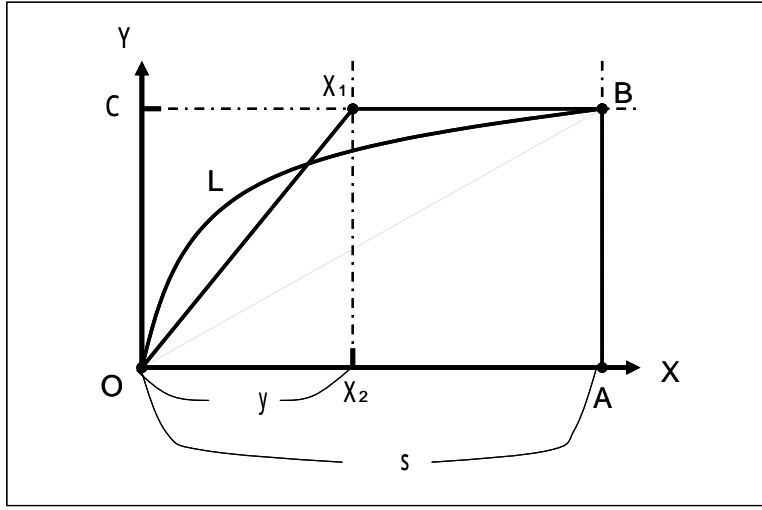
Qd 第一第一項に規定する建築物の損傷限界耐力（単位 キロニュートン）

d 第一第二項に規定する建築物の損傷限界時における代表変位（単位メートル）

Qs 第四第一項に規定する建築物の安全限界耐力（単位 キロニュートン）

メートル)

↓ 次の図の点 X_2 における建築物に生ずる変位 (単位: メートル)



この図において、X軸、Y軸、点O、曲線L、点A、点B、点C、点 X_1 及び点 X_2 はそれぞれ次に定めるものを表すものとし、X軸とY軸は互いに直角に交わるものとする。

X軸 建築物に生ずる変位 (単位: メートル)

Y軸 建築物に作用する水平力 (単位: キロニュートン)

点O X軸とY軸の交点

曲線L 建築物に作用する水平力と当該水平力により建築物に生ずる変位の
関係を示した曲線（以下この号において「特性曲線」という。）

点A 建築物に生ずる変位が、 θ のときのX軸上の点

点B 点Aを通りX軸と直角に交わる直線と曲線Lの交点

点C 建築物に作用する水平力が第七第一項に規定する建築物の安全限界耐
力のY軸上の点

点X₁ 点Cと点Bを結ぶ直線上の点で、その点、点B、点A及び点Oを頂

点とする四角形の面積が曲線L、点Bと点Aを結ぶ直線及び点Aと点Oを

結ぶ直線により囲まれる図形の面積と等しくなる点。ただし、令第
八十二条の五第三号ハの表に規定する地震力による建築物の各階の水平方

向の変位を特性曲線を用いて計算し、当該変位を安全限界変位とする場合
にあつては、点Cと点Bを結ぶ直線に替えて、特性曲線の安全限界変位に

おける接線を用いることができるものとする。

点X₂ 点X₁を通りX軸と直角に交わる直線とX軸の交点

四 地盤調査によって地盤の特性を求めた場合には、建築物の減衰性を表す数
値hは、次の式によって計算することができる。

(式略)

この式において、 r 、 h_{sw} 、 T_{sw} 、 T_s 、 h_{ro} 、 T_{ro} 及び h_b は、それぞれ次の数
値を表すものとする。

r 第七第二項に規定する安全限界時の周期調整係数

h_{sw} 地盤調査の結果による地震時の表層地盤のせん断ひずみに応じた水平

地盤粘性減衰定数 ($h_{sw} \geq \frac{r \cdot T_{sw}}{r \cdot T_s}$ を乗じて得た数値が0.3を超える場合)

三 地盤調査によって地盤の特性を求めた場合には、建築物の等価粘性減衰定
数hは、次の式によって計算することができる。

(式略)

この式において、 r 、 h_{sw} 、 T_{sw} 、 T_s 、 h_{ro} 、 T_{ro} 及び h_b は、それぞれ次の数
値を表すものとする。

r 第四第二項に規定する安全限界時の周期調整係数

h_{sw} 地盤調査の結果による地震時の表層地盤のせん断ひずみに応じた水平

地盤粘性減衰定数 ($h_{sw} \geq \frac{r \cdot T_{sw}}{r \cdot T_s}$ を乗じて得た数値が0.3を超える場合)

には、 $\frac{T_{sw}}{r \cdot T_s}$ で除した数値とする。）

Tsw 第七第二項に規定する安全限界時のスウェイ固有周期（単位 秒）

Ts 第七第一項に規定する安全限界固有周期（単位 秒）

hro 地盤調査の結果による地震時の表層地盤のせん断ひずみに応じた回転

地盤粘性減衰定数（ $\frac{T_{ro}}{r \cdot T_s}$ を乗じて得た数値が 0.15 を超える場

合には、 0.15 を $\frac{T_{ro}}{r \cdot T_s}$ で除した数値とする。）

Tro 第七第二項に規定する安全限界時のロッキング固有周期（単位 秒）

hb 前二号のいずれかにより求めた建築物の減衰性を表す数値 h を、当該

建築物の地上部分の等価粘性減衰定数を表すものとして読み替えた数値

第十 令第八十二条の五第三号の表に規定する表層地盤（次項第一号に規定する工学的基盤上面以浅の地盤をいう。以下同じ。）による加速度の増幅率を表す数値 G_s は、地盤が昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第二の表中 T_0 に関する表に掲げる第一種地盤に該当する区域にあっては次の表一に掲げる式により、第二種地盤又は第三種地盤に該当する区域にあっては次の表二に掲げる式により計算する。

$T < 0.576$	$G_s = 1.5$
$0.576 < T < 0.64$	$G_s = \frac{0.864}{T}$
$0.64 < T$	$G_s = 1.35$

Tsw 第四第二項に規定する安全限界時のスウェイ固有周期（単位 秒）

Ts 第四第一項に規定する安全限界固有周期（単位 秒）

hro 地盤調査の結果による地震時の表層地盤のせん断ひずみに応じた回転

地盤粘性減衰定数（ 0.15 を超える場合には、 0.15 とする。）

Tro 第四第二項に規定する安全限界時のロッキング固有周期（単位 秒）

hb 前二号のいずれかにより求めた建築物の等価粘性減衰定数を、当該建

築物の地上部分の等価粘性減衰定数を表すものとして読み替えた数値

第七 令第八十二条の六第三号の表に規定する表層地盤（工学的基盤（地下深所）にあって十分な層厚と剛性を有し、せん断波速度が約四百メートル毎秒以上の地盤をいう。以下同じ。）上面以浅の地盤をいう。以下同じ。）による加速度の増幅率を表す数値 G_s は、次の各号のいずれかによって計算するものとする。

この表において、 T は、建築物の固有周期（単位 秒）を表すものとす。

二

$T < 0.64$	$G_s = 1.5$
$0.64 \leq T < T_u$	$G_s = 1.5 \left(\frac{T}{0.64} \right)$
$T_u \leq T$	$G_s = g_v$

この表において、 T 、 T_u 及び g_v は、それぞれ次の数値を表すものとす。

T| 建築物の固有周期（単位 秒）

T_u| 次の式によって計算した数値（単位 秒）

$$T_u = 0.64 \left(\frac{g_v}{1.5} \right)$$

g_v 地盤種別に応じて次の表に掲げる数値

第一種地盤	二・〇二五
第二種地盤	二・七

2| 前項の規定にかかわらず、令第八十二条の五第五号八の表に規定する G_s の

数値は、地盤が液化化を生ずるおそれのない場合で、かつ、建築物の敷地は、
 かけ地その他これらに類する傾斜した地盤又はその近傍にない場合（特別な調査又は研究の結果に基づき傾斜した地盤における工学的基盤からの増幅と同等

以上の増幅を計算できる場合を除く。()においては、第一号から第三号までに定めるところにより計算することができるものとする。

一 地盤調査によって地下深所に至る十分な層厚と剛性を有し、かつ、次のイから八までに掲げる基準に適合する工学的基盤を有することを確かめること。

イ 地盤のせん断波速度が約四百メートル毎秒以上であること。

ロ 地盤の厚さが五メートル以上であること。

ハ 建築物の直下を中心とし、表層地盤の厚さの五倍程度の範囲において地盤の深さが一様なものとして五度以下の傾斜であること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき傾斜する工学的基盤からの地震動の増幅と同等以上の増幅を計算できる場合にあっては、この限りでない。

二 G_s は、次の表の(イ)欄に掲げる建築物の安全限界固有周期に応じて、イによって計算した地盤の卓越周期及びロによって計算した表層地盤の増幅率を用いて、次の表の(3)欄に掲げる式によって計算すること。この場合において、建築物の安全限界時の G_s が「一・二三」を下回るときは「一・二三」とするものとし、更に、建築物と表層地盤との相互作用を考慮して八によって計算される相互作用に関する係数 を乗じることができるものとする。

(一)	(イ)	(3)
(略)	(略)	(略)

一 次の表の(イ)欄に掲げる建築物の損傷限界固有周期又は安全限界固有周期に応じて、イによって計算した地盤の卓越周期及びロによって計算した表層地盤の増幅率を用いて、次の表の(3)欄に掲げる式によって計算すること。この場合において、建築物の損傷限界時及び安全限界時の G_s がそれぞれ次の表の(ハ)又は(ニ)欄の数値を下回るときは当該各欄の数値とするものとし、更に、建築物と表層地盤との相互作用を考慮して八によって計算される相互作用に関する係数 を乗じることができるものとする。ただし、表層地盤に伝わる弾性波の速度の実測に基づき G_s を計算する場合にあっては、当該計算によることができる。

(一)	(イ)	(3)	(ハ)	(ニ)
(略)	(略)	(略)	一・五	一・二

(略)	(二)	(略)
	(三)	(略)
	(四)	(略)
	(略)	(略)

イ 表層地盤の一次卓越周期及び二次卓越周期は、それぞれ次に掲げる式によって計算する。

- (1) (式 略)
 (2) (式 略)

これらの式において、T1、T2、Hi、Gi及びiは、それぞれ次の値を表すものとする。

- T1 (略)
 T2 (略)
 Hi (略)

Gi 地盤調査の結果による地盤の各層のせん断剛性で、地震時に生ずる地盤のせん断ひずみに応じて計算した数値

(式 削除)

i (略)

ロ 表層地盤の一次卓越周期に対する増幅率Gs1及び二次卓越周期に対する増幅率Gs2は、それぞれ次に掲げる式によって計算するものとする。ただし、Gs1について、建築物の安全限界時における値が一・二を下回る場合

(略)	(二)	(略)	一・五	一・二
	(三)	(略)	一・五	一・二
	(四)	(略)	一・三五	一・〇
	(略)	(略)		

イ 表層地盤の一次卓越周期及び二次卓越周期は、それぞれ次に掲げる式によって計算する。

- (1) (式 略)
 (2) (式 略)

これらの式において、T1、T2、Hi、Gi及びiは、それぞれ次の値を表すものとする。

- T1 (略)
 T2 (略)
 Hi (略)

Gi 地震時における地盤の各層のせん断剛性を表すものとして、地震時に生じる地盤のせん断ひずみに応じて土質ごとに別表第一に示される低減係数を次の式によって計算したGoに乗じて得た数値

$$G_{0i} = \rho_i \cdot V_{si}^2$$

この式において、Vsiは、地盤調査によって求められた地盤の各層のせん断波速度(単位メートル毎秒)を表すものとする。

i (略)

ロ 表層地盤の一次卓越周期に対する増幅率Gs1及び二次卓越周期に対する増幅率Gs2は、それぞれ次に掲げる式によって計算するものとする。ただし、Gs1について、建築物の損傷限界時における値が一・五を下回る場合

には「一・二」とするものとする。

(1) (略)

(2) (略)

これらの式において、 w_i 及び h_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

(略)

h_i 地震時の表層地盤によるエネルギー吸収の程度を表すものとして次の式によって計算した数値(0.05未満となる場合には、0.05とする)。

$$h_i = \frac{\sum_{j=1}^n h_{i,j} w_{i,j}}{\sum_{j=1}^n w_{i,j}}$$

この式において、 $h_{i,j}$ 及び $w_{i,j}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$h_{i,j}$ 地盤調査の結果による表層地盤の各層の減衰定数で、地震時に生ずる表層地盤のせん断ひずみに応じて計算した数値

$w_{i,j}$ (略)

八 建築物と表層地盤との相互作用に関する係数 w_i は、次の式によって計算するものとする。ただし、 w_i が0.75を下回る場合にあっては、0.75とする。

には「一・五」と、建築物の安全限界時における値が「一・二」を下回る場合には

(1) (略)

(2) (略)

これらの式において、 w_i 及び h_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

(略)

h_i 地震時の表層地盤によるエネルギー吸収の程度を表すものとして次の式によって計算した数値(0.05未満となる場合には、0.05とする)。

$$h_i = 0.8 \frac{\sum_{j=1}^n h_{i,j} w_{i,j}}{\sum_{j=1}^n w_{i,j}}$$

表すものとする。

$h_{i,j}$ 地震時における表層地盤の各層の減衰定数を表すものとして地震時に生ずる表層地盤のせん断ひずみ及び土質に応じて別表第二に

示される数値

$w_{i,j}$ (略)

八 建築物と表層地盤との相互作用に関する係数 w_i は、次の式によって計算するものとする。ただし、 w_i が0.75を下回る場合にあっては、0.75とする。

$$\beta = \frac{K_{hb} \left\{ 1 - \left(1 - \frac{1}{G_s} \right) \frac{D_e}{\sum H_i} \right\} + K_{he}}{K_{hb} + K_{he}}$$

この式において、 K_{hb} 、 G_s 、 D_e 、 H_i 及び K_{he} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

K_{hb} (略)

G_s 第二号に規定する G_s の数値

D_e (略)

H_i (略)

K_{he} (略)

(削る。)

(式 削除)

(削る。)

(式 削除)

(削る。)

$$\beta = \frac{K_{hb} \left\{ 1 - \left(1 - \frac{1}{G_s} \right) \frac{D_e}{\sum H_i} \right\} + K_{he}}{K_{hb} + K_{he} \eta}$$

この式において、 K_{hb} 、 G_s 、 D_e 、 H_i 、 K_{he} 及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

K_{hb} (略)

G_s 第二号に規定する G_s の数値

D_e (略)

H_i (略)

K_{he} (略)

損傷限界固有周期における連成効果による加速度の低減率で、次の式により計算した数値(安全限界固有周期に関する計算を行う場合にあっては「 η ・ $\text{O}(\eta)$ 」)

$$\eta = \frac{1.5}{1 + 10h}$$

この式において、 h は次に掲げる式により計算した数値とする。

$$h = \frac{1}{r^3} \left\{ h_{sw} \left(\frac{T_{sw}}{T_d} \right)^3 + h_{ro} \left(\frac{T_{ro}}{T_d} \right)^3 + h_b \right\}$$

この式において、 h_{sw} 、 h_{ro} 、 h_b 、 T_{sw} 、 T_{ro} 、 T_d 及び r は、次に掲げる式により計算した数値とする。

(式 略)

- (削る。)
- (削る。)
- (削る。)
- (削る。)
- (削る。)
- (削る。)
- (削る。)
- (削る。)

hs_w 地盤調査によって求められた地震時の水平地盤粘性減衰定数 (〇・三を超える場合には、〇・三とする。)

hr_d 地盤調査によって求められた地震時の回転地盤粘性減衰定数 (〇・一五を超える場合には、〇・一五とする。)

- hb| 建築物の損傷限界時の等価粘性減衰定数
- T_{sw}| 第一第二項に規定するスウェイ固有周期(単位 秒)
- Tr_o| 第一第二項に規定するロッキング固有周期(単位 秒)
- T_d| 第一第一項に規定する建築物の損傷限界固有周期(単位 秒)
- r| 第一第二項に規定する周期調整係数

二 地盤が昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第二の表中 T_c に関する表に掲げる第一種地盤に該当する区域にあつては次の表一に掲げる式により、第一種地盤又は第三種地盤に該当する区域にあつては次の表二に掲げる式により計算するものとする。

表一

T < 0.576	$G_s = 1.5$
0.576 < T < 0.64	$G_s = \frac{0.864}{T}$
0.64 < T	$G_s = 1.35$

この表において、Tは、建築物の固有周期(単位 秒)を表すものとする。

表二

T < 0.64	$G_s = 1.5$
----------	-------------

$$\phi_{64} \left(T_u \leftarrow T_u \right) \quad G_s = 1.5 \left(\frac{T}{0.64} \right)$$

$$T_u \leftarrow T_u \quad G_s = g_v$$

この表において、 T 、 T_u 及び g_v は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- T 建築物の固有周期(単位 秒)
- T_u 次の式によつて計算した数値(単位 秒)

$$T_u = 0.64 \left(\frac{g_v}{1.5} \right)$$

g_v 地盤種別に応じて次の表に掲げる数値

第一種地盤	1.025
第二種地盤	1.7

三 敷地内の表層地盤の各層について、当該層の上層においてせん断波速度に地盤密度を乗じて得た数値が二倍程度変化する場合にあつては、当該層を工学的基盤とみなして前号の規定により G_s を計算し、当該数値と前号の規定による数値のいずれか大きな数値を当該地盤の G_s とする。

第十一 令第八十二条の五第七号に規定する屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

第十二 (略)

第八 令第八十二条の六第七号に規定する屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

第九 (略)

別表第1

中央断寸和寸	低減係数	
	岩寸 寸	砂層寸 寸
0.00000-1	1.0000	1.0000
0.00000-2	0.9900	0.9790
0.00000-3	0.9800	0.9680
0.00000-4	0.9700	0.9570
0.00000-5	0.9600	0.9460
0.00000-6	0.9500	0.9350
0.00000-7	0.9400	0.9240
0.00000-8	0.9300	0.9130
0.00000-9	0.9200	0.9020
0.00000-0	0.9100	0.8910
0.00000-10	0.8300	0.8300
0.00000-20	0.8300	0.8300
0.00000-30	0.7600	0.7600
0.00000-40	0.7000	0.7000
0.00000-50	0.6500	0.6500
0.00000-60	0.6200	0.6200
0.00000-70	0.5800	0.5800
0.00000-80	0.5500	0.5500
0.00000-90	0.5300	0.5300
0.00000-00	0.5100	0.5100
0.00000-00	0.3700	0.3700
0.00000-00	0.3100	0.3100

(削)

別表第一

0.00400	0.269	0.155
0.00500	0.240	0.137
0.00600	0.219	0.123
0.00700	0.202	0.112
0.00800	0.188	0.104
0.00900	0.176	0.097
0.01000	0.167	0.091
0.02000	0.114	0.060
0.03000	0.092	0.047
0.04000	0.077	0.040
0.05000	0.068	0.035
0.06000	0.062	0.031
0.07000	0.056	0.028
0.08000	0.052	0.026
0.09000	0.049	0.024
0.10000	0.046	0.023

粘土の割合	減衰係数	
	粘性土	砂質土
0.00001	0.020	0.020
0.00002	0.020	0.020
0.00003	0.020	0.020
0.00004	0.020	0.020
0.00005	0.020	0.020

〇・〇〇〇〇六	〇・〇二〇	〇・〇二八
〇・〇〇〇〇七	〇・〇二〇	〇・〇三四
〇・〇〇〇〇八	〇・〇二〇	〇・〇三九
〇・〇〇〇〇九	〇・〇二〇	〇・〇四五
〇・〇〇〇一〇	〇・〇三一	〇・〇五〇
〇・〇〇〇二〇	〇・〇四四	〇・〇九一
〇・〇〇〇三〇	〇・〇六二	〇・一一八
〇・〇〇〇四〇	〇・〇七七	〇・一三七
〇・〇〇〇五〇	〇・〇八九	〇・一五一
〇・〇〇〇六〇	〇・一一〇	〇・一六二
〇・〇〇〇七〇	〇・一一八	〇・一七〇
〇・〇〇〇八〇	〇・一二六	〇・一七七
〇・〇〇〇九〇	〇・一三三	〇・一八四
〇・〇〇一〇〇	〇・一三八	〇・一八九
〇・〇〇二〇〇	〇・一六三	〇・二一八
〇・〇〇三〇〇	〇・一八一	〇・二三一
〇・〇〇四〇〇	〇・一九二	〇・三三九
〇・〇〇五〇〇	〇・一九九	〇・三四四
〇・〇〇六〇〇	〇・二〇五	〇・三四八
〇・〇〇七〇〇	〇・二〇九	〇・三五一
〇・〇〇八〇〇	〇・二一三	〇・三五四
〇・〇〇九〇〇	〇・二一六	〇・三五六
〇・〇一〇〇〇	〇・二一八	〇・二五七
〇・〇二〇〇〇	〇・三三三	〇・二六六

0.03000	0.338	0.270
0.04000	0.242	0.273
0.05000	0.244	0.273
0.06000	0.246	0.274
0.07000	0.247	0.275
0.08000	0.248	0.276
0.09000	0.249	0.276
0.10000	0.250	0.277

国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、木造又は鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分として、特殊の構造方法によるものとして、構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネル（石灰質原料及びけい酸質原料を主原料とし、オートクレーブ養生した軽量気泡コンクリートによる製品のうち、鉄筋その他の補強材で補強したパネルをいう。以下同じ。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

第一 材料

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルの材料は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 軽量気泡コンクリートの密度及び圧縮強度は、それぞれ次に定めるところによること。
- イ 密度 一立方メートルにつき四百五十キログラム以上五百五十キログラム未満
- ロ 圧縮強度 一平方ミリメートルにつき三ニュートン以上
- 二 軽量気泡コンクリートは、構造耐力上有害な亀裂、気泡のむら、欠け、反りその他の欠陥がないものとする。

第二 床版又は屋根版

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 軽量気泡コンクリートパネルは、建築物に作用する水平力を負担しない構造方法としなければならない。ただし、最下階の床版であって一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、これらの部材相互を緊結したものを含む。）の基礎ばり（べた基礎及び布基礎の立上り部分を含む）

む。) に緊結する場合、又は建築基準法施行令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

二 床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルの厚さは、次の表に掲げる数値以上の数値としなければならぬ。

建築物の部分	厚さ(単位 センチメートル)
床版	1 25
屋根版	1 30
この表において、 $\frac{1}{}$ は、支点間の距離(単位 センチメートル)を表すものとする。	

三 軽量気泡コンクリートパネルに用いる補強材は鉄筋とし、軽量気泡コンクリートパネルの主筋(支点間の距離の方向に配置する鉄筋をいう。以下同じ。)は、床版にあってはパネルの幅六十一センチメートルにつき圧縮側に二本以上及び引張り側に三本以上を、屋根版にあってはパネルの幅六十一センチメートルにつき三本以上を、それぞれ釣合い良く配置するものとし、横筋(主筋と直交方向に配置する鉄筋をいう。以下同じ。)と溶接により接合しなければならない。ただし、日本工業規格A五

四一六（軽量気泡コンクリートパネル） 一九九七に規定された曲げ試験によって、軽量気泡コンクリートパネルの曲げに対する性能が当該主筋及び横筋を配置した場合と同等以上であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

四 床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルは、金物、モルタル等で構造耐力上有効に周囲の構造耐力上主要な部分に取り付けなければならない。

2 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートを用いた建築物は、次に定めるものとしなければならない。

一 地階を除く階数を五以下とし、かつ、平面形状及び立面形状を長方形その他これらに類する形状とすること。

二 床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルを並べて配置する場合にあつては、当該軽量気泡コンクリートパネル相互の接合部をコッター又は金物によって構造耐力上有効に接合すること。

第三 防食措置等

一 吸水、吸湿又は変質その他使用環境によって性能に支障を生じるおそれのある部分に使用する軽量

気泡コンクリートパネルにあつては、防水、防湿又は変質その他使用環境によつて性能に支障を生じ
ることを防止するための措置を講じなければならない。

二 鉄筋その他の補強材は、耐久性上支障のないよう防錆^{せい}又は防食に関する措置を講じなければならない。

第四 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一及び第三に定める安全上必要な技術的基
準を指定する。

附 則

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

改 正 案

現 行 告 示

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分(以下「プレストレストコンクリート造の建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十二までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十九に、同令第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号に規定する保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第二十にそれぞれ指定し、並びに同条第三項の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十三及び第十七に適合する場合には、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめるものと認め、同令第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十三、第十四、第十五第一号及び第十七に適合する場合には、当該構造計算は、同項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができると認め、同項第一号イの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十三、第十四、第十五第二号及び第十七に適合する場合、又は第十三、第十四、第十六及び第十七に適合する場合には、当該構造計算は、同項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができると認め、同号ロの規定に基

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第八十条の二第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次の第一から第十三までのように定め、併せて、令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の構造計算が次の第十四から第十九までに適合する場合には、当該構造計算は、令第三章第八節第一款の二、第三款及び第四款に規定する構造計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとする。

つき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十八に適合する場合においては、当該構造計算は、同号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

(削る。)

第一 コンクリートの材料

プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの材料については、建築基準法施行令(以下「令」という。)(第七十二条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「緊張材及び鉄筋の間並びにこれらとせき板」と読み替えるものとする。

第二 緊張材の定着及び接合並びに鉄筋の定着及び継手

一 緊張材の端部は、定着装置によつて固定し、緊張材の引張り力を有効に保持しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、定着装置の設置を省略することができる。

イ 緊張材をコンクリート又はグラウトとの付着によつて定着する場合

ロ (略)

ハ プレテンション法による場合で、載荷試験等の結果により安全であることが確かめられた場合

二 緊張材の接合は、接合具によつて行い、当該緊張材の引張り力を有効に保持しなければならない。

三 (略)

第一 緊張材の品質

緊張材は、日本工業規格(以下「JIS」という。)(G三五三六 一九八八 (PC鋼線及びPC鋼より線)もしくはJIS G三二〇九 一九八八(PC鋼棒)に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。

第二 コンクリートの材料

プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの材料については、令第七十二条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「緊張材及び鉄筋の間並びにこれらとせき板」と読み替えるものとする。

第三 緊張材の定着及び接合並びに鉄筋の定着及び継手

一 緊張材の端部は、定着装置によつて固定し、緊張材の引張り力を有効に保持しなければならない。ただし、次のイからハまでの一に該当する場合にあつては、定着装置の設置を省略することができる。

イ 緊張材の一端をコンクリート又はグラウトとの付着によつて定着する場合

ロ (略)

ハ プレテンション法による場合で、載荷試験等の結果により安全であると認められるとき

二 緊張材の接合は、接合具によつて行い、当該緊張材の引張り力を有効に保持しなければならない。

三 (略)

第三 グラウト

ポストテンション法による場合にあつては、次のいずれかに該当する場合を除き、緊張材と緊張材配置孔との間に、緊張材と緊張材配置孔との付着が良好なグラウトで充填されなければならない。この場合において、当該グラウトは、緊張材の防錆に有効であり、かつ、高温下においても付着力の著しい低下のないものとしなければならない。

一 耐力壁以外の壁、床又は小ばりをプレストレストコンクリート造とする場合で、あらかじめ有効な防錆材で被覆された緊張材を配置し、コンクリートを打ち込む場合

二 柱、はり又は耐力壁にあらかじめ有効な防錆材で被覆された付着のない緊張材を配置する場合（付着が良好な鉄筋又は緊張材との併用その他当該緊張材が破断した場合に柱、はり又は耐力壁の崩壊を防止するための有効な措置が講じられ、かつ、第十八に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合に限る。）

第四 コンクリートの強度

一 プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの強度は、設計基準強度との関係において昭和五十六年建設省告示第千百二号第一の規定に適合するものでなければならない。この場合において、設計基準強度は、プレテンション法によるときにあつては「平方ミリメートルにつき三十五ニュートン以上、ポストテンション法によるときにあつては「平方ミリメートルにつき三十二ニュートン（プレストレスト鉄筋コンクリート造）（緊張材及び鉄筋

第四 緊張材の防錆及びグラウト

ポストテンション法による場合にあつては、緊張材と緊張材配置孔との間に、緊張材の防錆に有効であり、かつ、緊張材と緊張材配置孔との付着が良好なグラウトを注入しなければならない。ただし、耐力壁以外の壁、床又は小ばりをプレストレストコンクリート造とする場合で、あらかじめ有効な防錆材で被覆された緊張材を配置し、コンクリートを打ち込むときにあつては、この限りでない。

第五 コンクリートの強度

一 プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの強度は、設計基準強度との関係において昭和五十六年建設省告示第千百二号第一の規定に適合するものでなければならない。この場合において、設計基準強度は、プレテンション法によるときにあつては「平方センチメートルにつき三百五十キログラム以上、ポストテンション法によるときにあつては「平方センチメートルにつき三百キログラム（構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であ

を併用したプレストレストコンクリート造をいう。()にあつては一平方ミリメートルにつき二十一ニュートン)以上としなければならない。

二・三 (略)

第五 (略)

第六 プレストレスの導入

プレストレスの導入は、プレストレスを受ける部分のコンクリートの強度が、次の各号に規定する強度に達するまでに行つてはならない。この場合において、当該コンクリートの強度を求めるときは、昭和五十六年建設省告示第千二百二号第一号に掲げる強度試験によるものとする。

一 プレストレス導入直後の最大圧縮応力度の一・七倍

二 プレテンション法にあつては一平方ミリメートルにつき三十二ニュートン、ポストテンション法にあつては一平方ミリメートルにつき二十二ニュートン

第七 (略)

第八 柱の構造

構造耐力上主要な部分である柱は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 主筋は、四本以上とすること。

二 主筋は、帯筋と緊結すること。

三 帯筋の径は、六ミリメートル以上とし、その間隔は、十五センチメートル(柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の二倍以内の距離にある部分においては、十センチメートル)以下、かつ、最も細い主筋の径の十五倍以下とすること。

四 帯筋比(柱の軸を含むコンクリートの断面の面積に対する帯筋の断面積の

ることが確かめられたときにあつては、二百十キログラム)以上としなければならない。

二・三 (略)

第六 (略)

第七 プレストレスの導入

プレストレスの導入は、プレストレスを受ける部分のコンクリートの強度が、次のイ及びロに規定する強度に達するまでに行つてはならない。この場合において、当該コンクリートの強度を求めるときは、昭和五十六年建設省告示第千二百二号第一号に掲げるJISによる強度試験によるものとする。

イ プレストレス導入直後の最大圧縮応力度の一・七倍

ロ プレテンション法にあつては一平方センチメートルにつき三百キログラム、ポストテンション法にあつては一平方センチメートルにつき二百キログラム

第八 (略)

第九 柱の構造

構造耐力上主要な部分である柱は、次のイからへまでに定める構造としなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 主筋は、四本以上とし、帯筋と緊結すること。

ロ 帯筋の径は、六ミリメートル以上とし、その間隔は、十五センチメートル(柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の二倍以内の距離にある部分においては、十センチメートル)以下で、かつ、最も細い主筋の径の十五倍以下とすること。

ハ 帯筋比は〇・二パーセント以上とすること。

和の割合として昭和五十六年建設省告示第千百六号に定める方法により算出した数値をいう。)は、〇・二パーセント以上とすること。

五 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の十五分の一以上とすること。

六 緊張材は、主筋と帯筋によつて囲まれた部分に有効に配置すること。

七 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の〇・八パーセント以上とすること。この場合において、緊張材の断面積は、その応力分担の実況に應じて、主筋の断面積として算入することができるものとする。

第九 床版の構造

構造耐力上主要な部分である床版は、次に定める構造としなければならない。ただし、第十三第二号二及び第三号に定める構造計算によつて変形又は振動による使用上の支障が起らないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

一 厚さは、八センチメートル以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの四十分の一以上とすること。

二 最大曲げモーメントを受ける部分における引張鉄筋の間隔は、短辺方向において二十センチメートル以下、長辺方向において三十センチメートル以下で、かつ、床版の厚さの三倍以下とすること。

2| 前項の床版のうちプレキャストプレストレスコンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一 周囲のはり等との接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。

二 二以上の部材を組み合わせるものにあつては、これらの部材相互を緊結する。

第十 はりの構造

二 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の十五分の一以上とすること。

ホ 緊張材は、主筋と帯筋によつて囲まれた部分に有効に配置すること。

ヘ 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の〇・八パーセント以上とすること。この場合において、緊張材の断面積は、その応力分担の実況に應じて、主筋の断面積として算入することができるものとする。

第十 床版の構造

構造耐力上主要な部分である床版の構造については、令第七十七条の二の規定を準用する。

第十一 はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはり、複筋はりとして、これにあばら筋をはりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなければならぬ。

第十一 耐力壁

耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

- 一 厚さは、十二センチメートル以上とすること。
- 二 開口部周囲に径十二ミリメートル以上の補強筋を配置すること。
- 三 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次のイ又はロに定める間隔により径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に配置すること。
 - イ 地階を除く階数が一の建築物 三十五センチメートル（複配筋として配置する場合には、五十センチメートル）以下の間隔
 - ロ イ以外の建築物 三十センチメートル（複配筋として配置する場合には、四十五センチメートル）以下の間隔
- 四 周囲の柱及びはりとの接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。

2 | 壁式構造の耐力壁については、令第七十八条の二第二項の規定を準用する。

第十二 緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ

- 一 緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては五センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては六センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上としな

構造耐力上主要な部分であるはり、複筋はりとして、これにあばら筋をはりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなければならぬ。ただし、プレキャストプレストレスコンクリートで造られたはり、二以上の部材を組み合わせるものの接合部については、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第十二 耐力壁

耐力壁の構造については、令第七十八条の二の規定を準用する。

第十三 緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ

- 一 緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては五センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては六センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上としな

ればならない。ただし、次に定める基準のいずれかに適合する場合にあつては、この限りでない。

イ 交換可能な部材で、単一鋼線、二本より線その他これらに類する緊張材を多数分散配置する場合で当該かぶり厚さを二センチメートル以上とした場合

ロ プレキャストコンクリートで造られた部材に緊張材を配置する構造で次に掲げる基準に適合している場合。ただし、次の(1)から(3)までの規定は、当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられた場合にあつては、この限りでない。

(1) プレキャストコンクリートに用いるコンクリートの設計基準強度が、プレテンション法によるときにあつては二平方ミリメートルにつき三十五ニュートン以上、ポストテンション法によるときにあつては二平方ミリメートルにつき三十二ニュートン以上であること。

(2) プレキャストコンクリートに用いるコンクリートに使用するセメントの品質をJIS R5021（ポルトランドセメント）Ⅱ、Ⅲに適合するものとし、単位セメント量が二立方メートルにつき三百キログラム以上であること。

(3) 耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷がないものであること。
(4) 緊張材に対するかぶり厚さが次に定める基準に適合していること。
(i) 耐力壁以外の壁又は床にあつては、二・五センチメートル以上であること。

(ii) 緊張材に対するコンクリートの付着割裂について次に定めるいずれかの構造計算によつて安全であることが確かめられた場合において、耐力壁、柱又ははりにあつては二センチメートル以上、直接土に

ればならない。ただし、交換可能な部材で、単一鋼線、二本より線その他これらに類する緊張材を多数分散配置する場合にあつては、二センチメートル以上とすることができる。

接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては五センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上とすることができる。

(一) 第十三条第二号及び第十五条第二号又は第十六条に定める構造計算

(二) 第十八に定める構造計算

(三) 法第二十条第一号の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法

八 平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の規定を準用してコンクリート以外の材料を用いて緊張材に対するかぶり厚さを確保した場合。この場合において、同項第五号中「令第七十九条第一項（令第四百三十九条から第四百四十二条までの規定において準用する場合を含む。）又は令第七十九条の第三項（令第四百三十九条から第四百四十一条までの規定において準用する場合を含む。）」とあるのは、「平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項第一号本文」と読み替えるものとする。

二 (略)

第十三 応力度等

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を平成十九年国土交通省告示第号第二の規定に従つて計算しなければならない。

二 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については、次に定める構造計算を行わなければならない。

イ 令第八十二条第二号の表に掲げる長期に生ずる力とプレストレスにより生ずる力とを組み合わせた長期に生ずる力によつて部材の断面に生ずる長期の応力度が、令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力に対す

二 (略)

第十四 応力度等

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる応力を計算しなければならない。

二 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については、次のイから八までに定める構造計算を行わなければならない。

イ 令第八十二条第二号の表に掲げる長期の応力とプレストレスによる応力とを組み合わせた長期の応力によつて部材の断面に生ずる長期の応力度が、第十八の規定による長期の応力に対する許容応力度を超えないことを確

る許容応力度を超えないことを確かめること。

ロ プレストレス導入時に部材の断面に生ずる力に対して安全上支障がないことを確かめること。

ハ 破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各力の合計の数値以上であることを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合
	1.2G + 2P	1.2G + 2P + 0.7S
常時	1.7(G + P)	1.7(G + P) + 0.7S
	G + P + 1.4S	G + P + 1.4S
積雪時	G + P + 1.6W	G + P + 1.6W
	G + P + 1.6W	G + P + 0.35S + 1.6W
暴風時	G + P + 1.5K	G + P + 0.35S + 1.5K
地震時		

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ令第八十二条第一号の表に掲げる力を表すものとする。

二 建築物の部分に応じて次の表に掲げる条件式を満たす場合以外の場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によつて建築物の使用上の支障が起こらないことを平成十二年建設省告示第千四百五十九号第二に定める構造計算によつて確かめること。この場合において、同告示第一号に規定する変形増大係数は次表に掲げるものを用いるものとし、固定荷重及び積載荷重からプレストレスによる吊り上げ荷重分を引いて計算するものとする。

建築物の部分	条件式	変形増大係数
--------	-----	--------

かめること。

ロ プレストレス導入時に部材の断面に生ずる応力に対して安全上支障がないことを確かめること。

ハ 破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各力の合計の数値以上であることを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合
	1.2G + 2P	1.2G + 2(P + S)
常時	1.7(G + P)	1.7(G + P + S)
	G + P + 1.5S	G + P + 1.5S
積雪時	G + P + 1.5W	G + P + 1.5W
	G + P + 1.5W	G + P + S + 1.5W
暴風時	G + P + 1.5K	G + P + S + 1.5K
地震時		

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ令第八十二条第一号の表に掲げる応力を表すものとする。

はり	$D > \frac{1}{18-8\sqrt{1-\lambda}}$	$8-4\lambda^2$
床版（片持ち以外の場合）	$\frac{1}{4} > \frac{1}{40-10\sqrt{1-\lambda}}$	$16-8\lambda^2$
床版（片持ちの場合）	$\frac{1}{15-5\sqrt{1-\lambda}} > 1$	

この表において、D、l、t、lx及びは、それぞれ次の数値を表すものとする。

D| はりのせい（単位 ミリメートル）

l| はりの有効長さ（単位 ミリメートル）

t| 床版の厚さ（単位 ミリメートル）

lx| 床版の短辺方向の有効長さ（単位 ミリメートル）

は、部材の曲げ強度に及ぼすPC鋼材の寄与率として次の式により計算した数値

$$\lambda = \frac{M_p}{M_p + M_r}$$

この式において、Mp及びMrは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Mp| 令第三章第八節第四款に定める材料強度に基づく緊張材による曲げ強度

Mr| 令第三章第八節第四款に定める材料強度に基づく鉄筋による曲げ強度

三 プレストレストコンクリート造以外の構造部分については、令第八十二条各号に定める構造計算を行わなければならない。

三 プレストレストコンクリート造以外の構造部分については、令第八十二条第二号及び第三号に定める構造計算を行わなければならない。

(削る。)

第十四 層間変形角

次の各号に掲げる建築物以外の建築物の構造計算をするに当たつては、第十四の規定によるほか、建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によつて各階に生ずる水平方向の層間変位を平成十九年国土交通省告示第 号第三の規定に従つて計算し、当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

一 プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次のイ及びロに該当するもの

イ 高さが二十メートル以下であるもの

ロ 地上部分の各階の耐力壁（平成十九年国土交通省告示第 号第一第

三号イ(1)に規定する開口周比が〇・四以下であるものに限る。以下この号において同じ。）並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱においては、同式中「 0.7 」を「 1.0 」とする。

$$\Sigma 2.56Aw + \Sigma 0.7Ac \geq ZWAt$$

この式において、 Aw 、 Ac 、 Z 、 W 及び At は、それぞれ次の数値を表

四 必要がある場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によつて建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめなければならない。

第十五 層間変形角

次のイ及びロに掲げる建築物以外の建築物の構造計算をするにあつては、第十四の規定によるほか、建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

イ プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 高さが二十メートル以下であるもの

(2) 地上部分の各階の耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「 0.7 」を「 1.0 」とする。

$$\Sigma 2.5Aw + \Sigma 7Ac \geq ZWAt$$

この式において、 Aw 、 Ac 、 Z 、 W 及び At は、それぞれ次の数値を表

表すものとする。

一 コンクリートの設計基準強度による割り増し係数として、設計基準強度が二平方ミリメートルにつき十八ニュートン未満の場合にあつては 1.0 、二平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあつては使用するコンクリートの設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を十八で除した数値の平方根の数値(当該数値が二の平方根の数値を超えるときは、二の平方根の数値)

A₁ 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積(単位 平方ミリメートル)

A₂ 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。)(のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積(単位 平方ミリメートル))

Z₁ 令第八十八条第一項に規定するZの数値

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、さらに積雪荷重を加えるものとする。)(単位 ニュートン)

A_i 令第八十八条第一項に規定する当該階に係るA_iの数値

二 プレストレストコンクリート造と木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一以上とを併用する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)(で、次のイ及びロに

該当するもの

すものとする。

A₁ 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積(単位 平方センチメートル)

A₂ 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。)(のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積(単位 平方センチメートル))

Z₁ 令第八十八条第一項に規定するZの数値

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、さらに積雪荷重を加えるものとする。)(単位 キログラム)

A_i 令第八十八条第一項に規定する当該階に係るA_iの数値

ロ プレストレストコンクリート造と木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一以上とを併用する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)(で、次の(1)及び(2)に

該当するもの

イ 平成十九年国土交通省告示第 号第三号イから二までに該当するもの

ロ プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号ロに適合するもの

第十五 剛性率、偏心率等

一 第十四各号に掲げる建築物以外の建築物で高さが三十一メートル以下のものの構造計算をするにあつては、第十三及び第十四の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイ及びロに定めるところによらなければならない。

イ 各階の剛性率及び偏心率について、令第八十二条の六第二号イ及びロに定める構造計算を行うこと。

ロ 昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三各号に定める構造計算に準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、「プレレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」と読み替えるものとする。ただし、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、若しくは十分な靱性をもつことが確かめられた場合又はプレレストレストコンクリート造と鉄骨造とを併用する建築物について昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第二各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

二 前号の規定は、建築物の地上部分について第十六に定める構造計算を行った場合又は耐力壁若しくは構造耐力上主要な部分である柱若しくははりにプレレストレストコンクリート造の構造部分を有する建築物の地上部分について

(1) 昭和五十五年建設省告示第七百九十号第六号イから二までに該当するもの

(2) プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階がイ(2)に適合するもの

第十六 剛性率、偏心率等

一 第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で高さが三十一メートル以下のものの構造計算をするにあつては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイ及びロに定めるところによらなければならない。

イ 各階の剛性率及び偏心率について、令第八十二条の三第一号及び第二号に定める構造計算を行うこと。

ロ 昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三各号に定める構造計算に準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、「プレレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」とする。ただし、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、若しくは十分な靱性をもつことが確かめられた場合又はプレレストレストコンクリート造と鉄骨造とを併用する建築物について昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第二各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

二 前号の規定は、建築物の地上部分について第十七イから八までに定める構造計算を行った場合又は耐力壁若しくは構造耐力上主要な部分である柱若しくははりにプレレストレストコンクリート造の構造部分を有する建築物の地上

次のイ及びロに定める構造計算を行った場合においては、適用しない。

イ 構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力の数値が次の表に掲げる組合せによる各力の合計の数値以上であることを確かめること。

一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって 特定行政庁が指定する多雪区域における場合
$G + P + 1.5F_{es}K$	$G + P + 0.35S + 1.5F_{es}K$

この表において、 G 、 P 、 K 及び S はそれぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる力を、 F_{es} は令第八十二条の三第二号に掲げる数値（軸方向力を計算する場合にあつては、一・〇）を表すものとする。

ロ 構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の力に対してせん断破壊が生ずるおそれのないことを確かめること。

第十六 保有水平耐力

第十四各号に掲げる建築物以外の建築物で、高さが三十一メートルを超えるものの構造計算をするに当たつては、第十三及び第十四の規定によるほか、建築物の地上部分について、令第八十二条の三に規定する構造計算を行わなければならない。

第十七 屋根ふき材等の構造計算

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、平成十二年建設省令

部分について次のイ及びロに定める構造計算を行った場合においては、適用しない。

イ 構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力の数値が次の表に掲げる組合せによる各応力の合計の数値以上であることを確かめること。

一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって 特定行政庁が指定する多雪区域における場合
$G + P + 1.5F_{es}K$	$G + P + S + 1.5F_{es}K$

この表において、 G 、 P 、 K 及び S はそれぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる応力を、 F_{es} は令第八十二条の四第二号に掲げる数値（軸方向応力を計算する場合にあつては、一・〇）を表すものとする。

ロ 構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の応力に対してせん断破壊が生ずるおそれのないことを確かめること。

第十七 保有水平耐力

第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で、高さが三十一メートルを超えるものの構造計算をするに当たつては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイから八に定めるところによらなければならない。

- イ 第十九に規定する材料強度によって各階の水平力に対する耐力（以下「保有水平耐力」という。）を計算すること。
- ロ 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を令第八十二条の四第二号の規定によつて計算すること。
- ハ イの規定によつて計算した保有水平耐力が、ロの規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること。

示第四百五十八号に定める構造計算によつて風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

(削る。)

(削る。)

第十八 限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

- 一 地震時を除き、第十三(地震に係る部分及び第二号八を除く。)(に定めるところによるとともに、令第八十二条第二号の表(地震に係る部分を除く。)(に掲げる短期に生ずる力とプレストレスにより生ずる力とを組み合わせた短期に生ずる力によつて部材の断面に生ずる短期の応力度が、令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

- 二 積雪時又は暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を第十三節第二号八の表に掲げる式によつて計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ず

第十八 許容応力度

- 一 緊張材の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

(表略)

- 二 緊張材以外の材料の許容応力度は、令第三章第八節第三款の規定によらなければならない。この場合において、コンクリートの設計基準強度は、一平方センチメートルにつき五百四十キログラム(プレキャストコンクリートにあつては、六百三十キログラム)を上限とする。

第十九 材料強度

- 一 緊張材の材料強度は、第十八第一号に規定する降伏点応力度の数値によらなければならない。
- 二 緊張材以外の材料の材料強度は、令第三章第八節第四款の規定によらなければならない。この場合において、コンクリートの設計基準強度は、一平方センチメートルにつき五百四十キログラム(プレキャストコンクリートにあつては、六百三十キログラム)を上限とする。

る力が、それぞれ令第三章第八節第四款の規定による材料強度によつて計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。

三 地震による加速度によつて建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が、損傷限界耐力（建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。）を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百分の一）を超えないことを確かめること。

イ 各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位（以下この号において「損傷限界変位」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第二に定める方法により計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した損傷限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期（以下この号及び第六号において「損傷限界固有周期」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第三に定める方法により計算すること。

ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、損傷限界固有周期に應じて令第八十二条の五第三号ハの表に掲げる式によつて計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

ニ 各階が、ハによつて計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第五に定める方法により計算すること。

四 令第八十八条第四項に規定する地震力により建築物の地下部分の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度を令第八十二条第一号及び第二号の規定によつて計算し、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

五 地震による加速度によつて建築物の各階に作用する地震力を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が保有水平耐力を超えないことを確かめること。

イ 各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の最大の層間変位（以下この号において「安全限界変位」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第六に定める方法により計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した安全限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の周期（以下この号において「安全限界固有周期」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第七に定める方法により計算すること。

ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、安全限界固有周期に應じて令第八十二条の五第五号ハの表に掲げる式（ B_s は、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第八に定める方法により算出したものとする。この場合において、部材の構造形式に応じた減衰特性を表す係数は、次式によるものとする。）によつて計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

$$\gamma = 0.06 + 0.19\sqrt{1 - \kappa}$$

この式において、 κ は第十三第二号ニの表に規定する κ の数値を表すものとする。

六 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号二の規定によつて計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によつて計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して平成十二年建設省告示第四百五十七号第十一に定める構造計算に より風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であること を確かめること。

2 前項第三号及び第五号に規定する構造計算を行うに当たつては、増分解析に基つき行うものとし、かつ、安全限界変位に達するまでに各階における耐力の低下がないことを確かめなければならない。

第十九 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一、第三から第七まで及び第十二に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第二十 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第十三、第十四、第十五第二号及び第十七に定める構造計算を行った場合又は第十三、第十四、第十六及び第十七に定める構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、次に定める技術的基準を指定する。

一 第八、第九第二項及び第十（プレキャストプレストレストコンクリートで造られたはりで、二以上の部材を組み合わせるものの接合部に限る。）並びに第十一第一項第三号

二 前号に規定するほか、二以上のプレキャストコンクリート部材をプレストレスによつて圧着接合し一体の柱、はり若しくは耐力壁とした場合又は柱及びはりの接合部を剛接合とした場合にあつては、次のイから八までに定める技術的基準

イ 柱にあつては第八第一号、第二号、第六号及び第七号

ロ はりにあつては第十（複筋ばりの部分に限る。）
ハ 耐力壁にあつては第十一項第三号及び第四号

改正案	現行告示
<p>免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十八条第三項の規定に基づき、免震建築物の基礎の構造方法を第三に、及び同令第八十条の二第二号の規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第四に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、免震建築物の耐久性等関係規定を第五に指定し、並びに同令第八十一条第二項第一号の規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算を第六のように定める。</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 免震建築物(高さが六十メートルを超える建築物を除く。)の構造方法は次の各号(建築基準法(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「法」という。)(第二十条第二号及び第三号に掲げる建築物にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに、高さが六十メートルを超える免震建築物の構造方法は第三号に該当するものとしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定(以下単に「耐久性等関係規定」という。)に適合し、かつ、第六に規定する構造計算によって安全性が確認された構造方法</p>	<p>免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十八条第三項の規定に基づき、免震建築物の基礎の構造方法を第三に、及び同令第八十条の二第二号の規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第四に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、免震建築物の耐久性等関係規定を第五に指定し、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算を第六のように定める。</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 免震建築物(高さが六十メートルを超える建築物を除く。)の構造方法は次の各号(建築基準法(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「法」という。)(第二十条第二号に掲げる建築物にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに、高さが六十メートルを超える免震建築物の構造方法は第三号に該当するものとしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第三十六条第二項第二号に規定する耐久性等関係規定(以下単に「耐久性等関係規定」という。)に適合し、かつ、第六に規定する構造計算によって安全性が確認された構造方法</p>

三 耐久性等関係規定に適合し、かつ、法第二十条第一号の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法

2 (略)

第三 (略)

第四 令第八十条の二第二号に掲げる建築物である免震建築物の構造方法に関する安全に必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 上部構造にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 令第三章第三節から第七節の二までの規定(令第四十二条第一項本文及び第二項、第五十七条第五項(基礎に関する部分に限る。)、第六十二条の四第五項(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)、第六十六条及び第七十八条の二第二項第三号(基礎及び基礎ばりに関する部分に限り、令第七十九条の四及び昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第十一第二項において準用する場合を含む。)、昭和五十七年建設省告示第五十六号第三第二号、昭和五十八年建設省告示第千三百十九号第五(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)、昭和六十一年建設省告示第八百五十九号第三(基礎に関する部分に限る。))並びに昭和六十二年建設省告示第千五百九十八号第六第二号(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。))を除く。)に適合するもの。

ロ～ト (略)

三～九 (略)

第五 令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第四第一号イ、ロ及びハ(1)、第四号、第五号並びに第七号から第九号まで(第六に規定する

三 耐久性等関係規定に適合し、かつ、令第八十一条の二の規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた構造方法

2 (略)

第三 (略)

第四 令第八十条の二第二号に掲げる建築物である免震建築物の構造方法に関する安全に必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 上部構造にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 令第三章第三節から第七節の二までの規定(令第四十二条第一項本文及び第二項、第五十七条第五項(基礎に関する部分に限る。)、第六十二条の四第五項(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)、第六十六条及び第七十八条の二第二項第三号(基礎及び基礎ばりに関する部分に限り、令第七十九条の四及び昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第十二において準用する場合を含む。)、昭和五十七年建設省告示第五十六号第三第二号、昭和五十八年建設省告示第千三百十九号第五(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。))並びに昭和六十一年建設省告示第八百五十九号第三(基礎に関する部分に限る。))並びに昭和六十二年建設省告示第千五百九十八号第六第二号(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。))を除く。)に適合するもの。

ロ～ト (略)

三～九 (略)

第五 第四に定める免震建築物の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち、耐久性等関係規定として指定する基準は、第四第一号イ、ロ及びハ(1)、

構造計算を行う場合にあつては、更に第三第二号並びに第四第一号八(3)及び第三号八の規定を含むものとする。()に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第六 令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次項から第五項までに定める基準に従つた構造計算とする。

2 免震層について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

一 (略)

二 暴風時を除き、令第八十二条の五第二号(暴風に係る部分を除く。()に定めるところによること。この場合において、免震材料の材料強度は、第七項に定めるところによるものとする。

三 令第八十二条の六第二号ロの規定の例により計算した免震層の偏心率が百分の三以内であることを確かめること。ただし、免震建築物のねじれによる変形の割増を考慮して安全上支障のないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

四 (略)

五 地震により免震層に生ずる水平方向の最大の層間変位(以下「免震層の地震応答変位」という。()を、次に定めるところによって計算し、当該地震応答変位が、免震層の設計限界変位を超えないことを確かめること。

イ (略)

ロ 地震により免震層に作用する地震力を、次に定めるところによって計算するにじよ。

(1) (3) (略)

第四号、第五号並びに第七号から第九号まで(第六に規定する構造計算を行う場合にあつては、更に第三第二号並びに第四第一号八(3)及び第三号八の規定を含むものとする。()とする。

第六 令第八十一条第二項第二号に規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次項から第五項までに定める基準に従つた構造計算とする。

2 免震層について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

一 (略)

二 暴風時を除き、令第八十二条の六第二号(暴風に係る部分を除く。()に定めるところによること。この場合において、免震材料の材料強度は、第七項に定めるところによるものとする。

三 令第八十二条の三第二号の規定の例により計算した免震層の偏心率が百分の三以内であることを確かめること。ただし、免震建築物のねじれによる変形の割増を考慮して安全上支障のないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

四 (略)

五 地震により免震層に生ずる水平方向の最大の層間変位(以下「免震層の地震応答変位」という。()を、次に定めるところによって計算し、当該地震応答変位が、免震層の設計限界変位を超えないことを確かめること。

イ (略)

ロ 地震により免震層に作用する地震力を、次に定めるところによって計算するにじよ。

(1) (3) (略)

(4) 地震によって免震層に作用する地震力を、設計限界固有周期に応じた次の表に掲げる式によって計算すること。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

この表において、Ts、Q、M、Fh、Z及びGsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ts (略)
 Q (略)
 M (略)
 Fh (略)
 Z (略)

Gs 令第八十二条の五第五号の表に規定するもの数値

八 (略)
 六(十) (略)

3 上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。ただし、法第二十条第四号に掲げる建築物である免震建築物において、上部構造が第四二号イ及びロの規定に適合し、かつ、第一号の規定の式によって計算した上部構造の最下階における地震層せん断力係数が0.2以下の数値となっている場合には、第一号から第三号まで、第六号及び第七号の規定については、適用しない。

一 (略)

二 令第八十二条の五第一号に定めるところによること。ただし、上部構造が

(4) 地震によって免震層に作用する地震力を、設計限界固有周期に応じた次の表に掲げる式によって計算すること。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

この表において、Ts、Q、M、Fh、Z及びGsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ts (略)
 Q (略)
 M (略)
 Fh (略)
 Z (略)

Gs 令第八十二条の六第三号の表に規定するもの数値

八 (略)
 六(十) (略)

3 上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。ただし、法第二十条第二号に掲げる建築物以外の免震建築物において、上部構造が第四二号イ及びロの規定に適合し、かつ、第一号の規定の式によって計算した上部構造の最下階における地震層せん断力係数が0.2以下の数値となっている場合には、第一号から第三号まで、第六号及び第七号の規定については、適用しない。

一 (略)

二 令第八十二条の六第二号に定めるところによること。ただし、上部構造が

第四第二号イ及び口の規定に適合する場合にあっては、この限りでない。

三丁六 (略)

七 令第八十二条の四の規定によること。

4 下部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

一 (略)

二 令第八十二条の五第二号に定めるところによること。ただし、下部構造が

第三及び第四号第三号の規定に適合している場合にあつては、この限りでない。

5 9 (略)

第四第二号イ及び口の規定に適合する場合にあっては、この限りでない。

三丁六 (略)

七 令第八十二条の五の規定によること。

4 下部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

一 (略)

二 令第八十二条の六第二号に定めるところによること。ただし、下部構造が

第三及び第四号第三号の規定に適合している場合にあつては、この限りでない。

5 9 (略)

改 正 案	現 行 告 示
<p>壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十二までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十三に指定し、並びに同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算が、第八から第十二までに適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。</p> <p>第一―第八 (略)</p> <p>第九 剛性率及び偏心率</p> <p>壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算をするに当たっては、第八の規定によるほか、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の六第二号イ及びロに定めるところによる各階(最上階を除く。)の剛性率及び偏心率の計算を行わなければならない。この場合において、同条第二号ロ中「百分の十五」とあるのは、「百分の四十五」と読み替えて計算を行うものとする。</p>	<p>壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十二に定め、同令第三十六條第一項第二号の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算が、次の第八から第十二までに適合する場合においては、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。</p> <p>第一―第八 (略)</p> <p>第九 剛性率及び偏心率</p> <p>壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算をするに当たっては、第八の規定によるほか、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の三第一号及び第二号に定めるところによる各階(最上階を除く。)の剛性率及び偏心率の計算を行わなければならない。この場合において、同条第二号中「百分の十五」とあるのは、「百分の四十五」と読み替えて計算を行うものとする。</p>

<p>第十・第十一（略）</p> <p>第十二 その他の計算</p> <p>令第八十二条各号及び第八十二条の四に定める計算を行うこと。</p> <p>第十三 耐久性等関係規定の指定</p> <p>令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一号及び第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。</p>	<p>第十・第十一（略）</p> <p>第十二 その他の計算</p> <p>令第八十二条各号及び第八十二条の五に定める計算を行うこと。</p> <p>第十三 耐久性等関係規定の指定</p> <p>第二第一号及び第三の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。</p>
--	--

改正案	現行告示
<p>壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び同令第三十六条第一項第一号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十に、それぞれ指定する。</p> <p>第一 適用の範囲等</p> <p>壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築基準法施行令(以下「令」という。)(第三章第六節に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p>	<p>壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。</p> <p>第一 適用の範囲等</p> <p>壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築基準法施行令(以下「令」という。)(第三章第六節に定めるところによるほか、次に定めるところによる。ただし、第二号及び第三号の規定は、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二条の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、適用しない。</p>

一・二 (略)

三 平成十九年国土交通省告示第 号第二号イを満たすものであること。

四 (略)

第二 コンクリート及びモルタルの強度

一 (略)

(削る。)

二 (略)

第三・第四 (略)

第五 床版及び屋根版の構造

構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり(最下階の床版にあつては、基礎ばり)に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。

第六 耐力壁

一 (略)

二 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁の長さの合計を、それ

一・二 (略)

三 昭和五十五年建設省告示第七百九十号第五号ロを満たすものであること。

四 (略)

第二 コンクリート及びモルタルの強度

一 (略)

二 前号の規定は、軽量骨材を使用する場合であつて、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二条の四第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、適用しない。

三 (略)

第三・第四 (略)

第五 床版及び屋根版の構造

構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり(最下階の床版にあつては、基礎ばり)に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の四第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第六 耐力壁

一 (略)

二 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁の長さの合計を、それ

その方向につき、その階の床面積で除した数値（以下「壁量」という。）は、次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値以上としなければならない。（表一・表二 略）

三〇五（略）

第七 壁ばりの構造

壁ばりは、次に定める構造としなければならない。

一 丈は四十五センチメートル以上とすること。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

二〇四（略）

第八（略）

その方向につき、その階の床面積で除した数値（以下「壁量」という。）は、次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値以上としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二条の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

（表一・表二 略）

三〇五（略）

第七 壁ばりの構造

壁ばりは、次に定める構造としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合については第一号の規定を、令第八十二条の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が、同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合については第二号及び第三号の規定をそれぞれ適用しない。

一 丈は四十五センチメートル以上とすること。

二〇四（略）

第八（略）

第九 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一号及び第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十 令第三十六条第二項第一号の規定に基づき技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号に掲げる保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一第二号及び第三号（令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内である場合に限る。）、第二第一号（軽量骨材を使用する場合であつて、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内である場合に限る。）、第五、第六第二号（令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内である場合に限る。）、並びに第七第二号及び第三号に定める技術的基準を指定する。

第九 耐久性等関係規定の指定

第二第一号及び第三で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

改正案	現行告示
<p> 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造 部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 </p>	<p> 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造 部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 </p>
<p> 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の 規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法(木材を使用した枠組に構造 用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工 法をいう。) 又は木質プレハブ工法(木材を使用した枠組に構造用合板その他こ れに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床版を設ける工 法をいう。) を用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。) の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十までに、同令第九 十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸材料(平成十二年建設省 告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。 以下同 じ。)、木質複合軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号 に規定する木質複合軸材料をいう。 以下同じ。)、木質断熱複合パネル(平成十 二年建設省告示第千四百四十六号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルを いう。 以下同じ。) 及び木質接着複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四 十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。 以下同じ。) 並びに 第二第一号及び第二号に掲げるもの以外の木材の許容応力度及び材料強度を第二 第三号に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関 する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一に、同条第二項第 一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計 </p>	<p> 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の 規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法(木材を使用した枠組に構造 用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工 法をいう。) 又は木質プレハブ工法(木材を使用した枠組に構造用合板その他こ れに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床版を設ける工 法をいう。) を用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。) の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに、同令第九 十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸材料(平成十二年建設省 告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。 以下同 じ。)、木質複合軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号 に規定する木質複合軸材料をいう。 以下同じ。)、木質断熱複合パネル(平成十 二年建設省告示第千四百四十六号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルを いう。 以下同じ。) 及び木質接着複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四 十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。 以下同じ。) 並びに 第二第一号及び第二号に掲げるもの以外の木材の許容応力度及び材料強度を第二 第三号に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、建築物等の構造方 法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に指定する。 </p>

算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

第一 (略)

第二 材料

- 一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	規格
---------	----

第一 (略)

第二 材料

- 一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	規格
---------	----

二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に

(略)	(略)	<p>(一)</p> <p>土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びびむなぎ</p> <p>枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材規格第六条に規定するMSR製材の規格、集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百一号）に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級又は構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号。以下「構造用集成材規格」という。）に規定する集成材の規格</p>
-----	-----	---

二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に

(略)	(略)	<p>(一)</p> <p>土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びびむなぎ</p> <p>枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百一号）に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号）に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号。以下「構造用集成材規格」という。）に規定する集成材の規格</p>
-----	-----	--

限る。() に適合するものとしなければならない。

	構造部材の種類	材料の種類	規格
(一)	(略)	(略)	(略)
(二)	常時湿潤状態となるお それのある部分及び(一) に掲げる部分以外の部 分に用いる壁材	せつこうボード (略)	JIS A六九〇一(せ つこうボード製品) 一 〇〇五に規定するせつこ うボード、構造用せつこ うボードA種及びB種並 びに強化せつこうボード
(三)	(略)	(略)	(略)

三・四 (略)

第三 土台

一 (略)

二 土台は、次に定めるところにより、基礎に径十二ミリメートル以上で長さ三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力を有するアンカーボルトで緊結しなければならない。

イ (略)

ロ 地階を除く階数が三の建築物のアンカーボルトは、イに定める部分のほか、一階の床に達する開口部の両端のたて枠から十五センチメートル以内の部分に配置すること。

限る。() に適合するものとしなければならない。

	構造部材の種類	材料の種類	規格
(一)	(略)	(略)	(略)
(二)	常時湿潤状態となるお それのある部分及び(一) に掲げる部分以外の部 分に用いる壁材	せつこうボード (略)	JIS A六九〇一(せ つこうボード製品) 一 九九四に規定するせつこ うボード
(三)	(略)	(略)	(略)

三・四 (略)

第三 土台

一 (略)

二 土台は、次に定めるところにより、基礎に径十二ミリメートル以上で長さ三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力を有するアンカーボルトで緊結しなければならない。

イ (略)

ロ 地階を除く階数が三の建築物のアンカーボルトは、イに定める部分のほか、一階の床に達する開口部の両端のたて枠から十五センチメートル以内の部分に配置すること。ただし、建築基準法施行令(以下「令」という。

(第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によってこれと同等以上に構造耐力上安全であることが確かめられた方法により配置するとき

三 土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、土台と基礎若しくは床根太、端根太若しくは側根太との緊結に支障がないものとしなければならない。

第四 床版

一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇、二一二若しくは三〇六に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十三ミリメートル以上のものであって、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二 一六 (略)

七 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断耐力
	種類	本数	くぎの間隔	
	くぎの	くぎの	くぎの間隔	許容せん断耐力

は、この限りでない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「基礎及び土台」と読み替えて計算を行うものとする。⁹⁾

三 土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、土台と基礎若しくは床根太、端根太若しくは側根太との緊結に支障がないものとしなければならない。

第四 床版

一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇若しくは二一二に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十三ミリメートル以上のものであって、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二 一六 (略)

七 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断耐力
	種類	本数	くぎの間隔	
	くぎの	くぎの	くぎの間隔	許容せん断耐力

(三)		(二)					(一)									
と床材 型枠材 床版の		は頭つ 土台又 根太と 又は側 端根太					床根太と土台又 は頭つなき									
その他 の部分	分 外周部 床材の	その他 の階		階 物の建 築の 数が三			地階を 除く階									
○ C N Z 五	B N 五 〇	○ C N Z 五	C N 五 〇	B N 七 五	五 C N Z 七	C N 七 五	B N 七 五	五 C N Z 七	C N 七 五	B N 六 五	B N 七 五	五 C N Z 六	C N 六 五	五 C N Z 七	C N 七 五	
										四本		三本		二本		
下 メ ー ト ル 以 下	十 セ ン チ メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	十 五 セ ン チ メ ー ト ル 以 下	三 十 六 セ ン チ メ ー ト ル 以 下	五 十 セ ン チ メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	十 八 セ ン チ メ ー ト ル 以 下	二 十 五 セ ン チ メ ー ト ル 以 下								
二 千 百 二 十 メ ー ト ル 以 下	二 千 八 百 ニ ユ ー ト ン	二 千 八 百 ニ ユ ー ト ン	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	二 千 二 百 ニ ユ ー ト ン	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下

(三)		(二)					(一)									
と床材 型枠材 床版の		は頭つ 土台又 根太と 又は側 端根太					床根太と土台又 は頭つなき									
その他 の部分	分 外周部 床材の	その他 の階		階 物の建 築の 数が三			地階を 除く階									
C N 五 〇	B N 五 〇	C N 五 〇	C N 五 〇	B N 七 五	C N 七 五	B N 七 五	C N 七 五	B N 七 五	C N 七 五	B N 六 五	B N 七 五	C N 六 五	C N 七 五	C N 七 五	C N 七 五	
										四本		三本		二本		
一 メ ー ト ル 以 下	十 セ ン チ メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	十 五 セ ン チ メ ー ト ル 以 下	三 十 六 セ ン チ メ ー ト ル 以 下	五 十 セ ン チ メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	十 八 セ ン チ メ ー ト ル 以 下	二 十 五 セ ン チ メ ー ト ル 以 下								
一 メ ー ト ル 以 下	二 千 八 百 ニ ユ ー ト ン	二 千 八 百 ニ ユ ー ト ン	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	二 千 二 百 ニ ユ ー ト ン	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下	一 メ ー ト ル 以 下

		B N 五〇	十五センチメートル以下	ユートン
この表において、くぎの種類を欄に掲げる記号は、JIS A五五八（くぎ）二〇〇五に規定する規格を表すものとする。以下第五号第十五号及び第七第九号の表において同様とする。				

八 二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

イ 八（略）

二 床版に木質接着複合パネルを使用する場合

ホ 床根太、端根太又は側根太に木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を使用する場合

ニ 床根太に薄板軽量形鋼を使用する場合

十（略）

第五 壁等

一～三（略）

四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四

		B N 五〇	十五センチメートル以下	二千二百二十
この表において、くぎの種類を欄に掲げる記号は、JIS A五五八（くぎ）一九九二に規定する規格を表すものとする。以下第五号第十五号及び第七第九号の表において同様とする。				

八 二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の三に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

イ 八（略）

二 床根太、端根太又は側根太に木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を使用する場合

ホ 床根太に薄板軽量形鋼を使用する場合

十（略）

第五 壁等

一～三（略）

四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六若しくは四〇八に

、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであつて、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五 (略)

六 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル以下としなければならない。ただし、床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合にあつては、当該水平投影面積を六十平方メートル(耐力壁線により囲まれた部分の長辺の長さに対する短辺の長さの比が二分の一を超える場合にあっては七十二平方メートル)以下とすることができることとする。

七 外壁の耐力壁線相互の交さる部分(以下この号において「交さ部」という。)には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅(交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。)が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

八 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下(たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、三〇六又は四〇六に適合する製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル(当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合については、六十五センチメートル)以下、たて枠に枠組壁工法構造

適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであつて、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五 (略)

六 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル(床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合には六十平方メートル)以下としなければならない。

七 外壁の耐力壁線相互の交さる部分(以下この号において「交さ部」という。)には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅(交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。)が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

八 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下(たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合する製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル(当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合については、六十五センチメートル)以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材

造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下」としななければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該耐力壁に木質断熱複合パネルを用いる場合を除き、当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

（表 略）

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合する製材を二本以上

ロ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ イ及びロ以外の場合にあつては、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下」としななければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

（表 略）

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を二本以上

ロ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ イ及びロ以外の場合にあつては、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

十～十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(二)	下枠と床版の 三階建 築物の 一階	(-)	たて枠と上枠又は下枠	種類	くぎの 種類	くぎの 本数	くぎの 間隔	許容せん断耐力											
									○	C N Z 九	C N 九 〇	B N 六 五	B N 七 五	五	C N Z 六	C N 六 五	B N 九 〇	五	C N Z 七

十～十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(二)	下枠と床版の 三階建 築物の 一階	(-)	たて枠と上枠又は下枠	種類	くぎの 種類	くぎの 本数	くぎの 間隔	許容せん断耐力			
									C N 九 〇	B N 六 五	B N 七 五

(四)	(三)			
たて枠とたて枠 又はまぐさ受け	上枠と頭つなぎ	その他 の階		
五 C N 七五 Z 七	B N 九〇	〇 C N 九〇 Z 九	B N 九〇	〇 C N 九〇 Z 九
下 三 十 セ ン チ メ ー トル 以	下 三 十 四 セ ン チ メ ー トル 以	下 五 十 セ ン チ メ ー トル 以	下 三 十 四 セ ン チ メ ー トル 以	下 五 十 セ ン チ メ ー トル 以
二 千 二 百 ル 当 た り 一 メ ー ト	千 六 百 二 コ ー ト ン	一 メ ー ト ル 当 た り	千 六 百 二 コ ー ト ン	一 メ ー ト ル 当 た り

(四)	(三)			
たて枠とたて枠 又はまぐさ受け	上枠と頭つなぎ	その他 の階		
C N 七五	B N 九〇	C N 九〇	B N 九〇	B N 九〇
下 三 十 セ ン チ メ ー トル 以	下 三 十 四 セ ン チ メ ー トル 以	下 五 〇 セ ン チ メ ー トル 以	下 三 十 四 セ ン チ メ ー トル 以	下 五 十 セ ン チ メ ー トル 以
二 千 二 百 ル 当 た り 一 メ ー ト	千 六 百 二 コ ー ト ン	一 メ ー ト ル 当 た り	千 六 百 二 コ ー ト ン	一 メ ー ト ル 当 た り

(五)			
壁の枠組材と筋 かい両端部			
B N 六 五	五 C N Z 六	C N 六 五	B N 七 五
上 下 枠 及 び 三 本	上 下 枠 及 び 二 本	上 下 枠 及 び 二 本	
			下 ミ ー ト ル 以 上 ニ 十 セ ン チ
一 ト ン	千 百 ニ 十 コ ト リ	一 箇 所 当 たり	ニ ユ ー ト ン

十六 (略)
第六 (略)
第七 小屋組等

一 たるき及び天井根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法
型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、二二〇、二二二、三〇四若しくは三
〇六に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル

(五)			
壁の枠組材と筋 かい両端部			
B N 六 五	C N 六 五		B N 七 五
上 下 枠 及 び 三 本	上 下 枠 及 び 二 本	上 下 枠 及 び 二 本	
			下 ミ ー ト ル 以 上 ニ 十 セ ン チ
一 ト ン	千 百 ニ 十 コ ト リ	一 箇 所 当 たり	ン

十六 (略)
第六 (略)
第七 小屋組等

一 たるき及び天井根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法
型式二〇四、二〇六、二〇八、二二〇若しくは二二二に適合するもの又は厚
さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、か

ル以上のものであって、かつ、たるき若しくは天井根太とむなぎ、頭つなぎ若しくは屋根下地材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二丁八（略）

九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断耐力
	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(-) たるきと天井根太	くぎの種類 C N 九〇 C N Z 九〇	くぎの本数 三本	くぎの間隔 	許容せん断耐力 一箇所当 たり 二千四百 ニユートン
	くぎの種類 C N 七五 C N Z 七五	くぎの本数 四本	くぎの間隔 	許容せん断耐力 一箇所当 たり 二千四百 ニユートン
(二) たるきとむなぎ	くぎの種類 B N 七五	くぎの本数 四本	くぎの間隔 	許容せん断耐力 一箇所当 たり 千七百二 ユートン
	くぎの種類 C N 七五 C N Z 七五	くぎの本数 三本	くぎの間隔 	許容せん断耐力 一箇所当 たり 千七百二 ユートン

つ、たるき若しくは天井根太とむなぎ、頭つなぎ若しくは屋根下地材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二丁八（略）

九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断耐力
	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(-) たるきと天井根太	くぎの種類 C N 九〇	くぎの本数 三本	くぎの間隔 	許容せん断耐力 一箇所当 たり 二千四百 ニユートン
	くぎの種類 C N 七五 B N 九〇 B N 七五	くぎの本数 四本 五本	くぎの間隔 	許容せん断耐力 一箇所当 たり 二千四百 ニユートン
(二) たるきとむなぎ	くぎの種類 B N 七五	くぎの本数 四本	くぎの間隔 	許容せん断耐力 一箇所当 たり 千七百二 ユートン
	くぎの種類 C N 七五 C N Z 七五	くぎの本数 三本	くぎの間隔 	許容せん断耐力 一箇所当 たり 千七百二 ユートン

(四)				(三)							
地材 屋根下		その他 の部分	たるき 又はト ラスト	屋根下 地材の 外周部	たるき、天井根 太又はトラスト 頭つなぎ						
B N 五 〇	○ C N Z 五		B N 五 〇	○ C N Z 五	C N 五 〇	B N 六 五	B N 七 五	五 C N Z 六	五 C N 六 五	五 C N Z 七	C N 七 五
						三本		二本			
下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下						
千三百二 十 二 十 二 コ ー ト ン	一 メ ー ト ル 当 た り	一 メ ー ト ル 当 た り	二 千 六 百 ニ コ ー ト ン	二 千 六 百 ニ コ ー ト ン	一 メ ー ト ル 当 た り	一 千 百 二 十 コ ー ト ン		一 千 百 二 十 コ ー ト ン		一 箇 所 当 た り	

十 令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合(この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えるものとする)を除き、小屋の屋根又は外壁(以下「屋根等」という。)に設ける開口

(四)				(三)							
地材 屋根下		その他 の階	たるき 又はト ラスト	屋根下 地材の 外周部	たるき、天井根 太又はトラスト 頭つなぎ						
B N 五 〇	C N 五 〇		B N 五 〇	C N 五 〇	B N 六 五	B N 七 五	C N 六 五	C N 七 五			
					三本		二本				
下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下						
千三百二 十 二 十 二 コ ー ト ン	一 メ ー ト ル 当 た り	一 メ ー ト ル 当 た り	二 千 六 百 ニ コ ー ト ン	二 千 六 百 ニ コ ー ト ン	一 メ ー ト ル 当 た り	一 千 百 二 十 コ ー ト ン		一 千 百 二 十 コ ー ト ン		一 箇 所 当 た り	

十 令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合(この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えるものとする)を除き、小屋の屋根又は外壁(以下「屋根等」という。)に設ける開口

部の幅は二メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口部であつて次のイから八までに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

イ (略)

ロ 屋根の端部からの距離が九十センチメートル以上であること。

ハ 他の開口部からの距離が百八センチメートル以上であること。

十一〜十二 (略)

第八 防腐蚀措置等

一〜三 (略)

四 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分、鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他腐朽及びしるありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

五・六 (略)

第九 保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を次の各号に定める。

一 令第八十二条各号に定めるところによること。

二 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること。

三 建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力(以下「風圧力」という。)によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつ

部の幅は二メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口部であつて次のイから八までに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

イ (略)

ロ 屋根の端部からの距離が一メートル以上であること。

ハ 他の開口部からの距離が二メートル以上であること。

十一〜十二 (略)

第八 防腐蚀措置等

一〜三 (略)

四・五 (略)

第九 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第三から第七までの規定(第五第一号の規定を除く。)は適用しない。

イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(1) 令第八十二条各号に定めるところによること。

(2) 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるであることを確かめること。

(3) 建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力(以下「風圧力」という。)によって各階に生ずる水平方向の層間変

ては、百二十分の一（）以内であることを確かめること。

四 建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（）地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一（）以内であることを確かめること。

五 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあつては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替えるものとする。

位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（）風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一（）以内であることを確かめること。

(4) 建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（）地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一（）以内であることを確かめること。

(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の四各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあつては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、特定建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替えるものとする。

ロ 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分、鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他腐朽及びびしるありその他の虫による害で構造耐力上支障のあるものを生ずるおそれのない構造であること。

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四第二号（床根太の支点

第十 構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号、第五第五号、第六号、第十二号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

イ 第九第一号及び第二号に定めるところによること。

ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号ロに定めるところによること。

二 第九第一号及び第二号に定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第三第二号、第四第三号（床根太の間隔を一メートル以下とした場合に限る。）及び第七号、第五第五号、第九号、第十一号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

第十一 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第八に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

間の距離に係る部分に限る。）及び第七号、第五第五号、第六号、第十二号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

イ 前号イ(1)及び(2)に定めるところによること。

ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三第二号に定めるところによること。

三 第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四第七号、第五第五号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

第十 耐久性等関係規定の指定

第八の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第十二 令第三十六条第二項第一号の規定に基づき技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第九に規定する構造計算を行つた場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一及び第三から第七までの規定（第五第一号の規定を除く。）に定める技術的基準を指定する。

改正案	現行告示
<p>薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する 安全上必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、薄板軽量形鋼造(薄板の構造用鋼材で、冷間成形による曲げ部分(当該曲げ部分の内法の寸法を当該薄板の構造用鋼材の厚さの数値以上とする。)(又はかしめ部分を有するもの(以下「薄板軽量形鋼」という。))を使用した枠組を構造耐力上主要な部分に用いる構造をいう。以下同じ。)(の建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。))の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十一にそれぞれ指定する。</p> <p>第一 階数</p> <p>地階を除く階数は三以下としなければならない。</p>	<p>薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する 安全上必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、薄板軽量形鋼造(薄板の構造用鋼材で、冷間成形による曲げ部分(当該曲げ部分の内法の寸法を当該薄板の構造用鋼材の厚さの数値以上とする。)(又はかしめ部分を有するもの(以下「薄板軽量形鋼」という。))を使用した枠組を構造耐力上主要な部分に用いる構造をいう。以下同じ。)(の建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。))の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に指定し、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算が、第十一第一号イに適合する場合には、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等に安全さを確かめることができるものと認め、及び薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算が、第十一第一号ロに適合する場合には、当該構造計算は、限界耐力計算による場合と同等に安全さを確かめることができるものと認める。</p> <p>第一 階数</p> <p>地階を除く階数は三以下としなければならない。ただし、薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物(構造耐力上主要な部分である柱、横架材若しくは斜材又は耐力壁を薄板軽量形鋼造としたものを除</p>

第二 材料

一 (略)

二 前号に掲げる薄板軽量形鋼の断面形状は、次の表の(一)項から(五)項までのいずれかによるものとし、それぞれ当該下欄に掲げる寸法以上とすること。ただし、当該枠組材の実況に応じた加力実験によって構造耐力上支障のある断面形状のゆがみ等が生じないことが確かめられた場合は、この限りでない。

(表 略)

第三 土台

一 (略)

二 土台は、次に定めるところにより、基礎に緊結しなければならない。ただし、第十二第一号八に定める構造計算（建築基準法施行令（以下「令」という。）（第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。）を行った場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

三 (略)

第四 床版

構造耐力上主要な部分である床版は、床材に構造用合板、構造用パネルその他これらに類する材料（以下「構造用合板等」という。）を使用するものとし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、柱及び横架材（最下階の床版にあつては、基礎）に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造とし

く。）の場合であつて、第十一第一号イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

第二 材料

一 (略)

二 前号に掲げる薄板軽量形鋼の断面形状は、次の表の(一)項から(五)項までのいずれかによるものとし、それぞれ当該下欄に掲げる寸法以上とすること。ただし、第十一第一号イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合又は当該枠組材の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によって構造耐力上支障のある断面形状のゆがみ等が生じないことが確かめられた場合は、この限りでない。

(表 略)

第三 土台

一 (略)

二 土台は、次に定めるところにより、基礎に緊結しなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算（建築基準法施行令（以下「令」という。）（第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。）を行った場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

三 (略)

第四 床版

構造耐力上主要な部分である床版は、床材に構造用合板、構造用パネルその他これらに類する材料（以下「構造用合板等」という。）を使用するものとし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、柱及び横架材（最下階の床版にあつては、基礎）に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造とし

なければならない。

第五 壁

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置しなければならない。

二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

イ〜ハ (略)

三 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は七十二平方メートル以下とすること。

四 (略)

第六 柱等

構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材は、次に定めるところによりなければならない。

一〜三 (略)

四 二以上の薄板軽量形鋼を組み合わせるものとし、周囲の部材との接合及び当該部材による座屈拘束等の実況を考慮して、これらの薄板軽量形鋼相互を次に定めるところにより緊結すること。ただし、当該接合部分の実況に応じた加力実験によって次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることがで

なければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

第五 壁

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置しなければならない。ただし、第十一第一号イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。ただし、第十一第一号イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

イ〜ハ (略)

三 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は七十二平方メートル以下とすること。ただし、第十一第一号イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

四 (略)

第六 柱等

構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材は、次に定めるところによりなければならない。

一〜三 (略)

四 二以上の薄板軽量形鋼を組み合わせるものとし、周囲の部材との接合及び当該部材による座屈拘束等の実況を考慮して、これらの薄板軽量形鋼相互を次に定めるところにより緊結すること。ただし、第十一第一号イに定める構造計算又は当該接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によつ

きるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

イハ (略)

第七 小屋組等

一 構造耐力上主要な部分である屋根版には屋根下地材に構造用合板等を使用するものとし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、柱及び横架材に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。

二 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。

三 トラスは、厚さ〇・八ミリメートル以上の薄板軽量形鋼を用いなければならない。ただし、第十二第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、厚さ〇・六ミリメートル以上の薄板軽量形鋼とすることができる。

四 (略)

五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。

六・七 (略)

第八 接合

構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼の接合は、次のいずれかによらなければならない。

て次に定める接合同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

イハ (略)

第七 小屋組等

一 構造耐力上主要な部分である屋根版には屋根下地材に構造用合板等を使用するものとし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、柱及び横架材に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

二 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

三 トラスは、厚さ〇・八ミリメートル以上の薄板軽量形鋼を用いなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、厚さ〇・六ミリメートル以上の薄板軽量形鋼とすることができる。

四 (略)

五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

六・七 (略)

第八 接合

構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼の接合は、次のいずれかによらなければならない。

一 ドリリングタッピンねじ又はスクリューくぎ（以下「ドリリングタッピンねじ等」という。）を用い、薄板軽量形鋼を垂直に打ち抜くことによつて部材相互を構造耐力上有効に緊結するものとするほか、接合の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。ただし、当該接合部分の実況に応じた加力実験によつて次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

イ〜二（略）

二・三（略）

第九（略）

第十 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一号及び第九に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十一 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一（薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物）構造耐力上主要な部分である柱、横架材若しくは斜材又は耐力壁を薄板軽量形鋼造としたものを除く。（）に限る。（）、第二第一号、第四、第五（第四号の規定を除く。）、第六第四号、第七第一号、第二号及び第五号並びに第八第一号に定める技術的基準を指定する。

第十二 構造計算

一 薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算によらなければならない。この場合において、構造耐力上主要な部分に使用す

一 ドリリングタッピンねじ又はスクリューくぎ（以下「ドリリングタッピンねじ等」という。）を用い、薄板軽量形鋼を垂直に打ち抜くことによつて部材相互を構造耐力上有効に緊結するものとするほか、接合の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。ただし、第十一第一号イに定める構造計算又は当該接合部分の実況に応じた一方方向又は繰り返し加力実験によつて次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

イ〜二（略）

二・三（略）

第九（略）

第十 耐久性等関係規定の指定

第二第一号及び第九の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第十一 構造計算

一 薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算によらなければならない。この場合において、構造耐力上主要な部分に使用す

る薄板軽量形鋼に生ずる圧縮の応力度を計算する場合には、有効断面（薄板軽量形鋼の断面形状及び座屈の種類に応じて、当該薄板軽量形鋼の断面を形作っているフランジ、ウェブその他の平板状の要素（以下「板要素」という。）のうち構造耐力上有効に圧縮の応力度を負担する部分の断面をいう。以下同じ。）を当該薄板軽量形鋼の断面として計算するものとする。

イ 令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算

ロ 令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算

ハ 令第八十一条第三号に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四

に定めるところによる構造計算（平成十九年国土交通省告示第 第一

号に該当する建築物の場合に限る。）

二丁五（略）

る薄板軽量形鋼に生ずる圧縮の応力度を計算する場合には、有効断面（薄板軽量形鋼の断面形状及び座屈の種類に応じて、当該薄板軽量形鋼の断面を形作っているフランジ、ウェブその他の平板状の要素（以下「板要素」という。）のうち構造耐力上有効に圧縮の応力度を負担する部分の断面をいう。以下同じ。）を当該薄板軽量形鋼の断面として計算するものとする。

イ 令第八十二条に規定する許容応力度等計算

ロ 令第八十二条の六に規定する限界耐力計算

二丁五（略）

改 正 案	現 行 告 示
<p>構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版(平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの(有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。))。以下同じ。))を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第五にそれぞれ指定する。</p> <p>第一 床版及び屋根版</p> <p>構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次に定めるところによらなければならない。ただし、建築基準法施行令(以下「令」という。)(第八十二条各号に定めるところによる構造計算によって安全性が確かめられた場合は、第二号ロ及びホ並びに第三号(イ及びハ(1)を除く。))の規定を除き、適用しない。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版(平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの(有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。))。以下同じ。))を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。</p> <p>第一 床版及び屋根版</p> <p>構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次に定めるところによらなければならない。ただし、当該建築物について、建築基準法施行令(以下「令」という。)(第八十二条に規定する許容応力度等計算(令第八十二条の五に規定する構造計算を除く。以下同じ。))又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算(国土交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとして指定したものに限り。))</p>

- 一 (略)
- 二 鋼板は、次に定めるところによること。
 - イ・ロ (略)
 - ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。
 - (1) 日本工業規格(以下「JIS」といづ。)(G33351)デッキプレート
 - (2) (5) (略)
 - (6) 単位幅は、二百五ミリメートル以下とすること。
 - (7) (略)
 - ニ・ホ (略)
 - 三 (略)
- 第二 接合

構造耐力上主要な部分に使用するデッキプレート版の接合は、周囲のはり等に存在応力を伝えることができるものとするほか、当該デッキプレート版と接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

 - 一 鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。
 - イ 鋼板の端部において接合すること。ただし、令第八十二條各号に定めるところによる構造計算によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。
 - ロ・ハ (略)
- 二 (略)

以下「許容応力度等計算等」といづ。) によって安全性が確かめられた場合は、第二号ロ及びホ並びに第三号(イ及びハ(1)を除く。) の規定を除き、適用しない。

- 一 (略)
- 二 鋼板は、次に定めるところによること。
 - イ・ロ (略)
 - ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。
 - (1) 日本工業規格(以下「JIS」といづ。)(G33351)デッキプレート
 - (2) (5) (略)
 - (6) みぞピッチは、二百五ミリメートル以下とすること。
 - (7) (略)
 - ニ・ホ (略)
 - 三 (略)
- 第二 接合

構造耐力上主要な部分に使用するデッキプレート版の接合は、周囲のはり等に存在応力を伝えることができるものとするほか、当該デッキプレート版と接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

 - 一 鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。
 - イ 鋼板の端部において接合すること。ただし、許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。
 - ロ・ハ (略)
- 二 (略)

<p>第三 (略)</p> <p>第四 耐久性等関係規定の指定</p> <p>令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一第二号ロ及び第三号(イ及び八(1)を除く。)並びに第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。</p> <p>第五 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定</p> <p>令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一第一号、第二号イ、八及び二並びに第三号イ及び八(1)並びに第二第一号イ及び八(1)(令第六十八条第四項の規定の準用に係る部分に限る。)に定める技術的基準を指定する。</p>	<p>第三 (略)</p> <p>第四 耐久性等関係規定の指定</p> <p>第一第二号ロ及び第三号(イ及び八(1)を除く。)並びに第三の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。</p>
--	---

改正案	現行告示
<p>アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び同令第三十六条第一項の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十にそれぞれ指定する。</p> <p>第一 適用の範囲</p> <p>アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積を五十平方メートル以下としなければならない。ただし、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分について次のいずれかに該当する構造方法とした場合は、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条各号及び第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって安全性が確かめられた構造方法で、かつ、次のイからハまでに該当するもの</p> <p>イ 地階を除く階数が三以下であるもの</p> <p>ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの</p>	<p>アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。</p> <p>第一 適用の範囲</p> <p>アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積を五十平方メートル以下としなければならない。ただし、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分について次のいずれかに該当する構造方法とした場合は、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条に規定する許容応力度等計算又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算(国土交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとして指定したものに限る。)(以下「許容応力度等計算等」という。)(以下「許容応力度等計算等」という。)</p>

の

ハ 架構を構成する柱の相互の間隔が六メートル以下であるもの
二 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

ホ 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断係数を 0.3 以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられるもの

ヘ 水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないことが確かめられるもの

三 令第八十一条第二項第二号イに規定する構造計算によつて安全性が確かめられた構造方法で、かつ、次のイからへまでに該当するもの
イ 高さが三十一メートル以下であるもの

ロ 建築物の地上部分の塔状比（計算しようとする方向における架構の幅に對する高さの比をいう。）が四以下であるもの

ハ 令第八十二条の六第二号イ及びロの規定を満たすもの

二 昭和五十五年建設省告示千七百九十一号第一号及び第二号の規定を満たすもの

ホ 次の表のイ欄に掲げる柱及びびりの区分に応じ、幅厚比（円形鋼管にあつては、径厚比とする。）が同表のロ欄に掲げる数値以下の数値となることを確かめられたもの

柱及びびりの区分		数値	
部材	断面形状	(3)	
	部位		
柱	H形断面	フランジ	$0.27\sqrt{E/F}$

はり	角形断面	ウェブ	$0.83\sqrt{E/F}$
	円形断面		$1.2\sqrt{E/F}$
			$0.097(E/F)$
はり	H形断面	フランジ	$0.27\sqrt{E/F}$
		ウェブ	$1.2\sqrt{E/F}$

この表において、Eはアルミニウム合金材のヤング係数(単位
一平方ミリメートルにつきニュートン)を、Fは平成十三年国土交
通省告示第千二十四号第三第七号の表に規定するアルミニウム合金
材の基準強度(溶接による接合とする部材にあつては、同表に規定
する溶接部の基準強度)(単位 一平方ミリメートルにつきニュー
トン)を、それぞれ表すものとする。

イからホまでに掲げるもののほか、構造耐力上主要な部分である柱若し
くははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によつて、又は構造耐力
上主要な部分である柱の脚部の基礎との接合部がアンカーボルトの破断、
基礎の破壊等によつて、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下
を生ずるおそれのないもの

第二 材料

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上主要な部分の
材料は、厚さ一ミリメートル以上のアルミニウム合金材としなければならない。

第三 (略)

第二 材料

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上主要な部分の
材料は、厚さ一ミリメートル以上のアルミニウム合金材としなければならない。
ただし、厚さについては、許容応力度等計算等によつて安全性が確かめられた場
合は、この限りでない。

第三 (略)

第四 柱の脚部

構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、次に定めるところにより基礎に緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。

- 一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、イ及び
- 二 二からへまでの規定は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合には、適用しない。

二・三（略）

第五 接合

構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めつき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。

- 一 接合部からの距離が二十五ミリメートル以内のアルミニウム合金材の部分又は接合部の実況に応じた試験によって加熱の影響により強度及び剛性の低下が生じるアルミニウム合金材の部分について、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた建築物若しくは第一第二号又は第三号に該当する建築物（平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第七号に定める溶接部の基準強度を用いた場合に限る。） 溶接、摩擦圧接又は摩擦攪拌による接合（摩擦圧接及び摩擦攪拌による接合とする場合は、接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によって

第四 柱の脚部

構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、次に定めるところにより基礎に緊結しなければならない。ただし、令第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条第四号及び令第八十二条の五を除く。）によって安全性が確かめられた場合又は滑節構造である場合においては、この限りでない。

- 一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、イ及び
- 二 二からへまでの規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合には、適用しない。

二・三（略）

第五 接合

構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めつき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。

- 一 接合部からの距離が二十五ミリメートル以内のアルミニウム合金材の部分又は接合部の実況に応じた試験によって加熱の影響により強度及び剛性の低下が生じるアルミニウム合金材の部分について、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第七号に定める溶接部の基準強度を用いた許容応力度等計算によって安全性が確かめられた建築物 溶接、摩擦圧接又は摩擦攪拌による接合（摩擦圧接及び摩擦攪拌による接合とする場合は、接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によって高力ボルト又はリベット接合同等以上に存在応力を伝えることができるものが確認されたも

<p>高力ボルト又はリベット接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認されたものに限る。）</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第六 斜材、壁等の配置</p> <p>軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるように、アルミニウム合金部材の斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しくは床版を釣合いよく配置しなければならない。ただし、第一第二号又は第三号の規定を満たす場合にあつては、この限りでない。</p> <p>第七・第八 (略)</p> <p>第九 耐久性等関係規定の指定</p> <p>令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第七及び第八に定める安全上必要な技術的基準を指定する。</p> <p>第十 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定</p> <p>令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号に掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一、第二のうち厚さ、第四及び第六に定める技術的基準を指定する。</p>	<p>のに限る。）</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第六 斜材、壁等の配置</p> <p>軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるように、令第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条第四号及び令第八十二条の五を除く。）によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、アルミニウム合金部材の斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しくは床版を釣合いよく配置しなければならない。</p> <p>第七・第八 (略)</p> <p>第九 耐久性等関係規定の指定</p> <p>第七及び第八の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。</p>
---	---

改正案	現行告示
<p>丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法(丸太、製材その他これに類する木材(以下「丸太材等」という。))を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、<u>同令第三十六条第一項の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。</u></p> <p>第一〜第三 (略)</p> <p>第四 耐力壁等</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 各階の耐力壁線相互の距離は六メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は三十平方メートル以下としなければならない。ただし、許容応力度計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。この場合において、各階の耐力壁線相互の距離が十メートルを超える場合又は耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積が六十平方メートルを超える場合にあつては、<u>令第八十二条の六第二号に定める構造計算を行い、当該階につき、張り間方向及びけた行方向</u></p>	<p>丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法(丸太、製材その他これに類する木材(以下「丸太材等」という。))を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、<u>同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。</u></p> <p>第一〜第三 (略)</p> <p>第四 耐力壁等</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 各階の耐力壁線相互の距離は六メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は三十平方メートル以下としなければならない。ただし、許容応力度計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。この場合において、各階の耐力壁線相互の距離が十メートルを超える場合又は耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積が六十平方メートルを超える場合にあつては、<u>令第八十二条の第三号に定める構造計算を行い、当該階につき、張り間方向及びけた行方向の</u></p>

の偏心率が 0.15 以下であることを確認しなければならない。

六十一 (略)

十二 耐力壁内には、次に定めるところにより、構造耐力上有効にだばを設けなければならない。ただし、許容応力度計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ、かつ、ホに定めるところによる場合は、この限りでない。

イ二 (略)

ホ 耐力壁内に設けるだばは、建築物に作用する水平力に対して安全であるように、次に定めるところにより釣合い良く配置しなければならない。ただし、令第八十二条の六第二号口に定める構造計算を行い、各階につき、張り間方向及びけた行方向の偏心率が 0.3 以下であることを確認した場合においては、この限りでない。

(1) (3) (略)

第五ノ第八 (略)

第九 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第二号及び第八に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

偏心率が 0.15 以下であることを確認しなければならない。

六十一 (略)

十二 耐力壁内には、次に定めるところにより、構造耐力上有効にだばを設けなければならない。ただし、許容応力度計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ、かつ、ホに定めるところによる場合は、この限りでない。

イ二 (略)

ホ 耐力壁内に設けるだばは、建築物に作用する水平力に対して安全であるように、次に定めるところにより釣合い良く配置しなければならない。ただし、令第八十二条の三第二号に定める構造計算を行い、各階につき、張り間方向及びけた行方向の偏心率が 0.3 以下であることを確認した場合においては、この限りでない。

(1) (3) (略)

第五ノ第八 (略)

第九 耐久性等関係規定の指定

第二第二号及び第八の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

改 正 案	現 行 告 示
<p>構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十条の二第一号及び第二号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分にシステムトラス(トラス用機械式継手を使用し、鋼管、形鋼、棒鋼その他これらに類する形状の鋼材若しくはアルミニウム合金材(以下「主部材」という。)(又は主部材に代わるロッド若しくはケーブルその他これらに類する引張り力を負担する部材(以下「ロッド等」という。)(を相互に連結し構成されたトラスをいう。)(を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができ、技術的基準を第五にそれぞれ指定する。</p> <p>第一 適用の範囲</p> <p>構造耐力上主要な部分に用いるシステムトラスの構造方法は、次に定めるところによらなければならない。</p>	<p>構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十条の二第一号及び第二号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分にシステムトラス(トラス用機械式継手を使用し、鋼管、形鋼、棒鋼その他これらに類する形状の鋼材若しくはアルミニウム合金材(以下「主部材」という。)(又は主部材に代わるロッド若しくはケーブルその他これらに類する引張り力を負担する部材(以下「ロッド等」という。)(を相互に連結し構成されたトラスをいう。)(を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。</p> <p>第一 適用の範囲</p> <p>構造耐力上主要な部分に用いるシステムトラスの構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いた建築物について、建築基準法施行令(以下「令」という。)(第八十二条に規定する許容応力度等計算(令第八十二条の五に規定する構造計算を除く。以下同じ。)(又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算(国土</p>

一 (略)

二 システムトラスに用いる主部材は、トラス用機械式継手を使用して相互に接合するものとし、主部材と接合部材（トラス用機械式継手のうち、複数の主部材を相互に構造耐力上安全に接合できるよう加工した球状又は円筒状の部分）をいう。以下同じ。）との接合は、接合部の実況に応じた加力試験によつて接合部の剛性及び耐力に関する性能が確認された次のいずれかの接合法によらなければならない。

イ (略)

ロ 次に定めるところによる嵌合

(1)・(2) (略)

(3) 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて接合部分に抜け出し、折れその他の構造耐力上支障のある変形及び損傷が生じないことを確かめること。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「システムトラスを用いた構造耐力上主要な部分」と読み替えるものとする。

三 (略)

2 前項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分である屋根版に用いるシステムトラスは、次に定めるところによらなければならない。

交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限る。）（以下「許容応力度等計算等」という。）によつて安全性が確かめられた場合においては、第一号イ、二及び八並びに第二号の規定を除き、適用しない。

一 (略)

二 システムトラスに用いる主部材は、トラス用機械式継手を使用して相互に接合するものとし、主部材と接合部材（トラス用機械式継手のうち、複数の主部材を相互に構造耐力上安全に接合できるよう加工した球状又は円筒状の部分）をいう。以下同じ。）との接合は、接合部の実況に応じた加力試験によつて接合部の剛性及び耐力に関する性能が確認された次のいずれかの接合法によらなければならない。

イ (略)

ロ 次に定めるところによる嵌合

(1)・(2) (略)

(3) 令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて接合部分に抜け出し、折れその他の構造耐力上支障のある変形及び損傷が生じないことを確かめること。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「システムトラスを用いた構造耐力上主要な部分」と読み替えるものとする。

三 (略)

2 前項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分である屋根版に用いるシステムトラスは、次に定めるところによらなければならない。ただし、許容応力度等計算等によつて安全性が確かめられた場合は、次の各号の規定は適用しない

3 第一項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分(屋根版を除く。)に用いるシステムトラスは、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって安全性が確かめられた構造方法としなければならない。

第一 接合

構造耐力上主要な部分に使用するシステムトラスと周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)との接合は、次のいずれかに定めるところによらなければならない。ただし、当該接合部が滑節構造であり、かつ、周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)に存在応力を伝えることができるものとした場合においては、この限りでない。

一 ベースプレートと一体となった接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)に接合し、かつ、接合する部材の種類にに応じてそれぞれ次に定めるところによること。

イ (略)

ロ コンクリートとの接合 アンカーボルトにより接合し、次に定めるところによること。

(1)～(6) (略)

二 接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)と溶接接合すること。ただし、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた場合には、主部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)と溶接接合することができる。

9

3 第一項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分(屋根版を除く。)に用いるシステムトラスは、許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた構造方法としなければならない。

第一 接合

構造耐力上主要な部分に使用するシステムトラスと周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)との接合は、次のいずれかに定めるところによらなければならない。ただし、当該接合部が滑節構造であり、かつ、周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)に存在応力を伝えることができるものとした場合においては、この限りでない。

一 ベースプレートと一体となった接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)に接合し、かつ、接合する部材の種類にに応じてそれぞれ次に定めるところによること。

イ (略)

ロ コンクリートとの接合 アンカーボルトにより接合し、次に定めるところによること。ただし、令第八十二条に規定する許容応力度等計算(令第八十二条第四号及び令第八十二条の五を除く。)によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

(1)～(6) (略)

二 接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)と溶接接合すること。ただし、許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた場合には、主部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)と溶接接合することができる。

三 (略)

第三 (略)

第四 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一第一項第一号イ及び同項第二号イ(4)並びに第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第五 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一第一項(第一号イ、二及びハ並びに第二号を除く)。(及び第二項並びに第二第一号イ(令第六十八条)アルミニウム合金材と接合する場合にあつては、平成十四年国土交通省告示第四百十号第五第一項第一号)の規定の準用に係る部分に限る。(及びロに定める技術的基準を指定する。)

三 (略)

第三 (略)

第四 耐久性等関係規定の指定

第一第一項第一号イ及び同項第二号イ(4)並びに第三の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

改正案	現行告示
<p>コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに定め、及び同令第三十六条第一項の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十一にそれぞれ指定する。</p> <p>第一～第六 (略)</p> <p>第七 柱の構造</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱の小径に対する座屈長さの比は十二以下としなければならない。</p> <p>2 コンクリートを充填する鋼管は、厚さ十二ミリメートル以上とし、鋼管の断</p>	<p>コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに定め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に指定する。</p> <p>第一～第六 (略)</p> <p>第七 柱の構造</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱の小径に対する座屈長さの比は十二以下としなければならない。ただし、令第八十二条に規定する許容応力度等計算(令第八十二条の五に規定する構造計算を除く。以下同じ。)若しくは令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算(国土交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限り。(以下「許容応力度等計算等」という。)によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。</p> <p>2 コンクリートを充填する鋼管は、厚さ十二ミリメートル以上とし、鋼管の断</p>

面形状に応じて次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

第八 はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはり、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としなければならない。

第九 (略)

第十 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第三、第四並びに第五第一項第一号及び第二項に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十一 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第七第一項及び第二項（鋼管の実況を考慮し鋼管に充填されたコンクリートに対する鋼管の拘束効果を低減した構造計算によつて安全性が確かめられた場合に限る。）並びに第八に定める技術的基準を指定する。

面形状に応じて次に定めるところによらなければならない。ただし、鋼管の実況を考慮し鋼管に充填されたコンクリートに対する鋼管の拘束効果を低減した許容応力度等計算等によつて安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

一・二 (略)

3・4 (略)

第八 はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはり、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、許容応力等計算等によつて安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

第九 (略)

第十 耐久性等関係規定の指定

第二第一項、第三、第四並びに第五第一項第一号及び第二項の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

改正案	現行告示
<p>特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物のうち畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物(以下「特定畜舎等建築物」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一に、同令第三十八条第四項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の基礎の構造計算を第二に定め、及び同令第八十一条第三項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の構造計算が第三に適合する場合には、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。</p> <p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算</p> <p>令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物のうち畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物(以下「特定畜舎等建築物」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一に、同令第三十八条第四項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の基礎の構造計算を第二に定め、及び同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、特定畜舎等建築物の構造計算が第三に適合する場合には、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものと定める。</p> <p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算</p> <p>令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上に特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

改正案	現行告示
<p>膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第八十一条第二項第一号の規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第五項まで(第四項第二号を除く。)(に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号に規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第五項まで(第四項第二号を除く。)(に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。</p> <p>第一 適用の範囲等</p> <p>この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 骨組膜構造 鉄骨造その他の構造の骨組に膜材料を張り、当該骨組及び当該膜材料を一体とし、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を常時負担する</p>	<p>膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第八十一条第二項ただし書の規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五から第八までに適合する場合においては、当該構造計算は、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。</p> <p>第一 適用の範囲等</p> <p>膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次のいずれかに定めるところによらなければならない。</p> <p>一 骨組膜構造 鉄骨造その他の構造の骨組に膜材料を張り、当該骨組及び当該膜材料を一体とし、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担すること</p>

ことのできる平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設ける構造をいう。

一 (削る。)

二 サスペンション膜構造 構造用ケーブルに膜材料を張り、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を常時負担することのできる平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設ける構造をいう。

一 (削る。)

2| 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる膜構造の種類に応じたそれぞれ当該各号に定めるところによる。

一 骨組膜構造 次のイからホまでに定めるところによること。

イ 建築物の高さは、十三メートル以下とすること。ただし、第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

ロ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面(張力を導入した膜材料及び当該膜材料と一体となる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担するものをいう。以下同じ。)の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積(以下「膜面の投影面積」という。)の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。ただし、第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第二項若しくは第五項に規定する仮設建築物(以下単に「仮設建築物」という。)であつて強風時において当該仮設建築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可を受けた場合又は次に定める構造方法とした場合にあつては、この限りでない。

(1) 膜面のうち骨組を構成する部材その他の剛性を有する部材(以下「

のできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設けるほか、次に定めるところによること。

イ〜二 (略)

二 サスペンション膜構造 構造用ケーブルに膜材料を張り、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担することのできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設けるほか、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

骨組等」という。)で囲まれる膜面の部分の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積を、三百平方メートル以下とすること。この場合において、周囲の骨組等が膜材料に生ずる力を直接負担する構造とすべし。

(2) 膜面における支点間距離(骨組等又は構造用ケーブルと膜材料との定着部又は接触部)荷重及び外力に応じて膜材料を支持するものに限る。)の相互間の距離をいう。以下同じ。)は、四メートル以下とするべし。

(3) 膜面を用いた屋根の形式は、切妻屋根面、片流れ屋根面又は円弧屋根面とするべし。

ハ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、鉄骨造その他の構造の骨組に二メートル(建築基準法施行令(以下「令」という。))第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域にあつては、一メートル)以下の間隔で定着させること。ただし、第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

ニ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する鉄骨造その他の構造の骨組は、令第三章第三節から第七節の二までの規定に適合すること。

ホ 膜面に使用する骨組を構成する鉛直部材の脚部をけた行方向のみに移動する滑節構造とし、屋根版及び壁に用いる膜面を折りたたむことにより伸縮する構造とする当該屋根版及び壁の部分にあつては、次に定めるところにちなむべし。

(1) 可動式膜面の部分の直下にある土台に用いる鋼材は、日本工業規格(以下「JIS」という。))E1101(普通レール及び分岐器類用特殊レール)1001若しくはJIS E1103(軽レール)19

九三又はこれらと同等以上の品質を有するものとする。

(2) 可動式膜面の部分の骨組を構成する鉛直部材の脚部の可動部分(当該鉛直部材の脚部をけた行方向に移動させるための車輪及びこれを支持する部分をいう。)は、荷重及び外力によつて生ずる力を構造耐力上有効に当該鉛直部材の脚部の直下にある土台に伝えることができる剛性及び耐力を有する構造とすること。

(3) 可動式膜面の部分の骨組を構成する鉛直部材の浮き上がり及び当該鉛直部材の脚部の可動部分の脱輪を防止するために必要な措置を講じ、かつ、端部における鉛直部材の脚部の可動部分を固定するための装置を設けること。

二 サスペンション膜構造 次のイ及びロに定めるところによること。

イ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面の投影面積の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。ただし、仮設建築物であつて強風時において当該仮設建築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可を受けた場合にあつては、この限りでない。

ロ 第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた構造方法とすること。

第二 膜面の構造

構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料に張力を導入して平面又は曲面の形状を保持することができるものとし、当該膜面に変形が生じた場合であっても、当該膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはならない。ただし、接触に対して有効な膜面の摩擦防止のための措置を施した場合には、当該膜面を定着させる部分以外の部分を膜面に接触させることができる。

2 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の各号に掲げる

九三又はこれらと同等以上の品質を有するものとする。

(2) 可動式膜面の部分の骨組を構成する鉛直部材の脚部の可動部分(当該鉛直部材の脚部をけた行方向に移動させるための車輪及びこれを支持する部分をいう。)は、荷重及び外力によつて生ずる力を構造耐力上有効に当該鉛直部材の脚部の直下にある土台に伝えることができる剛性及び耐力を有する構造とすること。

(3) 可動式膜面の部分の骨組を構成する鉛直部材の浮き上がり及び当該鉛直部材の脚部の可動部分の脱輪を防止するために必要な措置を講じ、かつ、端部における鉛直部材の脚部の可動部分を固定するための装置を設けること。

二 サスペンション膜構造 次のイ及びロに定めるところによること。

イ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面の投影面積の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。ただし、仮設建築物であつて強風時において当該仮設建築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可を受けた場合にあつては、この限りでない。

ロ 第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた構造方法とすること。

第二 膜面の構造

構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料に張力を導入して有効に平面又は曲面の形状を保持することができるものとし、当該膜面に変形が生じた場合であっても、当該膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはならない。ただし、接触に対して有効な膜面の摩擦防止のための措置を施した場合には、当該膜面を定着させる部分以外の部分を膜面に接触させることができる。

2 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の各号に掲げる

基準に適合しなければならない。

一 ぎず、はがれ、摩損その他の耐力上の欠点のないものとする。

二 膜材料は次の表の基布（繊維系を使用した織布又は網目状織物をいう。以下同じ。）に使用する繊維系の種類に応じて、コーティング材（基布の摩擦防止等のために基布に塗布し又は張り合わせた樹脂又はゴムをいう。以下同じ。）を塗布し又は張り合わせたものとする。ただし、仮設建築物にあっては、この限りでない。

	基布に使用する繊維系	コーティング材 (略)
(一)	JIS R三四一三(ガラス系) 一 九九九に適合する単繊維 (繊維径三・三〇マイクロメートルから四・〇五マイクロメートルまでの三(B)に限る。) を使用したガラス繊維系	
(二)	JIS R三四一三(ガラス系) 一 九九九に適合する単繊維 を使用したガラス繊維系	塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂、 ふつ素系樹脂(四ふつ化エチレン樹脂、 四ふつ化エチレンパーフルオ

基準に適合しなければならない。

一 膜材料は次の表の基布（繊維系を使用した織布又は網目状織物をいう。以下同じ。）に使用する繊維系の種類に応じて、コーティング材（基布の摩擦防止等のために基布に塗布し又は張り合わせた樹脂又はゴムをいう。以下同じ。）を塗布し又は張り合わせたものとする。ただし、建築基準法第八十五条第二項又は第四項に規定する仮設建築物（以下単に「仮設建築物」という。）にあっては、この限りでない。

	基布に使用する繊維系	コーティング材 (略)
(一)	日本工業規格(以下「JIS」という。) 一 R三四一三(ガラス系) 一 九九九に適合する単繊維(繊維径三・三〇マイクロメートルから四・〇五マイクロメートルまでの三(B)に限る。) を使用したガラス繊維系	
(二)	JIS R三四一三(ガラス系) 一 九九九に適合する単繊維 を使用したガラス繊維系	塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂、 ふつ素系樹脂(四ふつ化エチレン樹脂、 四ふつ化エチレンパーフルオ

<p>(三)</p> <p>ポリアミド系、ポリアラミド系、 ポリエステル系、ポリビニル アルコール系又はオレフィン系 樹脂の合成繊維系（ケナフ植物 繊維と混織されるものを含む）</p>	<p>ロアルキルビニルエーテル共重合樹脂及び四ぶつ化エチレン 六ぶつ化プロピレン共重合樹脂を除く。） クロロプレンゴム、クロロスルホン化ポリエチレンゴム又はオレフィン系樹脂</p>
--	--

三十一（略）

十二 構造耐力上主要な部分で屋外に面するものについては、紫外線又は降雨等による変質若しくは繰返し荷重等による摩擦を生じにくい膜材料とすること。

3 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する構造用ケーブルは、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一・二（略）

三 構造用ケーブルの交差部は、交点金具による緊結、被覆ケーブルの使用その他の構造用ケーブルの摩擦による損傷が生じないための措置を講ずること。

四（略）

4 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料相互の接合は、膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとして、次の各号のいずれかに定める接合方法としなければならない。ただし、次の各号に掲げる接合方法と同等以上に膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。

一 次の表に定める膜材料の種類に応じた次に定める接合方法

イ 縫製接合（接合する膜材料の重ね合わせた部分を端部と平行に縫製する

<p>(三)</p> <p>ポリアミド系、ポリアラミド系、 ポリエステル系又はポリビニ ルアルコール系の合成繊維系</p>	<p>ロアルキルビニルエーテル共重合樹脂及び四ぶつ化エチレン 六ぶつ化プロピレン共重合樹脂を除く。） クロロプレンゴム又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム</p>
---	---

三十一（略）

十一 構造耐力上主要な部分で特に変質又は摩擦又はそのおそれのあるものについては、変質若しくは摩擦生じにくい膜材料又は変質若しくは摩擦防止のための措置をした膜材料とすること。

3 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する構造用ケーブルは、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一・二（略）

三 構造用ケーブルの交差部は、交点金具による緊結、被覆ケーブルの使用その他の有効な構造用ケーブルの摩擦による損傷が生じないための措置を講ずること。

四（略）

4 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料相互の接合は、膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとして、次の各号のいずれかに定める接合方法としなければならない。ただし、次の各号に掲げる接合と同等以上に膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。

一 次の表に定める膜材料の種類に応じた次に定める接合

イ 縫製接合（接合する膜材料の重ね合わせた部分を端部と平行に縫製する

接合方法をいう。以下同じ。）次に定めるところによること。

(1) (5) (略)

ロ(二) (略)

二 次に定める合成繊維ロープを用いた接合方法

イ 端部を二重にすることその他膜材料の摩擦防止のための措置を講ずること。

ロ(二) (略)

三 次に定める金物を用いたボルトによる接合方法

イ・ロ (略)

ハ 端部を二重にすることその他膜材料の摩擦防止のための措置を講ずること。

ニ・ホ (略)

四 次に定める構造用ケーブルを用いた接合方法

イ 端部を二重にすることその他膜材料の摩擦防止のための措置を講ずること。

ロ (略)

ハ 膜材料を折り返して当該膜材料の端部と当該端部と重なる部分を第一号に定める接合方法により接合し、膜材料の端部に構造用ケーブルを通すことのできる袋を設けること。

ニ (略)

5 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料を骨組又は構造用ケーブルに定着させる場合においては、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料が損傷しないよ

接合方法をいう。以下同じ。）次に定めるところによること。

(1) (5) (略)

ロ(二) (略)

二 次に定める合成繊維ロープを用いた接合

イ 有効な膜材料の摩擦防止のための措置を講ずること。

ロ(二) (略)

三 次に定める金物を用いたボルトによる接合

イ・ロ (略)

ハ 有効な膜材料の摩擦防止のための措置を講ずること。

ニ・ホ (略)

四 次に定める構造用ケーブルを用いた接合

イ 有効な膜材料の摩擦防止のための措置を講ずること。

ロ (略)

ハ 膜材料を折り返して当該膜材料の端部と当該端部と重なる部分を第一号に定める接合方法により接合し、膜材料の端部に構造用ケーブルを通すことのできる袋を設けること。

ニ (略)

5 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料を骨組又は構造用ケーブルに定着させる場合においては、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料に損傷のおそれ

う補強又は養生を行うこと。

6 (略)

7 構造耐力上主要な部分に用いる膜面が雨水、滑雪、融雪水その他の滞留により膜面の變形が進行することのないようにしなければならない。

8 (略)

第三 膜面の定着

構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料と周囲の構造耐力上主要な部分（膜面の部分を除く。）との定着部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、次の各号に掲げる定着と同等以上にその部分の存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。

一・二 (略)

三 定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料が損傷しないよう補強又は養生を行うこと。

2 膜面に使用する膜材料に膜材料以外の部材又は金物を常時接触状態とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 (略)

二 合成繊維系による基布とした膜材料以外の膜材料を使用する場合にあつては、第五第一項第二号に定める構造計算（暴風時に限る。更に、令第八十二条第二号の表に定めるWについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の一に相当する風圧力によって生ずる力とする。）を行い接触部分の三分の二以上の部分が遊離しないことを確かめること。ただし、仮設建築物にあつては、この限りでない。

第四 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第二

がないものとすること。

6 (略)

7 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に雨水、滑雪、融雪水等の滞留が生じないようにしなければならない。

8 (略)

第三 膜面の定着

構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料と周囲の構造耐力上主要な部分（膜面の部分を除く。）との定着部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、次の各号に掲げる定着と同等以上にその部分の存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。

一・二 (略)

三 定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料に損傷のおそれがないものとすること。

2 膜面に使用する膜材料に膜材料以外の部材又は金物を常時接触状態とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 (略)

二 第五第一項第二号に定める構造計算（暴風時に限る。更に、令第八十二条第二号の表に定めるWについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の一に相当する風圧力によって生ずる力とする。）を行い接触部分の三分の二以上の部分が遊離しないことを確かめること。ただし、合成繊維系による基布とした膜材料を使用する場合にあつては、この限りでない。

第四 耐久性等関係規定の指定

第二第一項、第二項第七号から第十一号まで、第三項第一号から第三号まで

項第一号、第七号から第十一号まで、第三項第一号から第三号まで、第四項第一号イ(1)、(2)及び(5)、ロ(1)及び(2)、ハ(1)及びニ(1)及び同号の表並びに第三項第三号及び第二項に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第五 保有水平耐力計算又は許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで(第四項第一号を除く。)()に定め、令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで(第四項第三号を除く。)()に定める。

一 四 (略)

二 三 (略)

4 前各項の規定によるほか、次に定める構造計算を行うこと。この場合において、令第八十二条第二号の表に掲げる式により、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい膜構造の建築物又は建築物の構造部分にあつては、この限りでない。

一 地上部分の層間変形角については、令第八十二条の二の規定を準用する。

二 高さが三十一メートル以下のものの地上部分の剛性率及び偏心率等については、令第八十二条の六第二号の規定を準用する。

三 高さが三十一メートルを超えるものの地上部分の保有水平耐力については

並びに第四項第一号イ(1)、(2)及び(5)、ロ(1)及び(2)、ハ(1)及びニ(1)及び同号の表の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第五 構造計算

令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従つた構造計算とする。

一 四 (略)

二 三 (略)

4 令第八十二条の二に規定する特定建築物については、前各項の規定によるほか、次に定める構造計算を行うこと。この場合において、令第八十二条第二号の表に掲げる式により、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい膜構造の建築物又は建築物の構造部分にあつては、この限りでない。

一 特定建築物の地上部分の層間変形角については、令第八十二条の二の規定を準用する。

二 特定建築物で高さが三十一メートル以下のものの地上部分の剛性率及び偏心率等については、令第八十二条の三の規定を準用する。

三 特定建築物で高さが三十一メートルを超えるものの地上部分の保有水平耐

、令第八十二条の三の規定を準用する。この場合において、同条中「第四款に規定する材料強度」とあるのは、「第七に規定する材料強度」と読み替えるものとする。

5 令第八十二条の四の規定によること。

第六（第八）（略）

力については、令第八十二条の四の規定を準用する。この場合において、令第八十二条の四の規定中「第四款に規定する材料強度」とあるのは、「第七に規定する材料強度」と読み替えるものとする。

5 令第八十二条の五の規定によること。

第六（第八）（略）

改正案	現行告示
<p>テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、膜構造の建築物のうち倉庫の用途に供する建築物(以下「テント倉庫建築物」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第三十八条第四項の規定に基づき、テント倉庫建築物の基礎の構造計算を第五に定め、同令第八十一条第三項の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造計算が、第六に適合する場合には、当該構造計算は、<u>同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。</u></p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 膜面の構造</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める接合としなければならない。</p> <p>一 膜材料 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第四項に定める接合方法によること。</p>	<p>テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、膜構造の建築物のうち倉庫の用途に供する建築物(以下「テント倉庫建築物」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第三十八条第四項の規定に基づき、テント倉庫建築物の基礎の構造計算を第五に定め、同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造計算が、第六に適合する場合には、当該構造計算は、<u>許容応力度等計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものと定める。</u></p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 膜面の構造</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める接合としなければならない。</p> <p>一 膜材料 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第四項に定める接合によること。</p>

<p>二 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第三 (略)</p> <p>第四 耐久性等関係規定の指定</p> <p>令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第二項(第一号を除く。)、第三項第一号及び第八号イ及びロ、第四項及び第五項第二号八及び二並びに第二第二項第一号及び第三号に定める安全上必要な技術的基準を指定する。</p> <p>第五 (略)</p> <p>第六 テント倉庫建築物の安全性を確かめることができる構造計算</p> <p>令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上にテント倉庫建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次に定める。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第三 (略)</p> <p>第四 耐久性等関係規定の指定</p> <p>第二第一項、第二項(第一号を除く。)、第三項第一号及び第八号イ及びロ、第四項及び第五項第二号八及び二並びに第二第二項第一号及び第三号の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。</p> <p>第五 (略)</p> <p>第六 テント倉庫建築物の安全性を確かめることができる構造計算</p> <p>令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上にテント倉庫建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
--	---

改正案	現行告示
<p>鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるものとして、鉄筋コンクリート組積造(組積ユニット)(コンクリートブロック又はセラミックメーソロジーユニットで型わく状のものをいう。以下同じ。)を組積し、それらの空洞部に縦横に鉄筋を配置し、コンクリートを充填して一体化した構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築物の構造部分(以下「鉄筋コンクリート組積造の建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十一までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、耐久性等関係規定を第十二に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十三にそれぞれ指定し、同号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号イ及びロ、第三号並びに第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場 <u>合においては、当該構造計算は、同項第一号イに規定する許容応力度等計算と同</u> <u>等以上に安全性を確かめることができるものと認める。</u></p>	<p>鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるものとして、鉄筋コンクリート組積造(組積ユニット)(コンクリートブロック又はセラミックメーソロジーユニットで型わく状のものをいう。以下同じ。)を組積し、それらの空洞部に縦横に鉄筋を配置し、コンクリートを充填して一体化した構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十一までに定め、同令第三十六 <u>条第二項第二号の規定に基づき、耐久性等関係規定を第十二に指定する。</u></p>

第一〇第十 (略)

第十一 構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分

一 次のイから八までに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全が確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と読み替えて適用する。

イ 令第八十二条各号に定めるところによること。

ロ 令第八十二条の二に規定する層間変形角が、鉄筋コンクリート組積造の構造部分を有する階にあつては二千分の一以内であり、かつ、その他の階にあつては二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百分の一)以内であることを確かめること。

ハ 令第八十二条の六第二号に定めるところによること。

ニ 各地上階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積の和が次の式に適合することを確かめること。

(式 略)

二 前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第九第一号の規定は適用しない。

三 第一号イ及びロに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられ、かつ、令第八十二条の三第一号の規定によつて計算した各地上階の水平力に対する耐力が同条第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第一

第一〇第十 (略)

第十一 構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分

一 次のイから八までに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全が確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と読み替えて適用する。

イ 令第八十二条各号に定めるところによること。

ロ 令第八十二条の二に規定する層間変形角が、鉄筋コンクリート組積造の構造部分を有する階にあつては二千分の一以内であり、かつ、その他の階にあつては二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百分の一)以内であることを確かめること。

ハ 令第八十二条の三各号に定めるところによること。

ニ 各地上階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積の和が次の式に適合することを確かめること。

(式 略)

二 前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第九第一号の規定は適用しない。

三 第一号イに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられ、かつ、令第八十二条の四第一号の規定によつて計算した各地上階の水平力に対する耐力が同条第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中

「二号中「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と、第十第三号中「〇・二五パーセント」とあるのは「〇・一五パーセント」と読み替えて適用する。

四 令第八十二条の四に定めるところによること。

第十二 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第三第一号、第四（第二号イ及び同号ニからハまで並びに第三号（第二号へを準用する部分に限る。）を除く。）、第五及び第六第一号に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十三 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第十一第一号イ及びロ、第三号並びに第四号に規定する構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、第二第三号、第八第一号、第九第一号及び第十第三号ロに定める技術的基準を指定する。

「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と読み替えて適用する。

四 前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第二第三号及び第九第一号の規定は適用しない。

五 令第八十二条の四第一号の規定によって計算した各地上階の水平力に対する耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられたものについては、第十第三号中「〇・二五パーセント」とあるのは「〇・一五パーセント」と読み替えて適用するものとする。

六 前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第八第一号及び第十第三号ロの規定は適用しない。

第十二 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第二項第二号に規定する耐久性等関係規定として、第三第一号、第四（第二号イ及び同号ニからハまで並びに第三号（第二号へを準用する部分に限る。）を除く。）、第五及び第六第一号に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

改 正 案	現 行 告 示
<p>建築基準法施行令第四十六條第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六條第四項表一(八)項の規定に基づき、同表(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)(第四十六條第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて、床下地材の上からはり、土台その他の横架材にくぎ(JIS A五五〇八二〇〇五)にくぎ()に定めるN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。</p> <p>()で打ち付けた受け材()にくぎの間隔は、三〇センチメートル以下に限る。</p> <p>。並びに柱及び間柱並びにはり、けたその他の横架材の片面に、別表第三(い)欄に掲げる材料を同表(ろ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組</p> <p>六 厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で柱との仕口にくさびを設けた貫(当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の</p>	<p>建築基準法施行令第四十六條第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六條第四項表一(八)項の規定に基づき、同表(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)(第四十六條第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で柱との仕口にくさびを設けた貫(当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の</p>

部分に設けたものに限る。()を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、けた、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ(JIS A 五五〇八 二〇〇五(くぎ))に定めるSFN二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。()で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹(柱及びはり、けた、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。()又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹(土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。()を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。()を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。()を別表第四(イ)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚(柱の外側にある部分の厚さを除く。()を同表(3)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組

七、別表第五(イ)欄に掲げる木材(含水率が十五パーセント以下のものに限る。()を、同表(3)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁(継手のないもの)に限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によって柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊結したものに限り。()を設けた軸組

部分に設けたものに限る。()を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、けた、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ(JIS A 五五〇八 一九九二(鉄丸くぎ))に定めるSFN二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。()で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹(柱及びはり、けた、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。()又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹(土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。()を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。()を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。()を別表第三(イ)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚(柱の外側にある部分の厚さを除く。()を同表(3)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組

六、別表第四(イ)欄に掲げる木材(含水率が十五パーセント以下のものに限る。()を、同表(3)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁(継手のないもの)に限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によって柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊結したものに限り。()を設けた軸組

八 (略)

九 別表第六(い)欄及び(ろ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十 別表第七(い)欄、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十一 別表第八(い)欄、(ろ)欄、(は)欄及び(に)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十二 (略)

第二 倍率の数值は、次の各号に定めるものとする。

一〜四 (略)

五 第一第五号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第三(は)欄に掲げる数值

六 第一第六号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第四(は)欄に掲げる数值

七 第一第七号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第五(は)欄に掲げる数值

八 第一第八号に定める軸組にあつては、〇・六

九 第一第九号から第十一号に定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第八号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数值の和(当該数值の和が五を超える場合は五)

十 第一第十号に定める軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数值

別表第一

(い)	(ろ)	(は)
-----	-----	-----

七 (略)

八 別表第五(い)欄及び(ろ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

九 別表第六(い)欄、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十 別表第七(い)欄、(ろ)欄、(は)欄及び(に)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十一 (略)

第二 倍率の数值は、次の各号に定めるものとする。

一〜四 (略)

五 第一第五号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第三(は)欄に掲げる数值

六 第一第六号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第四(は)欄に掲げる数值

七 第一第七号に定める軸組にあつては、〇・六

八 第一第八号から第十号に定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第七号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数值の和(当該数值の和が五を超える場合は五)

九 第一第九号に定める軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数值

別表第一

(い)	(ろ)	(は)
-----	-----	-----

		材料	構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和五十一年農林省告示第八百九十四号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁）以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが五ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル）以上のものに限る。）
N50		くぎの間隔	十五センチメートル以下
二・五		倍率	

		材料	構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和五十一年農林省告示第八百九十四号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁）以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが五ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル）以上のものに限る。）
N50		くぎの間隔	十五センチメートル以下
二・五		倍率	

(三)	(二)
<p>ハードボード（JIS A五九〇七 一九七七（硬質繊維板）に定める四五〇又は三五〇で厚さが五ミリメートル以上のものに限る。）</p>	<p>パーティクルボード（JIS A五九〇八一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプのものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するものに限る。）</p>
二	

(三)	(二)
<p>ハードボード（JIS A五九〇七 一九七七（硬質繊維板）に定める四五〇又は三五〇で厚さが五ミリメートル以上のものに限る。）</p>	<p>パーティクルボード（JIS A五九〇八一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプのものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するものに限る。）</p>
二	

(六)	(五)	(四)
パルプセメント板（JISA五四一四一九八八）（パルプセメント板）に適合するもので厚さが八ミリメートル以上のものに限る。	炭酸マグネシウム板（JISA六七〇一九八三）（炭酸マグネシウム板）に適合するもので厚さ十二ミリメートル以上のものに限る。	硬質木片セメント板（JISA五四一七一九八五）（木片セメント板）に定める〇・九Cで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。
	GNF四〇 又はGNC 四〇	
一・五		

(六)	(五)	(四)
パルプセメント板（JISA五四一四一九八八）（パルプセメント板）に適合するもので厚さが八ミリメートル以上のものに限る。	炭酸マグネシウム板（JISA六七〇一九八三）（炭酸マグネシウム板）に適合するもので厚さ十二ミリメートル以上のものに限る。	硬質木片セメント板（JISA五四一七一九八五）（木片セメント板）に定める〇・九Cで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。
	GNF四〇 又はGNC 四〇	
一・五		

(ハ)	(七)
構造用せつこうボード B種 (JIS A六九 〇一 二〇〇五) せつ こうボード製品 (に定 める構造用せつこうボ ードB種で厚さが十二 ミリメートル以上のも のに限る。)	構造用せつこうボード A種 (JIS A六九 〇一 二〇〇五) せつ こうボード製品 (に定 める構造用せつこうボ ードA種で厚さが十二 ミリメートル以上のも のに限る。)
一・二	一・七

(七)
せつこうボード (JIS S A六九〇一 一九 八三) せつこうボード (に適合するもので厚 さが十二ミリメートル 以上のものに限る。) (屋 外壁等以外に用い る場合に限る。)
一・〇

(十)	(九)
シーリングボード（JIS A五九〇五― 九七九（軟質繊維板）に 定めるシーリングイン シュレーションボード で厚さが十二ミリメー トル以上のものに限る ）。	せつこうボード（JIS A六九〇一―二〇 〇五）せつこうボード 製品）に定めるせつこ うボードで厚さが十二 ミリメートル以上のもの に限る。（又は強化 せつこうボード（JIS A六九〇一―二〇 〇五）せつこうボード 製品）に定める強化せ つこうボードで厚さが 十二ミリメートル以上 のものに限る。
SN四〇	
一枚の壁材 につき外周 部分は十セ ンチメート ル以下、そ の他の部分 は二十セン チメートル 以下	
一	〇・九

(八)	
シーリングボード（JIS A五九〇五― 九七九（軟質繊維板）に 定めるシーリングイン シュレーションボード で厚さが十二ミリメー トル以上のものに限る ）。	
SN四〇	
一枚の壁材 につき外周 部分は十セ ンチメート ル以下、そ の他の部分 は二十セン チメートル 以下	

材料	(い)	くぎ打の方法	(3)	第一第	(は)	第一第	(に)
				別表第一			
<p>一 この表において、N三八、N五〇、GNF四〇、GNCC四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八(二〇〇五)に定めるN三八、N五〇、GNF四〇、GNCC四〇及びSN四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいづ。</p> <p>二 表中(い)欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防錆措置及びしるありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。</p>							
<p>(十)</p> <p>ラスシート(JIS A五五二四一九七七)ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス)に定めるものうち角波亜鉛鉄板の厚さが〇・四ミリメートル以上、メタルラスの厚さが〇・六ミリメートル以上のものに限る。</p> <p>N三八</p> <p>十五センチメートル以下</p>							

材料	(い)	くぎ打の方法	(3)	第一第	(は)	第一第	(に)
				別表第一			
<p>一 この表において、N三八及びN五〇は、それぞれJIS A五五〇八(鉄丸くぎ)に定めるN三八及びN五〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、GNF四〇及びGNCC四〇は、それぞれJIS A五五二一九八八(せつこうボード用くぎ)に定めるGNF四〇及びGNCC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、SN四〇は、JIS A五五三一九七七(シーディングインシュレーションファイバーボード用くぎ)に定めるSN四〇又はこれと同等以上の品質を有するくぎをいづ。</p> <p>二 表中(い)欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防錆措置及びしるありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。</p>							
<p>(九)</p> <p>ラスシート(JIS A五五二四一九七七)ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス)に定めるものうち角波亜鉛鉄板の厚さが〇・四ミリメートル以上、メタルラスの厚さが〇・六ミリメートル以上のものに限る。</p> <p>N三八</p> <p>十五センチメートル以下</p>							

(一)					
構造用合板（構造用合板の日本農林規格に適合するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが七・五ミリメートル以上）のものに限る。）					
N 五〇	くぎの 種類				
十五 センチ メートル 以下	くぎの 間隔				
二・五	三 号に 定め るに 軸組 に係 る倍 率				
一・五	四 号に 定め るに 軸組 に係 る倍 率				

(一)					
構造用合板（構造用合板の日本農林規格に適合するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが七・五ミリメートル以上）のものに限る。）					
N 五〇	くぎの 種類				
十五 センチ メートル 以下	くぎの 間隔				
二・五	三 号に 定め るに 軸組 に係 る倍 率				
一・五	四 号に 定め るに 軸組 に係 る倍 率				

(三)	(二)
(三) せつこうラスボード) J I S A 六九〇六 一九八三(せつこうラ スボード)に適合する もので厚さが九ミリメ ートル以上のものに限 る。	(二) パーティクルボード) J I S A 五九〇八 一九九四(パーティク ルボード)に適合する もの(曲げ強さによる 区分が八タイプである ものを除く。)で厚さ が十二ミリメートル以 上のものに限る。又 は構造用パネル(構造 用パネルの日本農林規 格(昭和六十二年農林 水産省告示第三百六十 号)に規定するものに 限る。
一・五	
一・〇	

(三)	(二)
(三) せつこうラスボード) J I S A 六九〇六 一九八三(せつこうラ スボード)に適合する もので厚さが九ミリメ ートル以上のものに限 る。	(二) パーティクルボード) J I S A 五九〇八 一九九四(パーティク ルボード)に適合する もの(曲げ強さによる 区分が八タイプである ものを除く。)で厚さ が十二ミリメートル以 上のものに限る。又 は構造用パネル(構造 用パネルの日本農林規 格(昭和六十二年農林 水産省告示第三百六十 号)に規定するものに 限る。
G N F 三 二又は G N C 三三	
一・五	
一・〇	

(四)	(五)
構造用せつこうボード A種（JIS A六九 〇一ニ〇〇五）せつ こうボード製品（に定 める構造用せつこうボ ードA種で厚さが十二 ミリメートル以上のも のに限る。）	構造用せつこうボード B種（JIS A六九 〇一ニ〇〇五）せつ こうボード製品（に定 める構造用せつこうボ ードB種で厚さが十二 ミリメートル以上のも のに限る。）
第一第三 号による 場合はG N F四〇 又はGN C四〇、 第一第四 号による	第一第三 号による 場合はG N F三二 又はGN C三二
一・五	一・三
〇・八	〇・七

(四)
せつこうボード（JIS SA六九〇一―一九八 三）せつこうボード（ に適合するもので厚さ が十二ミリメートル以 上のものに限る。） 屋外壁等以外に用いる 場合に限る。）
第一第三 号による 場合はG N F四〇 又はGN C四〇、 第一第四 号による C三二
一・〇
〇・五

<p>(六)</p> <p>せつこうボード（JIS A 六九〇一 二〇〇五）せつこうボード製品（に定めるせつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のもに限る。）又は強化せつこうボード（JIS A 六九〇一 二〇〇五）せつこうボード製品（に定める強化せつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のもに限る。）</p>				
			一・〇	
				〇・五
<p>一 この表において、N三八、N五〇、GNF四〇、GNC四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八 二〇〇五（くぎ）に定めるN三八、N五〇、GNF四〇、GNC四〇及びSN四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p> <p>二 表中(イ)欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしるありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。</p>				

<p>一 この表において、N五〇は、JISA五五〇八 一九七五（鉄丸くぎ）に定めるN五〇又はこれと同等以上の品質を有するくぎを、GNF三三、GNC三三、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJISA五五二 一九八八（せつこうボード用くぎ）に定めるGNF三三、GNC三三、GNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p> <p>二 表中(ロ)欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしるありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。</p>				

	(い)	(は)
(二) 構造用せつこうボード B種 (JIS A六九 〇一ニ〇〇五)せつ こうボード製品 (に定 める構造用せつこうボ ードB種で厚さが十二 ミリメートル以上のも のに限る。)	(一) 構造用せつこうボード A種 (JIS A六九 〇一ニ〇〇五)せつ こうボード製品 (に定 める構造用せつこうボ ードA種で厚さが十二 ミリメートル以上のも のに限る。)	1・0
	ぐきの種類 ぐき打の方法	1・6
	ぐきの種類 ぐきの間隔	倍率
	(3)	(は)
	GNF四〇 又はGNC 四〇 下 十五センチ メートル以	1・6

(い)	(3)	別表第六 別表第五 (表略) 別表第四 (表略)	この表において、GNF四〇〇及びGNC四〇〇は、それぞれJISA五五〇八一〇〇五(くぎ)に定めるGNF四〇〇及びGNC四〇〇又は「ねらと同等以上の品質を有するくぎをこじ」のものに限る。	(三)
				せつこうボード(JIS A六九〇一・二〇〇五)せつこうボード製品に定めるせつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。(又は強化せつこうボード(JIS A六九〇一・二〇〇五)せつこうボード製品に定める強化せつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)

(い)	(3)	別表第五 別表第四 (表略) 別表第三 (表略)
-----	-----	--------------------------------

別表第七			(三)	(二)	(一)
(二)	(一)	(イ)	第一第八号に掲げる壁	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)(又は(二)項に掲げる壁のうち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一
一	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち	令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)	令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)(に掲げる壁又は筋かいのうち一	第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一	第一第一号から第五号まで若しくは第八号に掲げる壁若しくは令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一
		(三)			
		(ハ)			

別表第六			(三)	(二)	(一)
(二)	(一)	(イ)	第一第七号に掲げる壁	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)(又は(二)項に掲げる壁のうち一	第一第一号から第四号までに掲げる壁のうち一
一	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち	令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)	令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)(に掲げる壁又は筋かいのうち一	第一第五号又は第六号に掲げる壁のうち一	第一第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる壁若しくは令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一
		(三)			
		(ハ)			

別表第八

	(三)	(四)	(五)
第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、 令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁のうち一
第一第八号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	第一第八号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項までに若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる筋かいのうち一

別表第七

	(三)	(四)	(五)
第一第一号から第四号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第四号までに掲げる壁のうち一	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、 令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁のうち一
第一第七号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	第一第七号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	第一第五号又は第六号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項までに若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる筋かいのうち一

<p>(い) 第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち</p>	<p>(3) 第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち</p>	<p>(は) 第一第八号に掲げる壁</p>	<p>(に) 令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項までに若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。(一)に掲げる筋かいのうち</p>
<p>(い) 第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち</p>	<p>(3) 第一第五号又は第六号に掲げる壁のうち</p>	<p>(は) 第一第七号に掲げる壁</p>	<p>(に) 令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項までに若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。(一)に掲げる筋かいのうち</p>

国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十三条の二第三号口及び第四号口の国土交通大臣の指定する基準を定める告示を廃止する。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行令第十三条の二第三号口及び第四号口の国土交通大臣の指定する基準を定める件を廃止する件

昭和五十九年建設省告示第八百三十四号を廃止する。

改正案	現行告示
<p>木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(以下「令」という。)(第四十六条第二項第一号八及び第三項、第四十八条第一項第二号ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第八十二条各号に定めるところによること。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>二 令第八十二条の二に定めるところによること。ただし、令第八十八条第一項に規定する標準せん断係数を〇・三以上とした地震力によって構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行って安全性が確かめられた場合にあつては、この限りでない。</p> <p>い。</p> <p>(削る。)</p>	<p>木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(以下「令」という。)(第四十六条第二項第一号八及び第三項、第四十八条第一項第二号ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。</p> <p>二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。</p> <p>三 第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。</p> <p>四 建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力(以下この号において「地震力」という。)(によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一)(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一)(以内であることを確かめること。</p> <p>五 令第八十二条第四号に定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起らないこと</p>

を同号の国土交通大臣が定める方法により確かめること。

三 木造の建築物にあつては、令第八十二条の六第二号ロに定めるところにより張り間方向及びけた行方向の偏心率を計算し、それぞれ 0.15 を超えないことを確かめること。ただし、偏心率が 0.15 を超える方向について、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

イ 偏心率が 0.3 以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力について標準層せん断力係数を 0.2 に昭和五十五年建設省告示第七百九十二号第七の表二の式によって計算した F_e の数値を乗じて得た数値以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行つて安全性が確かめられた場合

ロ 偏心率が 0.3 以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力が作用する場合における各階の構造耐力上主要な部分の当該階の剛心からの距離に応じたねじれの大きさを考慮して当該構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行つて安全性が確かめられた場合

ハ 令第八十二条の三の規定に適合する場合

改正案	現行告示
<p>遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度 検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設 の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十四条第一項第 一号イから八まで、同条第二項において準用する同令第百二十九条の四第一項第 二号及び第二項並びに同令第百四十四条第一項第六号の規定に基づき、遊戯施設 の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊 戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保すること ができる構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百四十四条第一項第一号イに 規定する構造耐力上安全な構造方法は、組積造、補強コンクリートブロック造 又は無筋コンクリート造以外の構造で、令第三十六条の三から第三十九条まで の規定によるほか、次に掲げる基準に適合したものとす。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>第二 令第百四十四条第一号ロに規定する遊戯施設のうち高さが六十メートルを 超えるものの構造計算の基準は、平成十二年建設省告示第千四百六十一号（第 一〇号八、第三号ロ及び第八号を除く。）に掲げる基準によることとする。この 場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるも のこととする。</p> <p>第三 令第百四十四条第一項第一号ハ(1)に規定する遊戯施設のうち高さが六十 メートル以下のものの構造計算の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度 検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設 の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十四条第一号イ 及びロ、同条第二号において準用する第百二十九条の四第一項第二号及び第二項 並びに第百四十四条第七号の規定に基づき、遊戯施設の構造耐力上安全な構造方 法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証 法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を次のよう に定める。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百四十四条第一号イに規定す る構造耐力上安全な構造方法は、組積造、補強コンクリートブロック造又は無 筋コンクリート造以外の構造で、令第三十六条の二から第三十九条までの規定 によるほか、次に掲げる基準に適合したものとす。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>第二 令第百四十四条第一号ロに規定する構造計算の基準は、次のとおりとする 。</p>

一〇六（略）

2・3（略）

第四 令第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第一項第二号の遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設は、客席部分を鎖で吊る遊戯施設及び客席部分を支える主要な支持部分を主索又は鎖で吊る遊戯施設とする。

第五 遊戯施設強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一 令第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第二号に規定する¹の数値は、別表に掲げる遊戯施設について、その種類に応じて、それぞれ割増係数の欄に掲げる数値に二を乗じた数値とする。

二 令第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第二号に規定する²の数値は、非常止め装置が設けられたもので、かつ、その非常止め装置の作動による衝撃が主索又は鎖にかかる力を増す方向に働くものにあつては固定荷重と積載荷重による力にその衝撃を加えた数値を固定荷重と積載荷重の和で除した値とし、その他のものにあつては一・〇とする。

三 イに掲げる主索及びその端部についての令第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第三号に規定する常時及び安全装置作動時の設置時及び使用時の安全率（以下「安全率」という。）は、ロに定める数値とし、令第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第四号に規定する設置時及び使用時の限界安全率（以下「限界安全率」という。）は、ハに定める数値とする。

イ〜ハ（略）

四（略）

第六 令第四百四十四条第一項第六号に規定する当該遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法は、次のとおりとする。

一〇六（略）

一〇六（略）

2・3（略）

第三 令第四百四十四条第二号において準用する第二百二十九条の四第一項第二号の遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設は、客席部分を鎖で吊る遊戯施設及び客席部分を支える主要な支持部分を主索又は鎖で吊る遊戯施設とする。

第四 遊戯施設強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一 令第四百四十四条第二号において準用する第二百二十九条の四第二項第二号に規定する¹の数値は、別表に掲げる遊戯施設について、その種類に応じて、それぞれ割増係数の欄に掲げる数値に二を乗じた数値とする。

二 令第四百四十四条第二号において準用する第二百二十九条の四第二項第二号に規定する²の数値は、非常止め装置が設けられたもので、かつ、その非常止め装置の作動による衝撃が主索又は鎖にかかる力を増す方向に働くものにあつては固定荷重と積載荷重による力にその衝撃を加えた数値を固定荷重と積載荷重の和で除した値とし、その他のものにあつては一・〇とする。

三 イに掲げる主索及びその端部についての令第四百四十四条第二号において準用する第二百二十九条の四第二項第三号に規定する常時及び安全装置作動時の設置時及び使用時の安全率（以下「安全率」という。）は、ロに定める数値とし、第四百四十四条第二号において準用する第二百二十九条の四第二項第四号に規定する設置時及び使用時の限界安全率（以下「限界安全率」という。）は、ハに定める数値とする。

イ〜ハ（略）

四（略）

第五 令第四百四十四条第七号に規定する当該遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法は、次のとおりとする。

一〇六（略）

改正案	現行告示
<p>建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法(以下「法」という。)第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一(二十) (略)</p> <p>二十一 緊張材</p> <p>二十二 軽量気泡コンクリートパネル</p> <p>第一 (略)</p> <p>第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>一(六) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。</p> <p>一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、<u>日本工業規格Q9001(品質マネジメントシステム 要</u></p>	<p>建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法(以下「法」という。)第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一(二十) (略)</p> <p>第一 (略)</p> <p>第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>一(六) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。</p> <p>一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、<u>日本工業規格Z9902(品質システム 製造、据付け及</u></p>

求事項) 二〇〇〇の規定に適合していること。

二・三 (略)

別表第一 (法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)

(い)	(3)
第一号に掲げる建築材料	<p>日本工業規格(以下「JIS」という。) A五五二五(鋼管ぐい) 一九九四、JIS A五五二六(H形鋼ぐい) 一九九四、JIS E一〇一(普通レール及び分岐器類用特殊レール) 二〇〇一、JIS E一〇三(軽レール) 一九九三、JIS G三〇一(一般構造用圧延鋼材) 一九九五、JIS G三〇六(溶接構造用圧延鋼材) 一九九九、JIS G三一四(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) 一九九三、JIS G三三六(建築構造用圧延鋼材) 一九九四、JIS G三三二(建築構造用圧延棒鋼) 一九九六、JIS G三〇一(炭素鋼鍛鋼品) 一九八八、JIS G三三〇一(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八、JIS G三三二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九四、JIS G三三二(溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八、JIS G三三二(塗装溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八、JIS G三三二(一般構造用軽量形鋼) 一九八七、JIS G三三五二(デッキプレート) 二〇〇三、JIS G三三五三(一般構造用溶接軽量H形鋼) 一九九〇、JIS G三三四四(一般構造用炭素鋼管) 一九九四、JIS G三四六六(一般構造用角形鋼管) 一九八八、JIS G三四七</p>

び付帯サ ビスにおける品質保証モデル) 一九九八の規定に適合していること。

二・三 (略)

別表第一 (法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)

(い)	(3)
第一号に掲げる建築材料	<p>日本工業規格(以下「JIS」という。) A五五二五(鋼管ぐい) 一九九四、JIS A五五二六(H形鋼ぐい) 一九九四、JIS E一〇一(普通レール及び分岐器類用特殊レール) 二〇〇一、JIS E一〇三(軽レール) 一九九三、JIS G三〇一(一般構造用圧延鋼材) 一九九五、JIS G三〇六(溶接構造用圧延鋼材) 一九九九、JIS G三一四(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) 一九九三、JIS G三三六(建築構造用圧延鋼材) 一九九四、JIS G三三二(建築構造用圧延棒鋼) 一九九六、JIS G三三〇一(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八、JIS G三三二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九四、JIS G三三二(溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八、JIS G三三二(塗装溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八、JIS G三三二(一般構造用軽量形鋼) 一九八七、JIS G三三五二(デッキプレート) 二〇〇三、JIS G三三五三(一般構造用溶接軽量H形鋼) 一九九〇、JIS G三三四四(一般構造用炭素鋼管) 一九九四、JIS G三三四六(一般構造用角形鋼管) 一九八八、JIS G三四七五(建築構造用炭素鋼管) 一九九六、JIS G</p>

	<p>五（建築構造用炭素鋼管） 一九九六、JIS G四〇五一（機械構造用炭素鋼鋼材） 一九七九、JIS G四〇五三（機械構造用合金鋼鋼材） 二〇〇三、JIS G四三二一（建築構造用ステンレス鋼材） 二〇〇〇、JIS G五二〇一（炭素鋼鑄鋼品） 一九九二、JIS G五二〇二（溶接構造用鑄鋼品） 一九九一、JIS G五二一一（構造用高張力炭素鋼及び低合金鑄鋼品） 一九九一又はJIS G五二〇一（溶接構造用遠心力鑄鋼管） 一九九一</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第一第二十一号に掲げる建築材料</p>	<p>JIS G三五三六（PC鋼線及びPC鋼より線） 一九九九 JIS G三〇〇九（PC鋼棒） 一九九四又はJIS G三二三七（細径異形PC鋼棒） 一九九四</p>
<p>第一第二十二号に掲げる建築材料</p>	<p>JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル） 一九九七</p>

別表第二（品質基準又はその測定方法等）

(い)	(3)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
(略)	(略)	(略)

<p>（略）</p>	<p>四三二一（建築構造用ステンレス鋼材） 二〇〇〇、JIS G五二〇一（炭素鋼鑄鋼品） 一九九一、JIS G五二〇二（溶接構造用鑄鋼品） 一九九一又はJIS G五二〇一（溶接構造用遠心力鑄鋼管） 一九九一</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

別表第二（品質基準又はその測定方法等）

(い)	(3)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
(略)	(略)	(略)

第一第十 八号に掲 げる建築 材料	第一第十 八号に掲 げる建築 材料
<p>一・二 (略)</p> <p>三 膜材料に あつては、 布目曲がり の基準値が 定められて いること。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 布目曲がりの測定は、JIS L-096 (一般織物試験方法) 一九九九により当該 膜材料の三百ミリメートル以上の間隔をおい た五箇所以上について測定するか又は膜材料 の品質に応じてこれと同等以上に布目曲がり を測定できる方法によること。</p>
<p>四〇六 (略)</p>	<p>四〇六 (略)</p>
<p>七 膜材料に あつては、 たて糸方向 及びよこ糸 方向の引張 クリーブに よる伸び率 の基準値が 定められて いること。</p>	<p>七 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 温度摂氏六十度(基布にガラス繊維を 用い、かつ、コーティング材に四ふつ化 エチレン樹脂、四ふつ化エチレンパーフ ルオロアルキルビニルエーテル共重合樹脂 又は四ふつ化エチレン 六ふつ化プロ ピレン共重合樹脂を用いる場合にあつて は、摂氏百五十度) 雰囲気内でたて糸方 向及びよこ糸方向の引張強さの基準値の 十分の一以上の荷重で六時間の載荷を行 うこと。</p>

第一第十 八号に掲 げる建築 材料	第一第十 八号に掲 げる建築 材料
<p>一・二 (略)</p> <p>三 膜材料に あつては、 布目曲がり の基準値が 定められて いること。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 布目曲がりの測定は、JIS L-096 (一般織物試験方法) 一九九九により当該 膜材料等の三百ミリメートル以上の間隔をお いた五箇所以上について測定するか又は膜材 料等の品質に応じてこれと同等以上に布目曲 がりを測定できる方法によること。</p>
<p>四〇六 (略)</p>	<p>四〇六 (略)</p>
<p>七 膜材料に あつては、 たて糸方向 及びよこ糸 方向の引張 クリーブに よる伸び率 の基準値が 定められて いること。</p>	<p>七 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 温度摂氏百五十度(基布にガラス繊維 を用いない場合にあつては、摂氏六十度) 雰囲気内でたて糸方向及びよこ糸方向 の引張強さの基準値の十分の一以上の荷 重で六時間の載荷を行うこと。</p>

	八〇十一 (略)	八・二 (略) 八〇十一 (略)	第一第二 十一号に 掲げる建 築材料	一 耐力又は ・二パー セント永久 伸びに対す る荷重、引 張強さ又は 引張荷重、 伸び及びリ ラクセーシ ヨンの基準 値が定めら れているこ と。	一 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、 J I S G三五三六 (P C 鋼線及び P C 鋼よ り線) 一九九九、 J I S G三一〇九 (P C 鋼棒) 一九九四若しくは J I S G三一 三七 (細径異形 P C 鋼棒) 一九九四に定め る方法によるか又はこれらと同等以上に耐力 又は ・二パーセント永久伸びに対する荷重 、引張強さ又は引張荷重、伸び及びリラクセ ーションを測定できる方法によること。
--	-------------	---------------------	-----------------------------	--	--

	八〇十 (略)	八・二 (略) 八〇十 (略)			
--	------------	--------------------	--	--	--

<p>含有量の基 化学成分の 必要とする 保する上で の性能を確 ほが、固有 化学成分の これらの と。</p>	<p>二 棒鋼の場合 は、P、 S及びCu の化学成分 の含有量の 基準値が、 単一鋼線又 は鋼より線 の場合は、 これらを構 成する素線 についてC 、Si、Mn 、P、S及 びCuの化 学成分の含 有量の基準 値が定めら れているこ と。</p> <p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上 に化学成分の含有量を測定できる方法によるこ と。</p> <p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法 は、JIS G 3133(鋼材の検査通則) によること。</p> <p>ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び 分析方法のいずれかによること。</p> <p>(1) JIS G 2221(鉄及び鋼 炭素定 量方法) 一九九五</p> <p>(2) JIS G 2222(鉄及び鋼 けい素 定量方法) 一九九七</p> <p>(3) JIS G 2223(鉄及び鋼中のマン ガン定量方法) 一九八一</p> <p>(4) JIS G 2224(鉄及び鋼 リン定 量方法) 一九九八</p> <p>(5) JIS G 2225(鉄及び鋼 硫黄定 量方法) 一九九四</p> <p>(6) JIS G 2229(鉄及び鋼 銅定量 方法) 一九九七</p> <p>(7) JIS G 2253(鉄及び鋼 スパ イクル放射光分光分析方法) 一九九五</p> <p>(8) JIS G 2256(鉄及び鋼 蛍光X 線分析方法) 一九九七</p> <p>(9) JIS G 2257(鉄及び鋼 原子吸 光分析方法) 一九九四</p>
--	---

<p>三 緊張材の形状、寸法及び公称断面積の基準値（単一鋼線又は鋼より線にあつてはこれらに加え単位質量）が定められてい</p>	<p>三 次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に緊張材の形状、寸法、公称断面積及び単位質量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 形状及び寸法の測定は次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 棒鋼及び単一鋼線の測定は、任意の箇所</p> <p>の同一断面における最大径と最小径を測定すること。</p> <p>(2) 鋼より線の測定は、任意の箇所</p> <p>の外接円の最大径と最小径を測定すること。</p> <p>ロ 断面積はイで測定した形状及び寸法（鋼より線にあつては、更に素線の断面積）より算定すること。</p>
<p>ハ 単位質量の測定は、次のいずれかの方法によること。</p> <p>(1) 断面積に対して、密度を乗じて求めること。</p> <p>(2) 1トン以上の供試材をまとめて計量した実測質量を全供試材の長さの総和で除した値を単位質量とすること。</p>	<p>ハ 単位質量の測定は、次のいずれかの方法によること。</p> <p>(1) 断面積に対して、密度を乗じて求めること。</p> <p>(2) 1トン以上の供試材をまとめて計量した実測質量を全供試材の長さの総和で除した値を単位質量とすること。</p>

	<p>四 構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物がないこと。</p>	<p>第一第二十二号に掲げる建築物</p>
<p>四 目視によって行うこと。</p>	<p>一 軽量気泡コンクリートの原料、補強材、防錆材その他の使用材料が定められていること。</p>	<p>二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。</p>
	<p>二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A 5416（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七によるか又はこれと同等以上に（3）欄の基準値を測定できる方法によること。</p>	<p>二 各部の形状、寸法及び寸法精度の測定は、JIS A 5416（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七によるか又はこれと同等以上に（3）欄の基準値を測定できる方法によること。</p>

<p>三 圧縮強度及び密度の基準値が定められていないこと。</p>	<p>三 JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七の圧縮強度及び密度の試験方法によるか又はこれと同等以上に(3)欄の基準値を測定できる方法によること。</p>
<p>四 乾燥収縮率の基準値が定められていること。</p>	<p>四 JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七の乾燥収縮率の試験方法によるか又はこれと同等以上に(3)欄の基準値を測定できる方法によること。</p>
<p>五 曲げひび割れ荷重の下限値を加えたときのたわみの基準値が定められていること。</p>	<p>五 JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七の曲げ強さの試験方法によるか又はこれと同等以上に(3)欄の基準値を測定できる方法によること。</p>
<p>六 構造耐力上有害な亀裂、気泡のむら、欠け、反りその他の欠陥がないこと。</p>	<p>六 目視によって行うこと。</p>

別表第三（検査項目及び検査方法）

建築材料 の区分	(略)	(略)	(略)
建築材料	第一第二 十一号に 掲げる建 築材料	第一第二 十一号に 掲げる建 築材料	第一第二 十一号に 掲げる建 築材料
検査項目	別表第二(三) 欄に規定する 品質基準のす べて	別表第二(三) 欄に規定する 品質基準のす べて	別表第二(三) 欄に規定する 品質基準のす べて
検査方法	別表第二(は) 欄に規定する測定方法等によつ て行う。ただし、組成の検査は、資材の受け 入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試 験証明書等の書類によつて行ってよい。	別表第二(は) 欄に規定する測定方法等によつ て行う。ただし、組成の検査は、資材の受け 入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試 験証明書等の書類によつて行ってよい。	別表第二(は) 欄に規定する測定方法等によつ て行う。

別表第三（検査項目及び検査方法）

建築材料 の区分	(略)	(略)	(略)
検査項目	(略)	(略)	(略)
検査方法	(略)	(略)	(略)

改正案

現行告示

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第百三十九条第一項第四号イ(同令第四百十条第二項、第四百十一条第二項及び第四百三十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第四百四十二条第一項第五号の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの安全性を確かめるための構造計算の基準を第一から第三までに定め、同令第百三十九条第一項第三号(同令第四百十条第二項、第四百十一条第二項及び第四百三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、高さ六十メートルを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を第四に定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)(第百二十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等)以下「煙突等」という。)(の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 煙突等の風圧力に関する構造計算は、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

二 煙突等の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。ただし、煙突等の規模又は構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第百三十九条第三項(同令第四百十条、第四百十一条第二項、第四百四十二条及び第四百三十三条において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)(第百二十八条第一項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等(以下「煙突等」という。)の風圧力に関する構造計算は、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

二 煙突等の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。

を計算して構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

イ (略)

ロ 煙突等の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、煙突等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。

(式 略)

第二 令第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる広告塔又は高架水槽等並びに同条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「広告塔等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 広告塔等の構造上主要な部分の各部分に生ずる力を、次の表に掲げる式によつて計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合
略	略	略	略

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 広告塔等の固定荷重によつて生ずる力

イ (略)

ロ 煙突等の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、煙突等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。ただし、煙突等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができ。

(式 略)

第二 令第三百三十八条第一項第三号及び第四号並びに第二項第一号に掲げる広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「工作物等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 工作物等の構造耐力上主要な部分の各部分に生ずる力を、次の表に掲げる式によつて計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合
略	略	略	略

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 工作物等の固定荷重によつて生ずる力

P 広告塔等の積載荷重によって生ずる力
 S 令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力
 W 令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力（この場合において、「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「広告塔等の地盤面からの高さ」と読み替えるものとする。）
 K 地震力によって生ずる力（この場合において、地震力は、次の式によって計算した数値とするものとする。ただし、広告塔等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。）
 （式略）

- 二 前号の規定により計算した構造上主要な部分の各部分に生ずる力に対し、構造耐力上安全であることを確かめること。
- 三 広告塔等の地下部分については、第一第二号口の基準を準用する。
- 第三 令第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第七条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は実験その他の特別な研究による場合にあつては、この限りでない。
 - 一 宅地造成等規制法施行令第六条第一項各号のいずれかに該当するがけ面に設ける擁壁
 - 二・三 （略）
 - 四 宅地造成等規制法施行令第十四条の規定に基づき、同令第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁

第四 煙突等及び広告塔等のうち高さが六十メートルを超えるものの構造計算の基

P 工作物等の積載荷重によって生ずる力
 S 令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力
 W 令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力（この場合において、「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「工作物等の高さ」と読み替えるものとする。）
 K 地震力によって生ずる力（この場合において、地震力は、次の式によって計算した数値とするものとする。ただし、工作物等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。）
 （式略）

- 二 前号の規定によって計算した構造耐力上主要な部分の各部分に生ずる力に対し、構造耐力上安全であることを確かめること。
- 三 工作物等の地下部分については、第一第二号口の基準を準用する。
- 第三 令第三百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第七条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。
 - 一 宅地造成等規制法施行令第五条第一項各号の「」に該当するがけ面に設ける擁壁
 - 二・三 （略）
 - 四 宅地造成等規制法施行令第十五条の規定に基づき、同令第六条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁

準は、平成十二年建設省告示第四百六十一号（第一号八、第二号ロ及び第八号を除く。）に掲げる基準によることとする。この場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるものとする。

改 定 案		現 行	
<p>建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合 及びその確認方法を定める件</p>		<p>建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合 及びその確認方法を定める件</p>	
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条第四号の規定に基づき、建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法を次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起こらないことを検証することが必要な場合は、次の表に掲げる建築物の部分であつて、当該部分に応じて次の表に掲げる条件式を満たす場合以外の場合とする。</p>		<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条第四号の規定に基づき、建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法を次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起こらないことを検証することが必要な場合は、建築物の部分に応じて次の表に掲げる条件式を満たす場合以外の場合とする。</p>	
鉄筋コンクリート造	（略）	鉄筋コンクリート造	（略）
木造	（略）	木造	（略）
鉄骨造	<p>デッキプレート版（床版としたもの）のうち平成十四年国土交通省告示第二百二十六号の規定に適合するものに限る。 （以下同じ。）</p>	鉄骨造	はり
	はり		はり
	$\frac{D}{l} > \frac{1}{15}$		$\frac{D}{l} > \frac{1}{15}$
	$\frac{1}{l} > \frac{1}{25}$		$\frac{1}{l} > \frac{1}{25}$
	（略）		（略）
	（略）		（略）

鉄骨鉄筋コンクリート造	はり	$\frac{D}{l} > \frac{1}{12}$
アルミニウム合金造	はり	$\frac{D}{l} > \frac{1}{10}$
軽量気泡コンクリートパネルを用いた構造	床版	$\frac{t}{l} > \frac{1}{25}$ $\frac{t}{l_x}$

この表において、 t 、 l 、 D 及び l_x は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t 床版の厚さ（単位 ミリメートル）

l_x 床版の短辺方向の有効長さ（デッキプレート版又は軽量気泡コンクリートパネルにあつては、支点間距離）（単位 ミリメートル）

D はりのせい（単位 ミリメートル）

l はりの有効長さ（単位 ミリメートル）

第二 令第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起こらないことを確認する方法は、次のとおりとする。

一（略）

二 前号で求めたたわみの最大値に、構造の形式に応じて次の表に掲げる長期間の荷重により変形が増大することの調整係数（以下「変形増大係数」という。）を乗じ、更に当該部材の有効長さで除して得た値が二百五十分の一以下であることを確認すること。ただし、変形増大係数を載荷実験により求めた場合にあつては、当該数値を用いることができる。

構造の形式	変形増大係数
-------	--------

鉄骨鉄筋コンクリート造	はり	$\frac{D}{l} > \frac{1}{12}$
-------------	----	------------------------------

この表において、 t 、 l 、 D 及び l_x は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t 床版の厚さ（単位 ミリメートル）

l_x 床版の短辺方向の有効長さ（単位 ミリメートル）

D はりのせい（単位 ミリメートル）

l はりの有効長さ（単位 ミリメートル）

第二 令第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起こらないことを確認する方法は、次のとおりとする。

一（略）

二 前号で求めたたわみの最大値に、構造の形式に応じて次の表に掲げる長期間の荷重により変形が増大することの調整係数（以下「変形増大係数」という。）を乗じ、更に当該部材の有効長さで除して得た値が二百五十分の一以下であることを確認すること。ただし、変形増大係数を載荷実験により求めた場合にあつては、当該数値を用いることができる。

構造の形式	変形増大係数
-------	--------

造	軽量気泡コンクリートパネルを用いた構	アルミニウム合金造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
				(略)	(略)	(略)
一・六		一	四	(略)	一(デッキプレート版にあつては、一・五)	(略)

	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
			(略)	(略)
	四	(略)	一	(略)

改正案	現行告示
<p>超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条第一項第四号の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造計算を行うこと。</p> <p>イハ (略)</p> <p>ニ イから八までに規定する構造計算は、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減して行うことができる。この場合において、その出入口又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 建築物に作用する地震力について次に定める方法による構造計算を行うこと。ただし、地震の作用による建築物への影響が暴風、積雪その他の地震以外の荷重及び外力の作用による影響に比べ小さいことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。この場合において、建築物の規模及び形態に応</p>	<p>超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条の二の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減することができるものとする。</p> <p>イハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 建築物に作用する地震力について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、建築物の規模及び形態に応じた上下方向の地震動、当該地震に直交する方向の水平動、地震動の位相差及び鉛直方向の荷重に対する水平方向の変形の影響等を適切に考慮すること。</p>

じた上下方向の地震動、当該地震に直交する方向の水平動、地震動の位相差及び鉛直方向の荷重に対する水平方向の変形の影響等を適切に考慮すること。

イハ（略）

ニ イからハまでの規定は、建築物が次に掲げる基準に該当する場合にあっては、適用しない。

(1) 地震が応答の性状に与える影響が小さいものであること。

(2) イに規定する稀に発生する地震動と同等以上の効力を有する地震力に よつて建築物が損傷しないことを確かめたものであること。

(3) イに規定する極めて稀に発生する地震動と同等以上の効力を有する地震力によつて建築物が倒壊、崩壊等しないことを確かめたものであること。

五ハ（略）

九 前各号の構造計算が、次に掲げる基準に適合していることを確かめること。

イ 建築物のうち令第三章第三節から第七節の二までの規定に該当しない構造方法とした部分（当該部分が複数存在する場合にあつては、それぞれの部分）について、当該部分の耐力及び靱性その他の建築物の構造特性に影響する力学特性値が明らかであること。

ロ イの力学特性値を確かめる方法は、次のいずれかに定めるところによること。

(1) 当該部分及びその周囲の接合の実況に応じた加力試験

(2) 当該部分を構成するそれぞれの要素の剛性、靱性その他の力学特性値及び要素相互の接合の実況に応じた力及び変形の釣合いに基づく構造

イハ（略）

五ハ（略）

計算

八 構造計算を行うに当たり、構造耐力に影響する材料の品質が適切に考慮
されていること。

改 定 案

現 行 告 示

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第九十条、第九十二条、第九十六条及び第九十八条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第九十条、第九十二条、第九十六条及び第九十八条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。

第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

炭素鋼	構造用 鋼材	(略)	(略)	(略)
		SDP-T SDP-TG	鋼材の厚さが四十三ミリメートル以下のもの	二〇五
ステン レス鋼	構造用 鋼材	SUS三〇四A SUS三二六A SDP四 SDP五 SUS三〇四N1A SDP六	(略)	二三五 二三五 三三五

炭素鋼	構造用 鋼材	(略)	(略)	(略)
		SDP-T	鋼材の厚さが四十三ミリメートル以下のもの	二〇五
ステン レス鋼	構造用 鋼材	SUS三〇四A SUS三二六A SUS三〇四N1A	(略)	二三五 二三五 三三五

	(略)	(略)	この表において、SKK四〇〇及びSKK四九〇は、JIS A五五一五（鋼管ぐい）一九九四に定めるSKK四〇〇及びSKK四九〇を、SHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mは、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一九九四に定めるSHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mを、SS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇は、JIS G三二〇一（一般構造用圧延鋼材）一九九五に定めるSS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇を、SM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇C、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cは、JIS G三二〇六（溶接構造用圧延鋼材）一九九九に定めるSM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇	構造用ケーブル	ボルト A二五〇 A四五〇
	(略)	(略)			

	(略)	(略)	この表において、SKK四〇〇及びSKK四九〇は、JIS A五五一五（鋼管ぐい）一九九四に定めるSKK四〇〇及びSKK四九〇を、SHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mは、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一九九四に定めるSHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mを、SS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇は、JIS G三二〇一（一般構造用圧延鋼材）一九九五に定めるSS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇を、SM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇C、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cは、JIS G三二〇六（溶接構造用圧延鋼材）一九九九に定めるSM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇	ボルト A二五〇
	(略)	(略)		

OC、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cを、SMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇BP、SMA四〇〇CW、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPは、JIS G三一一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八に定めるSMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇BP、SMA四〇〇CP、SMA四〇〇CW、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPを、SN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cは、JIS G三一一六（建築構造用圧延鋼材）一九九四に定めるSN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cを、SNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bは、JIS G三一一八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六に定めるSNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bを、SGH四〇〇、SGC四〇〇、SGH四九〇及びSGC四九〇は、JIS G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八に定めるSGH四〇〇、SGC四〇〇、SGH四九〇及びSGC四九〇を、CGC四〇〇及びCGC四九〇は、JIS G三三一一（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九四に定めるCGC四〇〇及びCGC四九〇を、SGLH四〇〇、SGLC四〇〇、SGLH四九〇及びSGLC四九〇は、JIS G三三二一（溶融五十五パーセントアルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）一九九八に定めるSGLH四〇〇、SGLC四〇〇、SGLH四九〇及びSGLC四九〇を、CGLC四〇〇及びCGLC四九〇は、JIS G三三二二（塗装溶融五十五パーセントアルミニウム 亜鉛合金め

OC、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cを、SMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇BP、SMA四〇〇CW、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPは、JIS G三一一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八に定めるSMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇BP、SMA四〇〇CP、SMA四〇〇CW、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPを、SN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cは、JIS G三一一六（建築構造用圧延鋼材）一九九四に定めるSN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cを、SNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bは、JIS G三一一八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六に定めるSNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bを、SGH四〇〇、SGC四〇〇、SGH四九〇及びSGC四九〇は、JIS G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八に定めるSGH四〇〇、SGC四〇〇、SGH四九〇及びSGC四九〇を、CGC四〇〇及びCGC四九〇は、JIS G三三一一（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九四に定めるCGC四〇〇及びCGC四九〇を、SGLH四〇〇、SGLC四〇〇、SGLH四九〇及びSGLC四九〇は、JIS G三三二一（溶融五十五パーセントアルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）一九九八に定めるSGLH四〇〇、SGLC四〇〇、SGLH四九〇及びSGLC四九〇を、CGLC四〇〇及びCGLC四九〇は、JIS G三三二二（塗装溶融五十五パーセントアルミニウム 亜鉛合金め

き鋼板及び鋼帯) 一九九八に定めるCGLC四〇〇及びCGLC四九〇を、SSC四〇〇は、JIS G三三五〇(一般構造用軽量形鋼) 一九八七に定めるSSC四〇〇を、SDP一T、SDP二TG、SDP二、SDP二G、SDP三、SDP四、SDP五及びSDP六は、JIS G三三三二(デッキプレート) 二〇〇三に定めるSDP一T、SDP二TG、SDP二、SDP二G、SDP二G、SDP三、SDP四、SDP五及びSDP六を、SWH四〇〇及びSWH四〇〇Lは、JIS G三三三三(一般構造用溶接軽量H形鋼) 一九九〇に定めるSWH四〇〇を、STK四〇〇及びSTK四九〇は、JIS G三三三三(一般構造用炭素鋼管) 一九九四に定めるSTK四〇〇及びSTK四九〇を、STKR四〇〇及びSTKR四九〇は、JIS G三三三三(一般構造用炭素鋼管) 一九九四に定めるSTK四〇〇及びSTK四九〇を、STKR四〇〇及びSTKR四九〇を、STKN四〇〇W、STKN四〇〇B及びSTKN四九〇Bを、四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八は、JIS B一〇五一(炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 第一部: ボルト、ねじ及び植込みボルト) 二〇〇〇に定める強度区分である四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八を、SC四八〇は、JIS G五一〇一(炭素鋼鋳鋼品) 一九九一に定めるSC四八〇を、SCW四一〇及びSCW四八〇は、JIS G五一〇二(溶接構造用鋳鋼品) 一九九一に定めるSCW四一〇及びSCW四八〇を、SCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇CFは、JIS G五一〇一(溶接構造用遠心力鋳鋼管) 一九九一に定めるSCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇CFを、SUS三〇四A、SUS三二六A、SUS三〇四N二A及びSSCS一三A A CFは、JIS G四三二二(建築構造用ステン

き鋼板及び鋼帯) 一九九八に定めるCGLC四〇〇及びCGLC四九〇を、SSC四〇〇は、JIS G三三五〇(一般構造用軽量形鋼) 一九八七に定めるSSC四〇〇を、SDP一T、SDP二、SDP二G及びSDP三は、JIS G三三三二(デッキプレート) 一九七九に定めるSDP一T、SDP二、SDP二G及びSDP三を、SWH四〇〇及びSWH四〇〇Lは、JIS G三三三三(一般構造用溶接軽量H形鋼) 一九九〇に定めるSWH四〇〇を、STK四〇〇及びSTK四九〇は、JIS G三三三三(一般構造用炭素鋼管) 一九九四に定めるSTK四〇〇及びSTK四九〇を、STKR四〇〇及びSTKR四九〇は、JIS G三三三三(一般構造用炭素鋼管) 一九九四に定めるSTKR四〇〇及びSTKR四九〇を、STKN四〇〇W、STKN四〇〇B及びSTKN四九〇Bを、四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八は、JIS B一〇五一(炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 第一部: ボルト、ねじ及び植込みボルト) 二〇〇〇に定める強度区分である四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八を、SC四八〇は、JIS G五一〇一(炭素鋼鋳鋼品) 一九九一に定めるSC四八〇を、SCW四一〇及びSCW四八〇は、JIS G五一〇二(溶接構造用鋳鋼品) 一九九一に定めるSCW四一〇及びSCW四八〇を、SCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇CFは、JIS G五一〇一(溶接構造用遠心力鋳鋼管) 一九九一に定めるSCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇CFを、SUS三〇四A、SUS三二六A、SUS三〇四N二A及びSSCS一三A A CFは、JIS G四三二二(建築構造用ステンレス鋼材) 二〇〇〇に定めるSUS三〇四A、SUS三二六A、SUS三〇四N二A及びSSCS

レス鋼材) 一〇〇〇に定めるSUS三〇四A、SUS三二六A、SUS三〇四N二A及びSCCS一三AA、CFを、A二五〇及びA四五〇は、JIS B一〇五四 一(耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的性質 第一部ボルト、ねじ及び植込みボルト) 一〇〇一に定めるA二五〇及びA四五〇を、SR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三一一二(鉄筋コンクリート用棒鋼) 一九八七に定めるSR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇を、SR二三五及びSDR二三五及びSDR二三五は、JIS G三一一七(鉄筋コンクリート用再生棒鋼) 一九八七に定めるSRR二三五及びSDR二三五を、それぞれ表すものとする。以下第二の表において同様とする。

二・三 (略)

第二 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値(異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合には、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第四第一号本文及び第二号において同じ。)とする。

炭素鋼	鋼材の種類及び品質		基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
	構造用鋼材	(略)	
	SDP-T	鋼材の厚さが四十三ミリメートル以下のもの	(略)
	SDP-TG		二〇五

一三AA、CFを、A二五〇は、JIS B一〇五四(ステンレス鋼製耐食ねじ部品の機械的性質) 一九九五に定めるA二五〇を、SR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三一一二(鉄筋コンクリート用棒鋼) 一九八七に定めるSR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇を、SRR二三五及びSDR二三五は、JIS G三一一七(鉄筋コンクリート用再生棒鋼) 一九八七に定めるSRR二三五及びSDR二三五を、それぞれ表すものとする。以下第二の表において同様とする。

二・三 (略)

第二 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値(異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合には、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第四第一号本文及び第二号において同じ。)とする。

炭素鋼	鋼材の種類及び品質		基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
	構造用鋼材	(略)	
	SDP-T	鋼材の厚さが四十三ミリメートル以下のもの	(略)
			二〇五

第三・第四 (略) 二 (略)

(略)	ステンレス鋼		(略)	(略)	(略)	(略)
	鑄鋼	鋼材 構造用				
(略)	(略)	SUS304N1A SDP六	SUS316A SDP四	(略)	(略)	三三五
(略)	(略)			(略)	(略)	二三五
(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

第三・第四 (略) 二 (略)

(略)	ステンレス鋼		(略)	(略)	(略)	(略)
	鑄鋼	鋼材 構造用				
(略)	(略)	SUS304N1A	SUS316A SDP四	(略)	(略)	三三五
(略)	(略)			(略)	(略)	二三五
(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

改 正 案	現 行
<p>土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件</p> <p>第一 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ <u>土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知事が定めた急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ <u>土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知事が定めた急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ</u> (当該高さが外壁等の高さを超える場合) 又は外壁等の高さ</p> <p>五 (略)</p> <p>六 土石流の高さ <u>土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知事が定めた土石流による最大の力が建築物に作用する場合の土石流</u></p>	<p>土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件</p> <p>第一 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ <u>土石等の移動による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ <u>土石等の堆積による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ</u> (当該高さが外壁等の高さを超える場合) 又は外壁等の高さ</p> <p>五 (略)</p> <p>六 土石流の高さ <u>土石流による最大の力が建築物に作用する場合の土石流の高さ</u> (当該高さが外壁等の高さを超える場合) 又は外壁等の高さ</p>

の高さ（当該高さが外壁等の高さを超える場合にあっては外壁等の高さ）

七（略）

八 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の高さ 土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知事が定めた地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の堆積による力が建築物に作用する場合の土石等の高さ（当該高さが外壁等の高さを超える場合には外壁等の高さ）

第二（略）

一 次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法

イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1)（略）

(2) 控壁の構造方法

() () () () () () (略)

外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の

断面積の和を、次の表二の数値以上とすること。

表二

急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ（単位メートル）	急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ（単位メートル）	縦筋の断面積の和（単位平方ミリメートル）
------------------------------	------------------------------	----------------------

壁等の高さ）

七（略）

八 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の高さ 地滑り地塊の滑りによる土石等の堆積による力が建築物に作用する場合の土石等の高さ

第二（略）

一 次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法

イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1)（略）

(2) 控壁の構造方法

() () () () () () (略)

長さ一メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表二の数値以上とすること。

表二

急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ（単位メートル）	急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ（単位メートル）	縦筋の断面積の和（単位平方ミリメートル）
------------------------------	------------------------------	----------------------

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

() に定めるもののほか、補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を三十センチメートル以下の間隔で縦横に配置すること。

- ()
- ()
- ()
- (略)

口 (略)

八 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、平成十三年国土交通

省告示第十二十六号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1)・(2) (略)

(3) 基礎の構造方法

第一号口(4)に定める構造方法とすること。

二 (略)

第三 (略)

一 次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法

イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

() 補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を三十センチメートル以下の間隔で横に配置すること。

- ()
- ()
- (略)

口 (略)

八 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、昭和五十八年建設省

告示第千三百十九号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1)・(2) (略)

(3) 基礎の構造方法

第二号口(4)に定める構造方法とすること。

二 (略)

第三 (略)

一 次のイ又はロのいずれかに該当する構造方法

イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

- (1) (略)
- (2) 控壁の構造方法
- () () (略)
- 外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の断面積の和を、次の表十の数値以上とすること。

表十

土石流の高さ(単位 メートル)	縦筋の断面積の和(単位 平方ミリメートル)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

- () (略)
- (3) (略)
- 口 (略)
- 八 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、平成十三年国土交通省告示第十二十六号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの
- (1) (略)
- (3) (略)
- 二 (略)

- (1) (略)
- (2) 控壁の構造方法
- () () (略)
- 長さ一メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表十の数値以上とすること。

表十

土石流の高さ(単位 メートル)	縦筋の断面積の和(単位 一メートルにつき平方ミリメートル)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

- () (略)
- (3) (略)
- 口 (略)
- 八 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、昭和五十八年建設省告示第千三百十九号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの
- (1) (略)
- (3) (略)
- 二 (略)

第四 (略)

一 次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法

イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1) (略)

(2) 控壁の構造方法

(略)

() () (略) 外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の断面積の和を、次の表十六の数値以上とすること。

表十六

地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の高さ(単位 メートル)	縦筋の断面積の和(単位 平方ミリメートル)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(3) (略)
口 (略)

ハ 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、平成十三年国土交通省告示第十二十六号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩

第四 (略)

一 次のイ又はロのいずれかに該当する構造方法

イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1) (略)

(2) 控壁の構造方法

(略)

() () (略) 長さ一メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表十六の数値以上とすること。

表十六

地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の高さ(単位 メートル)	縦筋の断面積の和(単位 一メートルにつき平方ミリメートル)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(3) (略)
口 (略)

ハ 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、昭和五十八年建設省告示第千三百十九号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩

<p>壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される 外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第五 (略)</p>	<p>壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される 外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第五 (略)</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集材材及び構造用単板積層材（以下「集材材等」という。）の繊維方向、集材材等のめりこみ及び集材材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目の断断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート</p>	<p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集材材及び構造用単板積層材（以下「集材材等」という。）の繊維方向、集材材等のめりこみ及び集材材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目の断断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート</p>

ト組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、丸鋼とコンクリートの付着の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タップピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目のど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタップピンねじ又はドリリングタップピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度、あと施工アンカーの接合

組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タップピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目のど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタップピンねじ又はドリリングタップピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める

部の引張り及びせん断の材料強度、丸鋼とコンクリートの付着の材料強度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。

第一 特殊な許容応力度

一〇十四（略）

十五 丸鋼とコンクリートの付着の許容応力度は、丸鋼の使用位置及び令第七十四条第一項第二号に規定するコンクリートの設計基準強度（以下「設計基準強度」という。）に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値としなければならない。ただし、コンクリート中に設置した丸鋼の引抜きに関する実験によって付着強度を確認した場合においては、当該付着強度の三分の一の数値とすることができる。

丸鋼の使用位置	長期に生ずる力に対する付着の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	
	はりの上端	はりの下端
	$\frac{1}{4} \sqrt{f_{ctd}}$ 又は 0.9 のうちいずれか小さい数値	$\frac{1}{4} \sqrt{f_{ctd}}$ 又は 0.9 のうちいずれか小さい数値

第一 特殊な許容応力度

一〇十四（略）

		値	の二倍とする。
(二)	(一)に示す位置以外の位置	($\sigma/100$) σ 又は 1.15	
	置	のうちいずれか小さい数值	
この表において、 σ は、設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。			

十六 (略)

十七 緊張材の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

緊張材の種類	長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
径が十三ミリメートル以下のねじ切り鋼棒	$0.65F_u \pm 0.75F_y$ のうちいずれか小さい数值	$0.9F_y$
その他の緊張材	$0.7F_u \pm 0.8F_y$ のうちいずれか小さい数值	
この表において、 F_u 及び F_y は、それぞれ次の表に掲げる引張強さ及び耐力を表すものとする。ただし、法第三十七条第一号の国土交		

十五 (略)

通大臣の認定を受けた緊張材の引張強さ及び耐力は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

緊張材の種類及び品質		引張強さ(単位)	耐力(単位)
丸線及び 異形線 S W P R A N、 S W P R A L、 S W P D N、S W P D L S W P R B N、 S W P R B L	径が五ミリメートルのもの	一、六二〇	一、四二〇
	径が七ミリメートルのもの	一、五一五	一、三二五
	径が八ミリメートルのもの	一、四七〇	一、二七五
	径が九ミリメートルのもの	一、四二〇	一、二二五
	径が五ミリメートルのもの	一、七二〇	一、五二〇
	径が七ミリメートルのもの	一、六一五	一、四二五
	径が八ミリメートルのもの	一、五七〇	一、三七五
つきニュートン （メートル）			

		線					線			線									
		七本より					三本より			二本より									
七 B N、	S W P R					七 A L	S W P R	七 A N、	S W P R	L	W P D 三	三 N、 S	S W P D	L	W P R 二	二 N、 S	S W P R		
一 ト ル 七 本 よ	九 ・ 五 ミ リ メ	よ り	メ 一 ト ル 七 本	十 五 ・ 二 ミ リ	よ り	メ 一 ト ル 七 本	十 二 ・ 四 ミ リ	り	一 ト ル 七 本 よ	十 ・ 八 ミ リ メ	り	一 ト ル 七 本 よ	九 ・ 三 ミ リ メ	り	一 ト ル 三 本 よ	二 ・ 九 ミ リ メ	り	一 ト ル 二 本 よ	二 ・ 九 ミ リ メ
	一、 八 六 〇			一、 七 三 〇			一、 七 二 〇			一、 七 二 〇			一、 九 二 五					一、 九 三 〇	
	一、 五 八 〇			一、 四 七 〇			一、 四 六 〇			一、 四 六 〇			一、 七 〇 五					一、 七 一 〇	

		十九本より線		十九L		十九N、SWPR		七BL		SWPR	
九本より	リメートル十	二十一・八三〇	一、八三〇	二十一・八三〇	一、五八〇	本より	メートル十九	本より	メートル七本より	十一・一ミリ	一、八六〇
				二十・三ミリ	一、八二五					メートル七本より	一、五九〇
				本より			メートル十九				
				九・三ミリ	一、八五〇						
				本より							
				七・八ミリ	一、八五五						
				メートル七本より							
				十五・二ミリ	一、八八〇						
				本より							
				メートル七本より							
				十二・七ミリ	一、八五〇						
				本より							
				メートル七本より							
				十五・二ミリ	一、六〇〇						
				本より							
				メートル七本より							
				十二・七ミリ	一、五八〇						
				本より							
				メートル七本より							
				十一・一ミリ	一、八六〇						
				七BL							
				SWPR							

鋼 棒																									
												P C 鋼 棒													
細 徑 異 形 P C 鋼 棒																									
/	N (L)	S B P D	/	N (L)	S B P D	1080	N (L)	S B P D	1080	/	S B P R	930	/	S B P R	930	/	S B P R	785	/	S B P R	1030				
		1420																							
		1275																							
P C 鋼 棒						の もの									の もの						九本より	径が四〇ミリ メートル以下	径が十三ミリ メートル以下	リ メ ー ト ル 十	二 十 八 ・ 六 ミ リ
		一、 四二〇																					一、 七八〇		
		一、 二七五																					一、 五二五		

は、それぞれ JIS G 三三五六 (P C 鋼線及び P C 鋼より線)

この表において、単一鋼線、鋼より線で示される緊張材の種類

一九九九に定める緊張材の種類を、PC鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G三一〇九(PC鋼棒) 一九九四に定める緊張材の種類を、細径異形PC鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G三一三七(細径異形PC鋼棒) 一九九四に定める緊張材の種類をそれぞれ表すものとする。

十八 軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度にあつては、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	圧縮	せん断	短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	圧縮	せん断
	一・三	〇・〇八		二・〇	〇・二二

第二 特殊な材料強度

一〇十三 (略)

十四 丸鋼とコンクリートの付着の材料強度は、第一第十五号の表に規定する長期に生ずる力に対する付着の許容応力度の数値の三倍の数値

第二 特殊な材料強度

一〇十四 (略)

としなければならない。

十五 (略)

十六 緊張材の材料強度は、第一第十七号の表に規定する耐力の数値に
よらなければならない。

十七 軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの
圧縮及びせん断の材料強度は、第一第十八号の表に規定する短期に生
ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の一・五倍としなければならない。
ない。

第三 基準強度

一～三 (略)

四 第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数値
とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた
ターンバックルの基準強度にあつては、その品質に応じてそれぞれ国
土交通大臣が指定した数値とする。

品 質	基準強度(単位 一平方ミリメートル につきニュートン)
ターンバックル	二三五
この表において、ターンバックルは、日本工業規格(以下「JIS」という。) A五五四〇(建築用ターンバックル) 二二〇〇三 、JIS A五五四一(建築用ターンバックル胴) 二二〇〇三及び JIS A五五四二(建築用ターンバックルボルト) 二二〇〇三に 規定するターンバックルを表すものとする。	

十四 (略)

第三 基準強度

一～三 (略)

四 第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数値
とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた
ターンバックルの基準強度にあつては、その品質に応じてそれぞれ国
土交通大臣が指定した数値とする。

品 質	基準強度(単位 一平方ミリメートル につきニュートン)
ターンバックル	二三五
この表において、ターンバックルは、日本工業規格(以下「JIS」という。) A五五四〇(建築用ターンバックル) 一九八二 、JIS A五五四一(建築用ターンバックル胴) 一九九三及び JIS A五五四二(建築用ターンバックルボルト) 一九九三に 規定するターンバックルを表すものとする。	

五
八
(略)

五
八
(略)

改正案	現行告示
<p>構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件</p> <p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）により設けられるものを用いる場合における国土交通大臣が定める技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がな</p>	<p>構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件</p> <p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）により設けられるものを用いる場合における国土交通大臣が定める技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない</p>

いものとしなければならない。

五 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

耐力壁の種類		倍率
(一)	(略)	三
(二)	(略)	(略)

い。

五 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

耐力壁の種類		倍率
(一)	(略)	三
(二)	(略)	(略)

<p>(三) 構造用せっこうボードA種（JIS A六九〇一）（せっこうボード製品）（二〇〇五に規定する構造用せっこうボードA種をいう。以下同じ。）（のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁）</p>	<p>(四) 構造用せっこうボードB種（JIS A六九〇一）（せっこうボード製品）（二〇〇五に規定する構造用せっこうボードA種をいう。以下同じ。）（のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はフレキシブル板）（JIS A五四三〇（繊維強化セメント板）（二〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。）（のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁）</p>	<p>(五) 強化せっこうボード（JIS A六九〇一）（せっこうボード製品）（二〇〇五に規定する強化せっこうボードをいう。以下同じ。）（のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁）</p>	<p>(六) せっこうボード（JIS A六九〇一）（せっこうボード製品）（二〇〇五に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。）（のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシーリングボード）（JIS A五九〇五（繊維板）（一九九四に規定するシーリングボードをいう。以下同じ。）（のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁）</p>
<p>一・七</p>	<p>一・五</p>	<p>一・三</p>	<p>一</p>

<p>(三) フレキシブル板（JIS A五四三〇（繊維強化セメント板）（二〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。）（のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁）</p>	<p>(四) せっこうボード（JIS A六九〇一）（せっこうボード製品）（一九九四に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。）（のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシーリングボード）（JIS A五九〇五（繊維板）（一九九四に規定するシーリングボードをいう。以下同じ。）（のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁）</p>	
<p>一・五</p>	<p>一</p>	

表一		二	
(二)	(一)	(九)	(七)
(略)	(略)	<p>厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁</p> <p>(一)から(七)までに掲げる耐力壁と(八)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁</p>	<p>(一)から(六)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁</p>
(略)	(略)	<p>(一)から(七)までのそれぞれの数値と(八)の数値との和(五)を超えるときは、五</p>	<p>(一)から(六)までのそれぞれの数値と(一)から(六)までのそれぞれの数値との和(五)を超えるときは、(五)</p>
耐力壁の種類		倍率	

表一		二	
(二)	(一)	(七)	(五)
(略)	(略)	<p>厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁</p> <p>(一)から(五)までに掲げる耐力壁と(六)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁</p>	<p>(一)から(四)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁</p>
(略)	(略)	<p>(一)から(五)までのそれぞれの数値と(六)の数値との和(五)を超えるときは、五</p>	<p>(一)から(四)までのそれぞれの数値と(一)から(四)までのそれぞれの数値との和(五)を超えるときは、(五)</p>
耐力壁の種類		倍率	

(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)
厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	強化せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシーリングボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上）を片側全面に打ち付けた耐力壁	構造用せつこうボードA種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	（略）	（略）
〇・五	—	一・三	一・五	一・七	（略）	（略）

(七)	(六)		(五)		(四)	(三)
厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	シーリングボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上）を片側全面に打ち付けた耐力壁		せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁		（略）	（略）
〇・五	—		一・五		（略）	（略）

(+)	(+)	(+)
<p>(-)から(+)までに掲げる耐力壁と(+)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁</p>	<p>厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁</p>	<p>耐力壁</p> <p>(-)から(九)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた</p>
<p>(-)から(+)までのそれぞれの数値と(+)の数値との和(五)を超えるときは、(五)</p>	<p>○・五</p>	<p>(-)から(九)までのそれぞれの数値と(+)から(九)までのそれぞれの数値との和(五)を超えるときは、(五)</p>

表二・表三 (略)

六 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル以下としなければならない。た

(+)	(九)	(八)
<p>(-)から(八)までに掲げる耐力壁と(九)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁</p>	<p>厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁</p>	<p>耐力壁</p> <p>(-)から(七)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた</p>
<p>(-)から(八)までのそれぞれの数値と(九)の数値との和(五)を超えるときは、(五)</p>	<p>○・五</p>	<p>(-)から(七)までのそれぞれの数値と(+)から(七)までのそれぞれの数値との和(五)を超えるときは、(五)</p>

表二・表三 (略)

六 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル(床版の枠組材と床材とを緊結

だし、床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合にあっては、当該水平投影面積を六十平方メートル以下（耐力壁線により囲まれた部分の長辺の長さに対する短辺の長さの比が二分の一を超える場合にあっては七十二平方メートル）とすることができることとする。

七（略）

八 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、三〇六又は四〇六に適合する製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル（当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合には、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該耐力壁に木質断熱複合パネルを用いる場合を除き、当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

（表 略）

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、

する部分を構造耐力上有効に補強した場合には六十平方メートル）以下としなければならない。

七（略）

八 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合する製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル（当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合には、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

（表 略）

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製

枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合する製材を二本以上

口 たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

八 (略)
 (1)・(2) (略)
 十 十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(-)	たて枠と上枠又は下枠	緊結する部分			許容せん断耐力
		種類	緊結の方法		
			くぎの種類	くぎの間隔	
			本数	一箇所当たり	
CN九〇	二本	—	—		

材規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を二本以上

口 たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

八 (略)
 (1)・(2) (略)
 十 十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(-)	たて枠と上枠又は下枠	緊結する部分			許容せん断耐力
		種類	緊結の方法		
			くぎの種類	くぎの間隔	
			本数	一箇所当たり	
CN九〇	二本	—	—		

(三)	(二)								
	下 梓と 床版の 梓組材								
上 梓と頭つなぎ	その他 の階		一階 築物の ての建 三階建						
	○ C C N N N Z Z Z 九 九 九 〇 〇 〇	B N 九 〇	○ C C N N N Z Z Z 九 九 九 〇 〇 〇	B N 九 〇	○ C C N N N Z Z Z 九 九 九 〇 〇 〇	B N 六 五	B N 七 五	五 C C N N N Z Z Z 六 六 六 〇 〇 〇	五 C N 七 七
					四本		三本		
下 メ 五 ー ト 十 ル ト セ 以 ル ン 下 以 チ	以 下	下 メ 五 ー ト 十 ル ト セ 以 ル ン 下 以 チ	下 メ 十 ー ト 七 ル ト セ 以 ル ン 下 以 チ	以 下					
千 六 百 二	コ ー ト ン	千 六 百 二	コ ー ト ン	千 三 百 二				千 二 百 二	コ ー ト ン

(三)	(二)									
	下 梓と 床版の 梓組材									
上 梓と頭つなぎ	その他 の階		一階 築物の ての建 三階建							
	C N 九 〇	B N 九 〇	C N 九 〇	B N 九 〇	C N 九 〇	B N 六 五		B N 七 五	C N 六 五	B N 九 〇
					四本		三本			
下 メ 五 ー ト 十 ル ト セ 以 ル ン 下 以 チ	メ ー ト ル 以 下	メ ー ト ル 以 下	メ ー ト ル 以 下	メ ー ト ル 以 下						
千 六 百 二	コ ー ト ン	千 六 百 二	コ ー ト ン	千 三 百 二				千 二 百 二	コ ー ト ン	

(五)	(四)		
壁の 枠組材と筋 かいの 両端部	たて 枠とたて 枠 又はま ぐさ受 け		
五 C N Z 六 五	B N 七 五	五 C N Z 七 五	B N 九 〇
上 枠 二 本			
下 枠、 た て 枠 及 び	下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下
一 メ ー ト	二 千 二 百 ニ ユ ー ト	三 十 セ ン チ	三 十 四 セ ン チ
千 百 ニ ユ ー ト	ル 当 た り	ル 当 た り	ユ ー ト

(五)	(四)		
壁の 枠組材と筋 かいの 両端部	たて 枠とたて 枠 又はま ぐさ受 け		
C N 六 五	B N 七 五	C N 七 五	B N 九 〇
上 枠 二 本			
下 枠、 た て 枠 及 び	下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下	下 メ ー ト ル 以 下
一 メ ー ト	二 千 二 百 ニ ユ ー ト	三 十 セ ン チ	三 十 四 セ ン チ
千 百 ニ ユ ー ト	ル 当 た り	ル 当 た り	ユ ー ト

			B N 六五	
			下樺、た て樺及び 上樺三本	
				ー トン

この表において、くぎの種類欄に掲げる記号は、JIS A五五八（くぎ）二〇〇五に規定する規格を表すものとする。以下第二第七号の表において同様とする。

十六 壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げるとおり緊結しなければならない。

(略)	壁材の種類 構造用合板、パーティクルボード、ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板又はラスシート	くぎ又はねじの種類 C N 五〇 C N Z 五〇	くぎ又はねじの本数 	くぎ又はねじの間隔 壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下
-----	---	---------------------------------	---------------	--

			B N 六五	
			下樺、た て樺及び 上樺三本	

この表において、くぎの種類欄に掲げる記号は、JIS A五五八（くぎ）一九九二に規定する規格を表すものとする。以下第二第七号の表において同様とする。

十六 壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げるとおり緊結しなければならない。

(略)	壁材の種類 構造用合板、パーティクルボード、ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板又はラスシート	くぎ又はねじの種類 C N 五〇	くぎ又はねじの本数 	くぎ又はねじの間隔 壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下
-----	---	---------------------	---------------	--

製材	C N 五〇	下枠、たて枠及び上枠二本	—
	C N Z 五〇	上枠二本	
B N 五〇	下枠、たて枠及び上枠二本	—	
	上枠二本		

この表において、S N F 四五、C N 五〇、C N Z 五〇、B N 五〇、G N F 四〇及びS N 四〇は、それぞれJ I S A 五五〇八(くぎ) 二〇〇五に規定するS N F 四五、C N 五〇、C N Z 五〇、B N 五〇、G N F 四〇及びS N 四〇を、W S N は、J I S B 一一二二(十字穴付き木ねじ) 一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さそれぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、D T S N は、J I S B 一一二五(ドリリングタップピンねじ) 二〇〇三に適合するドリリングタップピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さ、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十三ミリメートル以上のものを表すものとする。

十七 (略)

第二 構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇、二一一若しくは三〇六に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十三ミリメートル以上のものであつて、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二一六 (略)

製材	C N 五〇	下枠、たて枠及び上枠二本	—
	B N 五〇	下枠、たて枠及び上枠二本	

この表において、S N F 四五、C N 五〇、B N 五〇、G N F 四〇及びS N 四〇は、それぞれJ I S A 五五〇八(くぎ) 一九九二に規定するS N F 四五、C N 五〇、B N 五〇、G N F 四〇及びS N 四〇を、W S N は、J I S B 一一二二(十字穴付き木ねじ) 一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さ、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、D T S N は、J I S B 一一二五(ドリリングタップピンねじ) 一九九五に適合するドリリングタップピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さ、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十三ミリメートル以上のものを表すものとする。

十七 (略)

第二 構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇若しくは二一一に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十三ミリメートル以上のものであつて、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二一六 (略)

七 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(二)		(一)			緊結する部分	緊結の方法		
その他 の階	階	地階を 除く階	又は側 根太と 土台又 は頭つ なぎ	床根太と土台又 は頭つなぎ		くぎの 種類	くぎの 本数	くぎの間隔
五	CN七五 CNZ七	五	CN七五 CNZ七	五	CN七五 CNZ七	二本	—	一箇所当 たり 千二百 ニュ ートン
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—

七 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(二)		(一)			緊結する部分	緊結の方法		
その他 の階	階	地階を 除く階	又は側 根太と 土台又 は頭つ なぎ	床根太と土台又 は頭つなぎ		くぎの 種類	くぎの 本数	くぎの間隔
—	CN七五	—	CN七五	—	CN七五	二本	—	一箇所当 たり 千二百 ニュ ートン
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—

(三)				
床版の型枠材と床材				
床材の外周部分		その他部分		
B N 七五	C N 五〇 C N 五〇 C N 五〇	B N 五〇	C N 五〇 C N 五〇 C N 五〇	O
三十六センチメートル以下	十五センチメートル以下	十センチメートル以下	二十センチメートル以下	十五センチメートル以下
千二百ニュートン	千二百ニュートン	千二百ニュートン	千二百ニュートン	千二百ニュートン

八 二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第一号及び第三号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上必要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

イハ (略)

二 床版に木質接着複合パネル(平成十二年建設省告示第四百四十六号第

一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。)を使用する場合

(三)				
床版の型枠材と床材				
床材の外周部分		その他部分		
B N 七五	C N 五〇 C N 五〇 C N 五〇	B N 五〇	C N 五〇 C N 五〇 C N 五〇	O
三十六センチメートル以下	十五センチメートル以下	十センチメートル以下	二十センチメートル以下	十五センチメートル以下
千二百ニュートン	千二百ニュートン	千二百ニュートン	千二百ニュートン	千二百ニュートン

八 二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の三に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上必要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

イハ (略)

ホ・ヘ (略)

十 (略)

第三 第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下、「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第二の規定（第二一号の規定を除く。）は適用しない。

イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(1) (4) (略)

(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあつては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替えるものとする。

ロ (略)

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第十二号、第十五号及び第十六号並びに第二十二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

二・ホ (略)

十 (略)

第三 第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下、「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第二の規定（第二一号の規定を除く。）は適用しない。

イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(1) (4) (略)

(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の四各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあつては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、特定建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替えるものとする。

ロ (略)

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第十二号、第十五号及び第十六号並びに第二十二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

イ (略)

ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号ロに定めるところによること。

三 第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第九号、第十一号、第十五号及び第十六号並びに第二第三号(床根太の間隔をメートル以下とした場合に限る。)及び第七号の規定は適用しない。

イ (略)

ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三第二号に定めるところによること。

三 第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第十五号及び第十六号並びに第二第七号の規定は適用しない。

改正案	現行告示
<p>建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する 帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建 築物の基礎の補強に関する基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第三百二十七条の二第一 号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外 に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一に、並 びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第二に定める。 ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認 める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準による ことができる。</p> <p>第一 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁（ 以下「屋根ふき材等」という。）の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関 する基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイから八までに定めると ころによる。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 地震に対して、建築物全体（令第三百二十七条の十四第一号に規定する部 分（以下この号において「独立部分」という。）であつて、増築又は改築 をする部分以外の独立部分を除く。八において同じ。）が法第二十条第一 号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算（それぞれ地</p>	<p>建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する 帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建 築物の基礎の補強に関する基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第三百二十七条の二第一 号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外 に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一に、並 びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第二に定める。 ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認 める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準による ことができる。</p> <p>第一 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁（ 以下「屋根ふき材等」という。）の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関 する基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイから八までに定めると ころによる。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 地震に対して、建築物全体（令第三百二十七条の十四第一号に規定する部 分（以下この号において「独立部分」という。）であつて、増築又は改築 をする部分以外の独立部分を除く。八において同じ。）が令第三章第八節 第一款の二に規定する許容応力度等計算（地震に係る部分に限る。）によ</p>

震に係る部分に限る。）によつて構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあつては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分について平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によつて地震に対して安全な構造であることを確かめることができるものとする。

八 (略)

二 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百二十九条の二の四第三号の規定に適合すること。

ロ (略)

ハ 建築物に設ける昇降機は、令第二百二十九条の四及び令第二百二十九条の五（これらの規定を令第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、令第二百二十九条の六第一号並びに令第二百二十九条の八第一項の規定に適合すること。

三 (略)

第二 (略)

つて構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあつては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分について平成七年建設省告示第二千九十九号に定める基準によつて地震に対して安全な構造であることを確かめることができるものとする。

八 (略)

二 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百二十九条の二の四各項の規定に適合すること。

ロ (略)

ハ 建築物に設ける昇降機は、令第二百二十九条の四（令第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、令第二百二十九条の六第一号、令第二百二十九条の七第四号及び令第二百二十九条の八第一項の規定に適合すること。

三 (略)

第二 (略)

改正案	現行告示
<p>エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条第二項第一号口の規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次のように定める。</p> <p>第一・第一 (略)</p> <p>第三 令第八十二条の五第二号に定めるところによること。</p> <p>第四 建築物の地上部分について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地震により建築物に作用するエネルギー量を次の式によって計算すること。</p> $Ed = \frac{1}{2} M \cdot Vd^2$ <p>この式において、Ed、M及びVdは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>Ed (略)</p> <p>M (略)</p> <p>Vd 次の表一に掲げる式によって計算した地震により建築物に作用するエネルギー量の速度換算値(単位:メートル毎秒)(建築物の減衰等を考慮して地震により建築物に作用するエネルギー量の速度換算値を別に計算することができる場合は、当該速度換算値とすることができる。)</p>	<p>エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次のように定める。</p> <p>第一・第一 (略)</p> <p>第三 令第八十二条の六第二号に定めるところによること。</p> <p>第四 建築物の地上部分について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地震により建築物に作用するエネルギー量を次の式によって計算すること。</p> $Ed = \frac{1}{2} M \cdot Vd^2$ <p>この式において、Ed、M及びVdは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>Ed (略)</p> <p>M (略)</p> <p>Vd 次の表一に掲げる式によって計算した地震により建築物に作用するエネルギー量の速度換算値(単位:メートル毎秒)(建築物の減衰等を考慮して地震により建築物に作用するエネルギー量の速度換算値を別に計算することができる場合は、当該速度換算値とすることができる。)</p>

ただし、地盤の種別を確かめた場合においては、更に表二に掲げる「を乗じて得た数値とすることができる。」

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

この表において、Td、Z及びGsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Td (略)

Z (略)

Gs 平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十を準用して求めたGsの数値(同告示第十中「損傷限界固有周期」及び「第三項に規定する建築物の損傷限界固有周期」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第四第一号に規定するTd」と、「安全限界固有周期」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六第一号口(1)に規定するTs」と、「建築物の損傷限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第四に規定する構造計算を行うとき」と、「安全限界時の」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定する構造計算を行うとき」と、「建築物の安全限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定する構造計算を行うとき」と、「第三第二項に規定する周期調整係数」とあるのは「第三第二項に規定する周期調整係数(「前項に

ただし、地盤の種別を確かめた場合においては、更に表二に掲げる「を乗じて得た数値とすることができる。」

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

この表において、Td、Z及びGsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Td (略)

Z (略)

Gs 平成十二年建設省告示第千四百五十七号第七を準用して求めたGsの数値(同告示第七中「損傷限界固有周期」及び「第一第一項に規定する建築物の損傷限界固有周期」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第四第一号に規定するTd」と、「安全限界固有周期」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六第一号口(1)に規定するTs」と、「建築物の損傷限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第四に規定する構造計算を行うとき」と、「安全限界時の」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定する構造計算を行うとき」と、「建築物の安全限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定する構造計算を行うとき」と、「第一第一項に規定する周期調整係数」とあるのは「第一第二項に規定する周期調整係数(「前項に規定す

規定する建築物の損傷限界固有周期」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第四第一号に規定する T_d 」と読み替えて算出した数値とする。()と、それぞれ読み替えるものとする。)

二 (略)

第五 令第八十二条の五第四号に定めるところによること。

第六 建築物の地上部分について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

- 一 イの規定によって計算した各階の主架構の吸収できるエネルギー量(以下「保有エネルギー吸収量」という。)が、ロの規定によって計算した各階の主架構の必要エネルギー吸収量以上であることを確かめること。ただし、ロの規定によって計算した各階の主架構の必要エネルギー吸収量を当該階の主架構が吸収できることを別に確認した場合又はロ(1)に規定する E_s の数値が負となる場合においては、この限りでない。

イ (略)

- ロ 建築物の各階の主架構の必要エネルギー吸収量を次に定めるところによって計算すること。

- (1) 地震によって建築物に作用するエネルギー量のうち建築物の必要エネルギー吸収量を、次の式によって計算すること。

$$E_s = \frac{1}{2} M \cdot V_s^2 - W_e$$

この式において、 E_s 、 M 、 V_s 及び W_e は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_s (略)

る建築物の損傷限界固有周期」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第四第一号に規定する T_d 」と読み替えて算出した数値とする。()と、それぞれ読み替えるものとする。)

二 (略)

第五 令第八十二条の六第四号に定めるところによること。

第六 建築物の地上部分について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

- 一 イの規定によって計算した各階の主架構の吸収できるエネルギー量(以下「保有エネルギー吸収量」という。)が、ロの規定によって計算した各階の主架構の必要エネルギー吸収量以上であることを確かめること。ただし、ロの規定によって計算した各階の主架構の必要エネルギー吸収量を当該階の主架構が吸収できることを別に確認した場合又はロ(1)に規定する E_s の数値が負となる場合においては、この限りでない。

イ (略)

- ロ 建築物の各階の主架構の必要エネルギー吸収量を次に定めるところによって計算すること。

- (1) 地震によって建築物に作用するエネルギー量のうち建築物の必要エネルギー吸収量を、次の式によって計算すること。

$$E_s = \frac{1}{2} M \cdot V_s^2 - W_e$$

この式において、 E_s 、 M 、 V_s 及び W_e は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_s (略)

M (略)

Vs 次の表に掲げる式によって計算した地震により建築物に作用するエネルギー量の速度換算値（建築物の減衰等を考慮して地震により建築物に作用するエネルギー量の速度換算値を別に定めることができる場合は、当該速度換算値とすることができる。）（単位メートル毎秒）

ただし、地盤の種別を確かめた場合においては、更に第四第二号の表二に規定する「r」を乗じて得た数値（同表中「Td」とあるのは、「次の表に掲げるTs」と読み替えるものとする。）とすることができる。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

この表において、Ts、Z及びGsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ts (略)

Z (略)

Gs 平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十を準用して求めたGsの数値（同告示第十中「損傷限界固有周期」及び「第三項に規定する建築物の損傷限界固有周期」とあるのは、「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第四第二号に規定するTd」と、「安全限界固有周期」とあるのは、「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六第一号口(1)に規定するTs」と、「建築物

M (略)

Vs 次の表に掲げる式によって計算した地震により建築物に作用するエネルギー量の速度換算値（建築物の減衰等を考慮して地震により建築物に作用するエネルギー量の速度換算値を別に定めることができる場合は、当該速度換算値とすることができる。）（単位メートル毎秒）

ただし、地盤の種別を確かめた場合においては、更に第四第二号の表二に規定する「r」を乗じて得た数値（同表中「Td」とあるのは、「次の表に掲げるTs」と読み替えるものとする。）とすることができる。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

この表において、Ts、Z及びGsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ts (略)

Z (略)

Gs 平成十二年建設省告示第千四百五十七号第七を準用して求めたGsの数値（同告示第七中「損傷限界固有周期」及び「第一項に規定する建築物の損傷限界固有周期」とあるのは、「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第四第二号に規定するTd」と、「安全限界固有周期」とあるのは、「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六第一号口(1)に規定するTs」と、「建築物の損傷

の「損傷限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第四に規定する構造計算を行うとき」と、「安全限界時の」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定する構造計算を行うとき」と、「建築物の安全限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定する構造計算を行うとき」と、「第三第二項に規定する周期調整係数」とあるのは「第三第二項に規定する周期調整係数（前項に規定する建築物の損傷限界固有周期）」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第四第二号に規定する T_d 」と読み替えて算出した数値とする。（と、それぞれ読み替えるものとする。）

We 第四第一号の規定を準用して計算した建築物が損傷限界に達する時までには吸収することができるエネルギー量（この場合において、同号の n_i の定義中「二」とあるのは「五」と読み替えるものとする。）（単位 キロニュートンメートル）

ただし、建築物が損傷限界に達する時に各階に生ずる層せん断力と令第八十二条の三に規定する当該各階の保有水平耐力との比に応じて当該建築物に弾性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー量を別に計算できる場合においては、当該計算によることができる。

(2) 建築物の各階の必要エネルギー吸収量を、次の式によって計算すること。ただし、建築物と地盤との相互作用、架構の形式その他の建築物の地震応答に影響を与えるものの実況に応じて各階の必要エネルギー吸収量を別に計算できる場合においては、当該計算によることができる。

限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第四に規定する構造計算を行うとき」と、「安全限界時の」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定する構造計算を行うとき」と、「建築物の安全限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定する構造計算を行うとき」と、「第一第二項に規定する周期調整係数」とあるのは「第一第二項に規定する周期調整係数（前項に規定する建築物の損傷限界固有周期）」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第四第二号に規定する T_d 」と読み替えて算出した数値とする。（と、それぞれ読み替えるものとする。）

We 第四第一号の規定を準用して計算した建築物が損傷限界に達する時までには吸収することができるエネルギー量（この場合において、同号の n_i の定義中「二」とあるのは「五」と読み替えるものとする。）（単位 キロニュートンメートル）

ただし、建築物が損傷限界に達する時に各階に生ずる層せん断力と令第八十二条の四に規定する当該各階の保有水平耐力との比に応じて当該建築物に弾性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー量を別に計算できる場合においては、当該計算によることができる。

(2) 建築物の各階の必要エネルギー吸収量を、次の式によって計算すること。ただし、建築物と地盤との相互作用、架構の形式その他の建築物の地震応答に影響を与えるものの実況に応じて各階の必要エネルギー吸収量を別に計算できる場合においては、当該計算によることができる。

$$Es_j = \frac{s_i(p_i \cdot p_{Hi})^{-n}}{\sum_{j=1}^N s_j(p_j \cdot p_{Hj})^{-n}} \cdot Es$$

この式において、Esi、si、pi、pti、n、N及びEsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Esi (略)

si (略)

pi (略)

pti 各階の必要エネルギー吸収量に係る当該階の偏心による割増に

等価な保有水平層せん断力係数の低減係数で、令第八十二条の六

第二号の規定によって計算した各階の偏心率に応じた次の表に

掲げる数値（各階の構造耐力上主要な部分の水平力に対する剛性

、耐力及びそれらの配置の状況を考慮して各階の必要エネルギー

吸収量に与える偏心の影響に基づいて計算する場合には、

当該計算によることである。）

(表 略)

n (略)

N (略)

(3) (略)

二 (略)

第七 (略)

第八 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第四第四号の規定によって

計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び第四第二号に定める

地震によって各階に生ずる加速度を考慮して平成十二年建設省告示第千四百

$$Es_i = \frac{s_i(p_i \cdot p_{Hi})^{-n}}{\sum_{j=1}^N s_j(p_j \cdot p_{Hj})^{-n}} \cdot Es$$

この式において、Esi、si、pi、pti、n、N及びEsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Esi (略)

si (略)

pi (略)

pti 各階の必要エネルギー吸収量に係る当該階の偏心による割増に

等価な保有水平層せん断力係数の低減係数で、令第八十二条の三

第二号の規定によって計算した各階の偏心率に応じた次の表に掲

げる数値（各階の構造耐力上主要な部分の水平力に対する剛性、

耐力及びそれらの配置の状況を考慮して各階の必要エネルギー吸

収量に与える偏心の影響に基づいて計算する場合には、当

該計算によることである。）

(表 略)

n (略)

N (略)

(3) (略)

二 (略)

第七 (略)

第八 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第四第四号の規定によって

計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び第四第二号に定める

地震によって各階に生ずる加速度を考慮して平成十二年建設省告示第千四百

五十七号第十一に定める構造計算を準用して風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、同告示第十一第二号中「令第八十二条の五第三号の規定」とあるのは「第四第四号の規定」と、同号イ及びロ中「建築物の損傷限界時」とあるのは「第四第二号に規定する地震によるエネルギーが建築物に作用する時」と、同号ハ中「建築物の損傷限界時における」とあるのは「第四第四号の規定によつて」と読み替えるものとする。

第九（略）

五十七号第八に定める構造計算を準用して風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、同告示第八第二号中「令第八十二条の六第三号の規定」とあるのは「第四第四号の規定」と、同号イ及びロ中「建築物の損傷限界時」とあるのは「第四第二号に規定する地震によるエネルギーが建築物に作用する時」と、同号ハ中「建築物の損傷限界時における」とあるのは「第四第四号の規定によつて」と読み替えるものとする。

第九（略）